

第1日目（6月11日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。傍聴者の皆様方におかれましては早朝より大変ご苦労さまでございます。心より感謝申し上げます。ただいまから平成25年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後欠席の届け出が出ておりますのでこれを許します。また、市長広報室長から表彰伝達式写真撮影の許可願が出ておりますのでこれを許します。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号11番・寺口友彦君及び議席番号12番・中沢一博君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については、去る5月31日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日6月11日から6月21日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月11日から6月21日までの11日間と決定いたしました。

○議 長 暫時休憩いたします。

[午前9時31分]

○議 長 休憩を閉じこれより表彰伝達式を行います。

[午前9時32分]

○議 長 この表彰は全国市議会議長会表彰規定に基づき、表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

○議 会事務局長 それでは被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、敬称は略させていただきます。恐縮ですがお名前を申し上げましたら正面のほうにお進みをいただきたいと思います。

全国市議会議長会表彰規定に基づき表彰を受けた者、岡村雅夫。市議会議員在職10年以上表彰であります。まことにめでとうございます。以上、1名の方が表彰を受けられました。

○議 長 表彰状、南魚沼市、岡村雅夫殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定期総会にあたり今回表彰規定により表彰いたします。平成25年5月22日全国市議会議長会会長、佐藤祐文代読。どう

もおめでとうございました。

〔拍手〕

○議 長 ここで市長より祝辞をお願いいたします。市長。

○市 長 それでは本日、全国市議会議長会から表彰をお受けになりました岡村雅夫議員に心よりのご祝辞を申し上げます。ただいま全国市議会議長会表彰をお受けになりました岡村雅夫議員様おめでとうございました。市民とともに心からお祝い申し上げますとともに、長年にわたり市の発展にご尽力いただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

岡村議員様はその円満なる人格とそして町政、市政に対する熱意により、今現在は市であります市民の厚い信頼を受けられ通算 17 年以上、合併前大和町議会議員 12 年 7 か月、合併後市議会議員 4 年 7 か月であります。この長年にわたり議員としてご活躍をいただいております。岡村議員におかれましては、大和町議会においては議会運営委員会副委員長、産業建設委員会副委員長等の要職を歴任されました。また、市議会議員になりましてからも地域医療対策特別委員会等それぞれ要職を歴任されているところであります。岡村議員の豊かな識見とそして卓越した手腕をもって議会の円滑な運営に努められ、多大なご貢献をいただくとともに市政の健全なる発展のために終始一貫ご努力を賜りまして、深く敬意を表する次第であります。

今、国と地方の協議の場の中で、真に地方が必要とする施策を国と協議していくためにも、地方議会の使命はますます重大となり、当市にあっても議員の皆様方の使命はまことに大きなものがあろうかと思っております。岡村議員におかれましては今後ともご自愛をいただきまして、南魚沼市の発展のためにさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、このたびの受賞を心からお祝い申し上げ、甚だ粗辞でありますけれども、ご祝辞とさせていただきます。本日は大変おめでとうございました。

〔拍手〕

○議 長 なお、岡村議員におかれましては、去る 4 月 4 日に北信越市議会議長会より同様の表彰を受けられましたので、この場をお借りしご報告を申し上げます。

被表彰者であります岡村議員から謝辞をお願いいたします。

○岡村雅夫君 ただいまは身に余る表彰と市長からのご祝辞をいただきまことにありがとうございました。身の引き締まる思いであります。ご列席の皆様方を初め多くの皆さんのご支援のたまものと思っています。ありがとうございました。

思い起こしてみますと、ちょうど 20 年前になりますが 1992 年、平成 4 年 4 月 12 日でありましたが、関町長 3 期目の選挙のときに執行されました補欠選挙に立候補いたしまして、無投票当選したのが議員としての始まりであります。義理の叔父である日本共産党の田邊正夫議員の死去による欠員の補充選挙でありました。41 歳 9 か月のときでありました。政治的に弱者といわれる人たちに光の当たる町政を目指して頑張ると議会だよりに寄稿したことを思い出します。

今ほど市長からありましたように、大和町議会 12 年 6 か月、合併在任特例で 1 年、そして今期 3 年 6 か月あわせて 17 年間務めさせていただいております。合併選挙では落選を経験しております。大崎地域では 3 人が立候補し、共倒れをして議員のいない地域となりました。落選した翌年は長年区の役職を遠のいていましたので、即区長を命ぜられました。また、父が大腸がんの手術をし、その後痴呆が始まり介護をしながらの稼業でありました。2009 年、平成 21 年 1 月 26 日でありますが、父が 81 歳で亡くなりまして再度議会議員に挑戦することになりました。結果は 1,616 票、8 位での当選でありました。多くの方々の支援があつての議員活動です。身の引き締まる思いで精進しているところであります。

早いものでこの 10 月には改選となります。既にいろいろな動きがあるようではありますが、私の所属する党組織では挑戦をすることに決定をしておりますが、大変お騒がせするかと思っておりますがよろしくお願ひいたします。62 歳になろうとしている今ではありますが、気持ちは若いときとそう変わりませんが、体にはいろいろな症状をあらわし変化を感じるようになってきました。私の場合は職業柄といいますか建築業をし、議員を務めということで非常に飲食の機会が多いために、酒を飲む量が多くオーバーワークになってきているなど感じております。薬を飲みながら暴飲暴食はいかかなものかと先般、酒を控えております。もう少しで高校時代の体重に戻るようであります。健康が第一、健康であつてこそ議員活動ができるものと確信するこのごろであります。

また、多くの方々のご支援で今日を迎えているのはもちろんですが、家族には配慮が足りず計り知れない負担と苦勞をかけています。協力者であり最大の批評者であります。この場を借りて敬意を表したいと思ひます。非常に個人的なことに終始してしまいましたが、以上で簡単ではございますが謝辞にかえさせていただきます。大変ありがとうございました。

(拍手)

○議 長 ありがとうございます。以上で表彰伝達式を終わります。片づけのため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

[午前 9 時 45 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前 9 時 52 分]

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。総務部長。

○総務部長 おはようございます。貴重なお時間をお借りいたしましてまことに申し訳ございませんが、本日議席のほうに所信表明等資料の訂正についてということで、正誤表を配付させていただいておりますのでご覧をいただきたいと存じます。先月の 31 日に配付させていただきました所信表明資料等の一部に誤りがございましたので、ご訂正をお願いするものでございます。お配りしたものの「記」以下に記載いたしました 1 の所信表明資料、2 の第 5 号報告、3 の第 7 号報告とも字句の訂正ということでございます。大変お手数をおかけいたしますが、ご訂正をお願い申し上げます。この 4 月から総務部長を務めさせていただいて

いるわけですが、初めての議会それも開会早々にこういった訂正のお願いでまことに恐縮でございます。以後こうしたことのないように気をつけてまいりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

また、このほか第5号報告の追加説明資料及び入札日の関係上、本日の配付とさせていただいておりました第51号、52号、53号議案も議席のほうに配付させていただいておられますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。市長。

○市 長 おはようございます。6月定例会議会に当たりまして、所信表明を申し上げます前に、皆様方に1件ご報告を申し上げます。

先般行われました南魚沼市第4回のグルメマラソンでございますけれども、当日非常に天候にも恵まれ4,449名という過去最大の参加者の中で盛大に開催されたわけでありまして、本当に素晴らしい大会でありました。ただ、ひとつ残念なことに、ハーフ部門ですけれどもゴール直前で1名の方が倒れられまして、すぐに医師も駆けつけ応急措置等を施し、救急車で大和病院にも搬送したわけでありまして、まことに残念なことに亡くなられたという事実であります。出身は千葉県の方でありますから当日はお勤めが福島県いわき市というところでありまして、同僚4名か5名の方とおいでになっていた方でありまして、そういうことがございました。

本当に残念でありますけれども、なかなか状況として今はその原因が、心筋梗塞であるのか、あるいは熱中症であるのかこの辺はごくまだ定かではございませんが、大会運営に対しての瑕疵、これは全くないわけでありまして、けれども、いずれにいたしましても若い方が1名尊い命を落とされたということでありまして、この事実を皆様方にご報告申し上げますとともに、亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げたいと思っております。

それでは所信表明に入らせていただきます。平成25年6月定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝申し上げます。ここで、3月定例会以降の経過等につきましてご報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。母子保健事業につきましては、妊婦健康診査及び子宮頸がん予防ワクチン等3ワクチン接種に係る国の補助事業が、平成24年度で終了したことから、一般財源により引き続き全額公費助成で実施をしております。また、乳幼児健診事業は、7か月児健診を離乳食教室にかえ、10か月児健診を集団健診から医療機関委託による個別健診として、実態に即した効率的な事業とすべく進めているところであります。

首都圏を中心に風疹が大流行していることから、緊急対策として風疹の予防接種を促進し、妊婦への感染を防止することにより、先天性風疹症候群の発生を防ぐことを目的といたしました、新潟県の風疹予防接種緊急対策事業補助金の交付を受け、今年度の接種者に助成を行

うことといたしました。

健（検）診事業につきましては、受診率の向上を図るため、今年度から特定健診受診者で希望する方に、心電図検査及び眼底検査を有料で実施しております。

ゆきぐに大和病院につきましては、3月31日付で整形外科で常勤医師2人の退職がありましたが、4月1日付で内科の常勤医師1人を採用することができました。今後、在宅医療・在宅支援部門の充実を図るとともに、引き続き医師の確保に取り組み、市民生活の安定に努めてまいります。

障がい福祉関係につきましては、4月から新たに3か所の障がい福祉施設が開設いたしました。浦佐地区に障がい福祉サービス事業所「工房とんとん」、六日町地区に障がい者グループホーム「ひだまり・こぐりやまホーム」と、総合支援学校内に日中一時支援事業所「マカロン」がそれぞれオープンし、利用者のご家族などへの支援と障がい福祉サービスの拡充が図られました。

養護老人ホーム魚沼荘の改築事業につきましては、平成24年度に基本計画のコンペを実施し、採用案を決定いたしました。それに基づき採用案の提案事業者と4月22日に基本・実施設計業務委託契約を締結いたしました。

介護保険関係につきましては、株式会社倉友が石打地区に建設いたしました、小規模多機能型居宅介護「小規模多機能介護センター石打の家」が4月1日に、株式会社大平建設工業が六日町地区に建設いたしました、特定施設「サービス付き高齢者向け住宅うららか」が、5月1日にそれぞれオープンいたしました。また、9月に石打地区にミニ特養が、12月に五十沢地区に小規模多機能型居宅介護事業所がオープン予定として準備が進んでおります。小規模多機能25床、特定施設20床、デイサービス1か所が完成し、ミニ特養29床、ショートステイ20床、小規模多機能25床が今年度内に完成見込みとなり、第5期介護保険事業計画で予定をいたしました施設整備が完了する予定であります。引き続き、特養待機者の改善と在宅介護サービスの向上を図ってまいります。

子育て支援関係につきましては、内閣府による子ども・子育て会議が4月26日に開催され、今後基本方針が示される予定となっております。

市町村計画策定の前段の作業といたしまして、今年度は、幼児教育・保育・子育て支援の需要や供給体制について、関係団体等と連携しながら9月ごろをめどにニーズ調査に取り組んでまいります。

施設関係につきましては、塩沢保育園のトイレの改修、室温35℃を超える保育室など、特に緊急性が高い施設につきまして、空調設備の更新、追加などの対応を実施してまいります。平成25年度国民健康保険税につきましては、被保険者の課税所得及び平成24年度の決算見込みを精査した結果、税率を据え置いても運営が可能との見通しが立ちましたので、5月23日開催の国民健康保険運営協議会に諮問を行い、税率の据え置きを決定いたしました。その後、5月28日開催の議会全員協議会で内容の説明を行ったところであります。

後期高齢者保健事業につきましては、75歳以上の方々に対する肺炎球菌ワクチンの予防接

種の補助を、本年7月から行うこととしております。1人当たり3,000円を補助し、接種率向上により重篤化防止と医療費抑制の効果を期待しております。

またあわせて、人間ドック費用の補助につきまして、これまで国民健康保険被保険者に対して行っておりましたが、本年4月1日から後期高齢者医療保険被保険者に対しても、1人当たり1万円を補助することとしております。

次に、教育・文化についてであります。市立総合支援学校につきましては、多くの皆様の支援を受け4月10日に感動の開校式・入学式を行いました。教育目標であります「ここからだから 笑顔あふれる 子どもたち」の実現に取り組んでまいります。

市立城内、大巻、五十沢中学校の統合方針につきましては、本年3月、市教育委員会の決定を受け、4月から関係地区の小・中学校PTA総会、六日町地域行政区長会、地元地域において説明会を開催いたしました。実施に当たりましては、保護者、地域の皆様への統合の趣旨を十分に理解していただきながら、地域の合意のもとに進めてまいります。

県立武道館整備に関する要望及び県立塩沢商工高等学校への建設系学科の新併設の要望につきましては、5月28日開催の議会全員協議会において、ご報告を申し上げたところでありますが、実現に向け鋭意努力を重ねてまいり所存であります。なお、この県立武道館につきましては、7月8日に再度、要望、希望をしている全5市がプレゼンテーションを行うということに決定しておりますので、また改めて南魚沼市の優位性等を訴えてまいりたいと思っております。

大原運動公園整備につきましては、野球場のメインスタンドも徐々にその姿を現し、現在の工事進捗率は47.8%となっております。

図書館建設につきましては、東口及び北口付近の工事を完了し、RARA内で移転した4つのテナントが営業を行っております。現在は、医院移転先の間仕切り工事を行っており、7月ごろからは、図書館本体工事に移ってゆく予定であります。

8月29日から2日間の日程で、関東地域等1都10県の公民館関係者により「関東甲信越静公民館研究大会」の開催を予定しており、共同開催の湯沢町とともに大会の成功と南魚沼の魅力を十分発信する機会となるよう準備を進めております。

子ども・若者育成支援センターにつきましては、発達の気になる子どもの支援として、臨床心理士、保育士及び作業療法士を中心とし、乳児健診時の発達相談、乳幼児に対する遊びの教室及び保育園、幼稚園、こども園等の園児に対し巡回訪問相談を定期的に行い、専門的な支援を実施いたします。

内閣府による子ども・若者支援地域協議会の運営モデル事業を実施し、相談員、関係機関等に向けて、実績を有した専門家による指導・助言を行い、子ども・若者支援地域協議会の円滑な運営を図ってまいります。

また、市立総合支援学校内に、家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」を開設し、保護者への支援を行います。

次に、環境共生についてであります。し尿のくみ取り量は、下水道の普及とともに年々減

少しております。このままでは収集運搬業務に支障が生じる懸念がありますので、仮設便所に係るし尿収集、運搬、処理方法の一部について、変更すべく準備を進めております。

このたび、六日町市街地に洪水対策等を主な目的として、かねてから市の念願でありました、河川及び道路改良の大型事業がようやく着手されました。この事業を確実に予定通り進めていくためには、地権者の協力が必要となります。意思に反して支障移転を強いられる市民の生活は、確実に再建できるものとしなければなりません。現在、同市街地につきましては、地盤沈下防止を目的として、消雪井戸の掘削について条例で厳しく制限をしておりますが、これらのことから、規制区域内において例外的に井戸設置を認めることもやむを得ないと判断をいたしました。

つきましては、今議会に、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「地下水の採取に関する条例」の一部改正を提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

今年度から地球温暖化防止と自然エネルギー利用の促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を創設いたしました。市報4月15日号で募集を行ったところ、早くも4月末には予定件数に達する応募をいただきました。これは国の施策とも相まって、市民の自然エネルギーに対する理解と関心の高さをうかがわせるものと考えております。システム設置を検討中の方もいると思いますので、この機会にさらなる普及啓発を図りたく、追加の予算を今議会補正予算に計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。当面、日本の電力供給は、火力発電に頼らざるを得ない状況が続くものと考えられます。一方で二酸化炭素排出量は、確実に増加しております。このようなことから、来年度以降も引き続き制度の継続を検討してまいります。

次に都市基盤についてであります。平成25年度の国土交通省予算では、新たな課題として浮上してきております国民の命と暮らしを守るインフラ整備と成長力強化に対処するため、平成24年度補正予算とともに、いわゆる「15か月予算」として、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化し、一体的に施策を実施することといたしました。これにより中長期的な視野に立って、災害に強く成長力に富んだ国土の構築を図りつつ、それぞれの地域の力、現場の力を取り戻し、一步一步着実に我が国全体の新たな成長力の底上げを図ることを目指すこととしております。平成25年度予算額は、総額7兆3,103億円でありまして、前年対比として1割増となっております。

市内の国の直轄事業につきましては、「国道17号六日町バイパス」に1億5,000万円、「国道17号浦佐バイパス」に3億2,500万円、「国道253号八箇峠道路」に34億円の配分がなされました。ほかに国道17号交通安全事業として、観光交流拠点「道の駅」に関連して整備する「石打自転車歩行者道その2整備」、同じく国道17号の電線共同溝事業といたしまして「六日町電線共同溝」が予定されております。また、湯沢砂防事務所につきましては、水無川水系で「高石上流第2号砂防堰堤工」、三国川水系で「小川・土沢・蛭窪地区砂防堰堤工」、それから高棚川水系で「高棚川砂防堰堤群」等が予定をされております。

県営事業につきましては、「国道291号坂戸バイパス」、「県道欠ノ上五日町線野田ICアク

セス」などの道路改築事業、「一村尾工区、大木六工区」の歩道整備事業、「十二沢川、城之入川」の河川改修事業等が予定されております。

当市の道路関係につきましては、社会資本整備総合交付金事業として道路改築、交通安全、消雪パイプリフレッシュ、舗装修繕などの事業を予定しており、事業費で6億1,100万円、国費ベースは3億7,710万円であります。要望額に対し84%の予算配分でありました。平成24年度補正予算と同様に、景気対策からも早期発注に努めてまいりたいと考えております。

市民の住環境の向上と地域経済の活性化を促進するため、事業実施4年目を迎えました「住宅リフォーム事業」につきましては、5月1日から31日まで受付をいたしました。5月24日現在では592件、事業費6億2,743万円、補助金交付予定額が4,925万円であります。審査終了後、6月14日に交付決定通知を送付する予定としております。

水道事業につきましては、現水道ビジョンの策定から4年が経過し、自然災害や大規模停電による大規模断水を想定した危機管理体制の強化や非常用緊急水源の必要性、あるいは放射性物質への対応とともに、環境・エネルギー対策の強化、財政見直しなど多くの課題があることからビジョンの改定を進めてまいりました。このたび、水道審議委員会におきまして、慎重な審議をいただき「改定水道ビジョン」として決定する運びとなりました。

下水道事業につきましては、国の平成24年度補正予算に伴う事業繰越分については、今年度4月末でおおむね発注済みとなっております。また、平成25年度予算につきましては、事業費で11億2,746万円、国費ベースでは5億6,382万円、要望額に対して80%の配分となりました。6月末頃に交付決定の予定となっておりますが、今年度から社会資本整備総合交付金のほかに、昨年度末に創設されました防災・安全交付金をあわせて活用することとし、予算確保に努めながら事業の進捗を図っていきたくと考えております。

直接投入型ディスポーザー導入につきましては、生ごみについて既存ごみ処理施設での処理とディスポーザー導入の経済比較、県及び関係機関と協議を重ねてまいりましたが、市内のごみ処理の選択肢を提供することを目的に、大和地域の公共下水道、農業集落排水の処理区域で今年度は実施することといたしました。

つきましては、今議会にディスポーザー設置条例を提案いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、産業振興についてであります。平成25年産米の生産調整につきましては、市への配分は昨年度より、187.97トン増の2万1,423.18トンの数量となりました。

また、地域間調整分につきましては、昨年の実績から現行制度での県間調整では数量が期待できないことと、東日本大震災被災県からの提供数量も減少することが予想されました。このことから、平成25年産米の地域間調整の配分につきましては、加工用米等の数量を上限として、地域間調整で確保できた数量を、加工用米等の申込者を対象に数量調整を行うこととして、市内の2つの地域農業再生協議会で、2月下旬から各地域で説明会を開催し、水稻生産実施計画書のとりまとめを開始いたしました。

5月上旬には地域間調整の数量もおおむねまとまり、結果的には目標配分及び地域間調整

分の数量増から、平成 24 年産米で減少いたしました生産数量は、平成 23 年産米並みの作付を確保することができました。

県間調整につきましては、今後も厳しい情勢が想定されます。現行制度での県間調整は、生産数量を提供する県は翌年度の生産数量が減じられることから、提供県からの数量が期待できないこととなり、昨年の地域間調整では当初数量で前年比 50%を割りました。しかし、最終的には宮城県から新規に提供いただき、77%まで回復した数量となったわけでありませうけれども、特例措置が適用されている東日本大震災被災県からの提供数量も、復興とともに提供数量が減少することが予想されることから、現行の県間調整制度で実質的な機能を発揮できない現状を訴え、制度改善の要望とともに適地適作による農政の取り組みを国へ要望しているところであります。

生産者におかれましては、良質米の生産による魚沼米のブランド力を高め、生産数量目標の確実な達成により、実質作付面積の拡大を図りながら、地域経済の活性化に寄与することを期待しているところであります。

平成 24 年度も 3 年連続の豪雪となり、消雪の遅れが懸念されたことから、水稻育苗施設やスイカ定植畑の確保を図るため、新潟県及び J A と連携し、緊急消雪促進対策事業を実施しましたが、例年並みの雪消えとなり、制度利用者も 355 人で昨年度より 139 人の減少でありました。

昨年は、高温障害によるコシヒカリ 1 等米比率が 62%と大幅に低下したことを受けて、地域振興局や J A などの関係機関及び関係者が協力して、気候変動に迅速かつ確実に対応するため、生育調査や診断による情報提供を行い、1 等米比率 95%以上を目指して取り組むことで、良質米の V 字回復を確認し合っているところであります。

「人・農地プラン」につきましては、昨年度、地域振興局、J A など関係機関と連携、協力し、28 プランを立ち上げ、新たにスタートいたしました。今年度は、市内全域を対象にし、現在の 28 プランを包含した形で 12 地区ごとのプラン作成を始めており、各地域の懇談会を開催しております。農地集積の推進、新規就農者の増大などを図り、持続可能な農業基盤の確立に向け、取り組みを進めてまいります。

新潟・福島豪雨で被災した農林災害復旧につきましては、被災から 3 年目となり、関係機関及び建設事業者の協力を得ながら、今年度の完了を目指して復旧を進めているところであります。

農地・農業用施設の復旧状況につきましては、塩沢西山地域の被害甚大な地域を除いてはおおむね復旧がなされたものと思っております。塩沢西山地域でも平成 25 年作付がより多くできるよう、雪が多く残っている 3 月から積極的に現場に入り、復旧工事を行っていただいているところでありますが、小規模の水田未復旧箇所も多くあり、今後も建設事業者の皆様のご協力と地元のご理解をお願いするところであります。

次に商工業関係であります。雇用・景気対策関係につきましては、中小企業に対する資金繰り対策として実施しております、セーフティネット緊急保証の認定件数が本年 1 月から

4月末までで7件となり、昨年同期の33件に比べ26件ほど減少をしております。

雇用対策につきましては、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業といたしまして、4,092万3,000円の内示を受け、事業で新規、継続を合わせて14人の雇用を順次開始しております。

観光振興につきましては、昨シーズンのスキー場関係は12月から十分な降雪があり、入込客数は120万人を上回りましたが、スキー観光は依然として厳しい状況下にあります。

「国際ご当地グルメグランプリ in 南魚沼牧之通り」には5万7,000人が訪れ、道の駅「南魚沼」には25万8,936人の方からお越しいただきました。

また、郷土料理「きりざい」をもとにしたご当地グルメ「南魚沼きりざい丼」を通じて、南魚沼市を全国に発信するため結成されました官民共同のまちづくり団体「南魚沼きりざいDE愛隊」が、5月11日「ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会、通称愛Bリーグでありますけれども、この評議会におきまして、1年間の活動実績が認められ、本部加盟団体となりまして、11月9日から10日に愛知県豊川市で開催されます「B-1グランプリ」の全国大会に新潟県の団体として、初めて参加することが決定をいたしました。今後も「南魚沼きりざいDE愛隊」とともに、「B-1グランプリ」等の食を通じたまちおこしイベントで、全国に南魚沼市の「食・文化・歴史・人」などを大いにアピールし、多くの方々からこの地に足を運んでいただけるような取り組みを続けてまいります。

ようやく景気も回復の兆しもみえておりますので、来年度の新潟デスティネーションキャンペーンに向け、より多くのお客様を迎える準備をし、地域経済の振興に努めてまいります。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。5月7日に塩沢中学校と姉妹校の道岩面中学校のある韓国——これはなかなか難しい大関嶺——テグアルリョンとこういう名前ですが、この観光協会関係者8名が、交流25周年の記念事業として来訪し、表敬訪問を受けました。

昭和62年に観光協会の間で盟約が交わされ、以来、地域交流・人的交流が行われてきました。当市も合併があり、先方でも変更があったことから、表敬訪問と併せ、大関嶺国際交流協会と南魚沼市観光協会、南魚沼市日韓友好協議会の3者が改めて盟約を交わしたところがあります。一行は5月6日に来日され、夜には歓迎レセプションが行われました。7日と8日に市内を視察した後、9日に帰国をされたところでもあります。

株式会社プリンスホテル様では、六日町八海山スキー場で採取した湧水を、今年の4月6日から「南魚沼の美味しい湧水」として販売開始しております。この水は、硬度7ミリグラムパーリットルという超軟水でありまして、調理や調乳に適していることから売り上げを伸ばし、3月末までに12万2,000本程度の売り上げがあったとのこととあります。1本当たり1円を市にご寄附いただけることとなっておりますので、平成24年度後半の分として、このたび8万数千円をご寄附いただけることとなったところとあります。

市政を身近に感じていただき、市政に市民の意見を反映させるため、ただいま市政懇談会を市内全域で開催しているところとありますが、これに加えて「なんでもいいあう」機会の

創設を検討しております。今回の補正予算では、その試行として「若者まちづくり会議」を開催する経費を計上させていただきました。会議は2回を予定しており、「人口減少問題への対策について」などテーマを決めて、ワークショップ形式で自由にご意見をいただく機会にしたいと考えております。また、将来的にはこの会議を若手職員で運営できるよう、人材育成をあわせて進めてまいります。

地域防災計画につきましては、東日本大震災、新潟・福島豪雨災害など大きな災害が相次ぎ、国の災害対策基本法の一部改正、防災基本計画の見直し、県の地域防災計画の修正などが行われたことを受けまして、見直しを進めてまいりました。3月26日に開催しました南魚沼市防災会議で原案をお示しし、その後4月8日から26日までパブリックコメントを実施した中で、5月22日の同会議で決定をいただきました。特に今回は福島第一原子力発電所の事故により、国の原子力災害対策の抜本的な見直しが図られましたので、原子力災害対策編を新たに編成をいたしました。今後も、国の原子力災害対策指針が見直しされる予定でありますので、それに伴い必要な修正を加えてまいります。

地方公務員の給与減額支給措置につきましては、本年1月に国から地方公共団体へ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があったところであります。市といたしましては、国家公務員の減額措置反映後のラスパイレス指数が100.8%となったため、給料について相対的な給与水準の上昇分と捉えられる0.8%を、管理職手当について10%と、それぞれ本年7月から来年3月までの9か月間減額することといたしました。

また、特別職の給料につきましても、市長において5%、副市長について3%、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者については2%を、それぞれ職員と同期間減額することといたしました。これにつきましては、今議会に条例の一部改正を提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

ただ、この措置は国が一方的に地方の職員に対する給与削減その手段として交付税を減額するという、過去にも例がありませんし、これからもあってはならないことでありますけれども、こういう暴挙に出たわけでありまして、このことにつきましては全国市長会、新潟県の森市長がまた会長でありますけれども、党では強く反発をいたしております。当然私もその思いで今日までまいりました。

今この減額措置を実施しなければ、約1億二千万円から五千万円の交付税が減額をされるということでもあります。これはまさに背に腹はかえられないという思いでありますし、断腸の思いでありますので、今回はこういうことといたしますけれども、こういうことが今後再び提案されることのないように、改めて地方分権、地方主権ということについて強い意志を持って取り組んでまいりたいと思っております。

消防庁舎整備事業につきましては、平成22年度から始まり、今年度の訓練塔建設及び外構整備で全て完了いたします。訓練塔につきましては、各種消防訓練施設、水防、林野火災資機材庫及びホース乾燥施設を含み、消防署員のみならず、消防団員や市の山岳救助隊員等の各種訓練にも活用いたします。今後、地域住民の安心・安全を守る消防防災拠点といたしま

して、一層消防力の強化に努めてまいります。

企業会計につきましては、3月31日をもって決算となりましたので、平成24年度事業年度会計の決算概要をご報告申し上げます。

水道事業会計につきましては、収益的収支で総収益22億1,441万円、総費用18億7,777万円で、差し引き3億3,664万円の純利益が発生する見込みであります。資本的収支では、12億9,735万円の不足額が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補填をいたしました。配水量は837万8,100立方メートルでありますし、有収水量666万2,200立方メートルであります。

病院事業会計のうち大和病院事業分につきましては、収益的収支では、総収益は37億4,218万円、総費用37億4,161万円で、差し引き57万円の純利益が生じる見込みであります。資本的収支では、5,368万円の不足が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

一般会計につきましては、本年3月28日付で平成24年度補正予算第8号を専決処分いたしました。補正内容につきましては、下水道特別会計補正予算とともに今定例会においてご報告を申し上げます。

一般会計及び特別会計につきましては、5月31日をもって会計閉鎖となりましたので、現在決算整理作業を行っているところであります。繰越金の発生が見込まれますが、今回の補正予算第1号では、必要となる額のみを計上し、残額につきましては額の確定を待って、9月補正に計上したいと考えております。

日本経済は、アベノミクスということによります円安・株高の進展と景況感の好転を受けて、企業の業績改善が進んでおります。しかし、地方経済に波及するには時間を要し、地方における雇用対策等が不十分であれば、デフレからの脱却が後退するものと心配をされるところであります。今後、国の成長戦略等を注視しながら、活力ある施策を一步一步着実に進めてまいり、「地域完結型社会」の構築に努めてまいる所存でありますので、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げます。所信表明とさせていただきます。

むすびに今議会の提出案件30件、内訳として条例9件、予算1件、その他20件でございます。よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

○議長 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議長 長 日程第5、報告第2号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・井上智明君の報告を求めます。14番・井上智明君。

○井上議会運営委員長 それでは3月定例会において議会運営委員会に付託されました継続調査についてご報告をいたします。

調査の状況であります。期日が平成25年5月31日であります。委員の出席状況は8名全員、そのほかに正副議長からも出席をいただきました。調査の内容については執行部から新総務部長、新企画政策課長、新総務課長、新財政課長の4名の出席を求めまして、6月定

例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査の検討を行いました。

調査事項でありますけれども、1として平成25年6月南魚沼市定例会の運営についてでありまして、(1)の付議事件の概要から(6)の人事案件の採決の方法についてまでを第1として審査いたしました。

2として議員の派遣についてを審査いたしました。この議員派遣についてであります、これは8月19日に三条市で開催されます地区の市議会合同議員研修会の参加について発議することを審議したものであります。

(3)閉会中の議会運営委員会の開催について、(4)その他ということであります。以上であります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。どうもご苦労さまでした。

○議 長 総務文教委員長・関 昭夫君の報告を求めます。16番・関 昭夫君。

○関総務文教委員長 総務文教委員会の閉会中の事務調査についてご報告を申し上げます。調査事項につきましては、総合支援学校について、図書館の運営について、指定管理者の公募方針について、体罰・いじめについて、地域防災計画について、その他として3点ほどありました。調査の状況ですが、期日は4月25日、議員の出席状況ですが全員出席、議長からも出席をいただきました。調査内容につきましては、執行部、教育長ほかからの出席を求め、現地調査及び事務調査を行ったところであります。

ここで1つ訂正をお願いしたいと思います。17ページであります、下段のアンサーの部分、国・県と市町村といった形での体制ではという部分がありますが、その3行目に「非難するような想定訓練を行った」という文章があります。その「ひなん」について変換ミスでありまして、逃げる「避難」に訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは内容のほうの説明に移らせていただきます。まず、総合支援学校についてであります。この件につきましては、現地調査も実施をさせていただきました。資料につきましては20ページから23ページにありますのでご覧をいただきたいと思います。現地調査では総合支援学校の内山校長、森田教頭等から説明を受け、その後施設の見学を行ったところであります。教育目標に「心から からだから 笑顔あふれる 子どもたち」を掲げ、周辺の施設等を利用した教育活動、一人一人のニーズと発達特性に応じた教育活動、関係機関と連携した教育活動の3本の柱で活動していきたいという説明等がございました。

質疑につきましては、現地調査の中で学校等々のやりとりは施設見学中にもありましたが、特にこの学校の定員の最大をどのくらいにみているのかとか、あるいは開校して15日ぐらい

であります。教育的に不具合等はないのかという質問等々のやりとりがありました。また、市役所へ戻ってきてから教育委員会等々の質疑でも同じような内容、あるいは施設等の整備についての質疑がありました。内容についてはご覧をいただきたいと思います。

次に2番の図書館の運営についてであります。資料は24から27ページでございますのでご覧をいただきたいと思います。新図書館の管理・運営については、直営で実施するという方向で現在決定をして進めているということで、休館日あるいは図書館職員業務の区分け、それから大和・塩沢の図書室について等々の説明がありました。また、現図書館を平成26年3月1日に閉館し、新図書館開館日は準備完了後の平成26年6月1日を計画しているということで説明がありました。

質疑につきましては、条例化とあるいはまちづくり会社等の関係の問題などのやりとりがありました。また、館長の人選についてもやりとりがありました。内容についてはご覧をいただきたいと思います。

3番指定管理者の公募方針についてということであります。資料は28から30ページにあります。現在の考え方として、文化施設、大原運動公園、体育施設の3部門に分けて指定管理の公募をしたいと考えているという説明でございました。

質疑につきましては、指定管理者制度の内容等々それから分けた場合の管理の委託等々について質疑がありました。またご覧をいただきたいと思います。

4番の体罰・いじめについてであります。資料は31ページから33ページになります。市立学校における体罰調査の結果と対応についてということで説明があったわけであり。この件については県の緊急体罰調査による体罰に該当する許されない指導が1件確認されたということで内容の説明がありました。質疑の中では発生した日にちと対応をするまでに1か月ぐらいかかっているということのやりとり、その他、処分の問題等のやりとりがありました。ご覧をいただきたいと思います。

5番の地域防災計画についてであります。資料につきましては34、35ページをご覧いただきたいと思いますが、この件については概要の資料ということでご覧をいただきたいと思っております。

東日本大震災、新潟・福島豪雨災害という大きな災害を受けて、災害対策基本法の一部改正、国の防災基本計画、県地域防災計画の修正がなされた。これらと整合を図るため必要な修正、追加をさせていただいたということで、今回特に原子力対策編を新設したということで、その概要の説明がありました。この中での質疑としては、安全性等々あるいは再稼働というような話もありましたし、また、防災対策の具体的なことでヨウ素剤の備蓄、あるいは避難訓練等々のやりとりがございました。ご覧をいただきたいと思います。

あとその他といたしまして、訓練塔建設工事について消防次長から説明がありました。今年度の整備をもって全体計画が完了するというところでございました。

それから確定申告相談会実施状況についてであります。税務課長から当初想定していた以上にスムーズに申告ができたということの説明がありました。

また、税制改正につきましては、このあとの第5号報告で内容の説明があるかと思いますが、あわせてちょうど委員会の前に新聞報道等でもありましたが、小千谷税務署で当市が差押えをした滞納者の確定申告の還付金を、滞納者に返還してしまうという処理ミスがあったという報告がありました。以上で総務文教委員会の報告とさせていただきます。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと聞いてみたいのですけれども、指定管理の公募方針についてであります。大原運動公園や図書館それは別にしまして、3部門といいますか分割して指定管理を公募するというので、私は考え方の方向としては非常にこの方がいいと思っています。ただ、心配なのは公募したが業者が1社であったとか、そうなるとまた分割してもしなくても同じようなことになってしまう。むしろ分割しただけその指定管理のやり方が紛らわしい、そういうふうにもなってしまうのですけれども、この執行部のほうも分割して指定管理を公募するというふうにした決まりにおいては、その辺も考えての分割指定管理だと思うのですけれども、そこら辺の説明がこの質疑の中にも若干ありますけれども、どのようになされたのかあったらちょっとお聞きをしたいと思います。

○議 長 総務文教委員長。

○関総務文教委員長 12ページの質疑の中にあるように、大原運動公園につきましては、3社なり4社なりという説明がありましたが、それ以外については今現在ないという状況です。委員会の時点ではそのような説明でそれ以上のやりとりはありませんでした。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。同僚議員と同じ11ページの指定管理者の公募方針の中の、11ページのその答弁の中で大原運動公園を直営でやった場合は、私どもの発想である公園を生かし切れるのかという部分があると。その3行下にプロの集団の方々に、企画・運営を合わせた中で指定管理をしていただくことは有効な手段ではないかと考えるというようにありますけれども、この中で要するに市民利用と営業利用というこういう違いでの生かし切れるという部分での質疑あるいは説明があったのかどうかということをお伺いいたします。

それから体罰・いじめについてでありますけれども、所信表明の中にも数値が出ておりますが、不登校それからこころの相談室、この数値が非常に多いという部分でありますけれども、この部分を含めた部分でのいじめということについての説明があったのかちょっとお伺いしたい。

それから原子力防災の部分でありますけれども、30キロ圏外にある市のほうでは、屋内退避というのを基本ということで防災部分を規定しているわけですが、どうしても風の部分であります。風というのが非常に大きな要素を占めるだろうと思いますけれども、この部分を特化して、例えば原子力防災対策室というものを考えているという部分の説明があったのかどうか、以上3点をお伺いします。

○議 長 総務文教委員長。

○関総務文教委員長 3点の質問であります、この記載されている以上のやりとりはありませんでした。ただ、ご覧をいただいてわかるとおり、その地域防災計画についてであります、また今後見直しを図られればそれに対応をした形で見直していくという説明でございました。以上です。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 体罰・いじめについてですけれども、今回県の緊急調査によって判明したということで、結構丁寧にここにも書いてあります。そういうことというのは今までも、その事例を含めて教育委員会なり学校なりはわかっていたのかどうかということが、話し合いの中とかそういう中で察知されたかどうかというのが1点と、指定管理の資料の中に、さわらびの部分が触れられていないのですけれども、どうなるのかお聞かせください。

○議 長 総務文教委員長。

○関総務文教委員長 体罰・いじめの関係ですが、以前どうだったかということに触れた説明はありませんでした。今回県の緊急調査ということですが、文科省から県への要請というか県への指示で、それが市町村へ回ってきたということだと理解もしています。

それからさわらびの件ですが、ちょっと私も確認をしてありませんでしたし、確かその辺の質疑等はなかったように記憶しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・山田 勝君の報告を求めます。8番・山田 勝君。

○山田産業建設委員長 それでは産業建設委員会の調査報告をいたします。調査の状況は平成25年4月23日、議員8名全員出席であります。議長からも出席いただきました。調査内容は水道事業管理者兼企業部長以下、関係する執行部の皆さんに出席をお願いいたしました。なお、1番のスキー場経営の現状についてであります、南魚沼市スキー場協議会の方、峠さん、渡邊さんに出席をいただきました。

調査事項であります、1つ目スキー場経営の現状について、2つ目都市計画見直しの進捗について、3つ目バス運行のあり方について、4つ目雇用対策と企業誘致について、5つ目橋梁の長寿命化計画について、6つ目水道水による融雪実験の結果について、7つ目下水道不明水調査の結果について、8つ目その他であります。それでは説明に入らせていただきます。

スキー場経営の現状についてというところではありますが、今シーズンは早い段階からの降雪がありまして、ほとんどのスキー場がプラスになっているということで、入り込みについてはページ24の資料に各スキー場の詳細が載っています。スキー場経営全体におきまして一番大きな問題は、設備の老朽化であると。非常に経営が厳しかったということもありますし、そういったスキー場にただ同然で入り、整備をせずに二、三年運営して稼いだらやめるとい

った、ハゲタカ企業というような表現をされていますが、こういったことが長野方面にあるわけですが、そういったことが今後の問題だということです。そういった説明をいただきまして質疑に入りました。

先ほどのハゲタカ企業ということで4ページになりますが、ハゲタカ企業に対する防衛策について、協議会はどのようにされているかということで、コミュニケーションを取りながら情報交換をやっている。そういった情報が細かく入っていればいろいろな提案ができたと思う。そういったことを反省としてこれから情報交換の場をさらに設けていく。

5ページになりますが一番下の質疑ですけれども、格安ツアーがかなり入り込んできているといったことで、スキー場の淘汰についての質疑がありました。答えであります、全国で800ぐらいのスキー場が以前あったわけですが、現在500になっている。収入も3分の1になっている。スキー場の数は400を切らないとやっていけなくなるであろうと思うというお答えをいただきました。

2番目でありまして、都市計画見直しの進捗についてであります。都市計画道路について完成していない路線が33路線ある。未着手区間の延長が22.9キロとなっている。市では今の計画を継続するのか、変更するのか、廃止するのか、この3つに分けて検討することになっているということであります。

中段より下がりまして用途地域につきましては、1つ目合併前の旧3町がそれぞれの考えで用途指定をしていたため、合併後の統一した考え方による用途地域指定基準の設定が必要である。2つ目、合併後の新しい都市計画マスタープランに示された土地利用方針の実現をしたい。3つ目、用途地域を指定していても宅地化が進まず、優良農地として農地の集約化に活用すべきではないかという考え方による「都市と農業の土地利用の明確化」その3点を目的として用途地域の見直しを行うということであります。

7ページの上段にいきまして、今後の都市計画見直しのスケジュールであります、平成28年3月に都市計画の変更決定をする、そういう目標を持ってパブリックコメントそういったものやっていくという説明をいただきました。

その後、質疑に入りました。都市計画道路につきまして2つ目の質疑であります、進捗率0%という都市計画道路についての大幅な見直しもされていくのであろうと思うが、という質疑に対しまして、市街地の未着手路線を拡幅改良すると両側の住宅が全てかかってしまう。道路改良をしたことで沿線の方々がいなくなるようでは意味がない。沿線住民だけにこだわらず、地域の方々で見直しの相談をしていく必要があると考えているということであります。

8ページ目の上段では六日町病院の付近のこと、それから9ページ目の一番下のところではメディカルタウン構想に絡んだ用途指定の質疑といったものが質問され、答弁をいただきました。

3番目でありまして、バス運行のあり方について35ページを見ていただきたいと思います。35ページの資料によります、現在の課題それに対する基本方針、課題解決に向けた対応方針

という分析をしまして、それによりまして——失礼しました。10 ページに戻ります——平成 25 年度はこの課題解決に向けた対応方針と具体的な施策について詳細に検討し、より効率的な運行と利便性の高い運行を可能とする実施計画となるように、作業を行う予定であります。平成 26 年度には、平成 27 年 6 月の基幹病院の開院に合わせた交通体系づくりを行う予定と説明をいただきました。質疑につきましては、お読みいただければと思います。

13 ページ目に入りまして、雇用対策と企業誘致という項目であります。ここで 1 つだけ恐れ入りますが訂正をお願いいたします。質疑の一番上の行であります、雇用増加がゼロの企業もあるがここに乘っている、「のっている」の漢字が掲載の「載」でお願いしたいと思えます。

説明内容であります、南魚沼市の雇用対策として国・県の雇用対策基金事業に取り組んでいる。働く場所がないという声が多くありますが、ハローワークでは非常に求人も多く、ただし雇用のミスマッチが多く表れている。企業立地に係る優遇制度につきましては、市の制度が他市町村に比べ見劣りしている、担当としては固定資産税の優遇措置期間を含め、手厚くできないかと考えていると説明をいただきました。

問の 2 つ目ですが、情報源に関する質疑、そして 14 ページに入りまして南魚沼生え抜きの企業に対する補助、少し中段になりますが、道の駅での販売品目で新しい商品の開発をと。15 ページ上段になりますが、魚沼のビジネス交流会に出席して南魚沼の企業が少ない、こういった質疑それに対する答弁をいただきました。

5 つ目ですが、橋梁の長寿命化計画につきまして、資料はページ 39 からありますが、市内には現在 570 の橋梁がある。そのうち、架設年度がわかるものが 186 橋で、残りの 384 橋は架設年度が不明であるということでありまして。そして、架設年度が不明な橋梁については、50 年経過したものとして計画を策定していく。そして、長寿命化計画の流れとしましては、まず点検を行い、記録・管理し、それにより優先順位を設定して長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づき計画的に補修を行うという説明をいただきました。その修繕の仕方ではありますが、全国的に「事後保全」から「予防保全」と方針転換がなされているということ、そういった説明をいただきました後、質疑が 2 点ほどありました。質疑についてはお読みいただければと思います。

6 つ目ですが、水道水による融雪実験の結果について。このたびの実験につきましては 2 つの実験から成り立っています。水道水による融雪実験、それから加温装置による融雪実験この 2 点であります。加温装置による融雪実験につきまして、45 ページにありますような内容で実験を行ったわけですが、加温装置は当初案内された性能を発揮することができなくて、期間中の融雪実験には初期の融雪実験をすることができなかったということでありまして。

水道水による融雪実験、加温装置による融雪実験、その 2 点に対しまして今後の課題については、水道水を融雪目的に利用する場合、本来の水道利用に支障を来さない慎重な取り組みが必要であること、水道水による融雪には専用メーターの設置を必要とするが、料金設定

には慎重にする必要があること、水道水による融雪は融雪現場構造はできるだけ効率的に、水道水による融雪には水量的に限界があり、水道水等の水温を上昇させて融雪に利用することは有効であることから、効率的な温水器などの選択と研究を進める必要があること、という説明をいただきました。

その後、質疑に入りまして質疑の2番目ではありますが、引き続き開発をとということだが来シーズンはどうするのか。答えであります。試作品は業者が当初言っていたような性能に至っていない。あと1年の実験の後に市として見極めたいという答えをいただいております。

18 ページの一番下の段ですが、電気料のコストは計算しているのかといったことで、電気料金、水道料金そういったものをお答えをいただきました。

7 番目であります。下水道不明水調査の結果についてであります。降雪期の1月から3月まで流量調査を3か所行いました。不明水量を把握するとともに、気象条件及び消雪水と不明水との関係性を整理したということであります。恐れ入ります54 ページを見ていただければと思います。まとめであります。今回の調査結果ということで、消雪ポンプ稼働時間との相関が最も強く、降雨ではなく、降雪による消雪水が主な要因である。消雪パイプが破損し、消雪水が地表付近の地中にしみ出し、下水道のマンホールや管渠等の破損箇所から侵入しているものと思われる。

その下ですが今後の課題、箇所の特定には至っていないため、今後は破損箇所の特定を行い、ということであります。今後、下水道管路施設の補修が必要になった場合、その優先度を設定し、補修していくといった内容であります。その後、質疑応答をさせていただきます。質疑の内容につきましては、お読みいただければと思います。

8 番目その他であります。市道認定につきまして建設部長から、地域医療振興協会と診療所開設協議につきまして医療対策室長から説明がありました。22 ページになりますが、下水道課長からディスポーザー設置条例についての説明をいただきました。産業建設委員会からの報告は以上であります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

○議 長 5 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 番のスキー場経営の現状についてですけれども、峠さんが説明をしてくれたと書いてありますけれども、この答弁のAの部分は主にどなたがしたのかお聞かせください。

○議 長 産業建設委員長。

○山田産業建設委員長 答弁者でよろしいですね、答弁者は主に峠様が行なっていただきました。そして適宜、補足的に渡邊様がやっていただきました。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 点についてお伺いしますが、水道水融雪実験について1年間のデータの報告があったわけでありまして。私はその報告文書、資料等を見させてもらって感じたのは、この装置はまだ未完成ではないかなど。未完成な物に、誰のあっせんで誰がこれを取り入れ

たのかというあたりが、そもそも調査の段階でわかっていないから、私は最終的な報告の中で「なお研究を進める必要がある」といった報告になってしまったのではないかと思います。

聞くとところや資料等によりますと、加温装置はほとんど稼働しなかったということでありますので、さらに研究を続けるということは、委員会として了承なりしていこうという雰囲気でありましたか、ひとつお聞きします。

それと費用の問題ですね、多分費用は予算的な問題が計上されていないのではないかなど私は感じていたんです。要するに事業者がやるものと私は思っていたのですが、その点はどういう調査であったかひとつお聞きします。ここには70未満と書かれておりますけれども、報告の中には費用負担について、どちらが負担をするかも決めていなかったとかという、こういう報告まであるわけであります。ひとつその辺が委員会としてももう少し慎重な調査が必要ではないかなと感じますが、その辺をひとつお答えいただきたいと思います。

もう1点が最後のディスポーザーの件についてであります。私は3月議会でもこれは指摘をしておいたわけでありまして、最終的に私が答弁をもらっているのが、推奨補助金も出さないというような形で進んでいくわけでありまして。この内容を見ますと実証実験は1年ということになっているんですね。ことしの夏場ぐらいに準備が整って、1年間の実証実験で県が今度はそれをデータで許可を下さいという、して欲しいという要望が市から上がっているわけでありまして、その辺について私は果たして1年でいいのかどうかというあたりを非常に心配しているところでありまして。そういったこのピーアールとか、推奨しないと言いながらピーアールをなんていう話が委員会に出てきているわけでありまして、その点はひとつどういった議論をされているのか。私は今後の調査をもう少し必要ではないかなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議 長 産業建設委員長。

○山田産業建設委員長 水道水による加温装置この器械、確かに調査の段階でも3台目の入れかえになっておりました。そして非常に漏電があったり、完成はされていないものだとそういう認識は委員全てが持ちました。

今後につきまして、市は続けていくのかということでありまして、全く根底は地盤沈下対策ということでこの1社に限ったものではなくて、今後も他社があればそれも検討をしていくという調査内容でありました。

費用につきましては、ここに質疑で載っているとおりでありまして、その段階では費用負担についてはということで、18ページの一番上の質疑の答え以上のものではありませんでした。

ディスポーザーにつきまして、これは条例の内容について説明をいただいた中での質疑であります。特にディスポーザーはいろいろな種類があり、しっかりとした器械で、しっかりとした業者に設置をしていただくことが、下水道関係に負担がかからずに済むということで、そんなピーアールをという意味だったように記憶しております。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 水道水の問題であります。今、報告がありました期間中に器械を3台も

入れかえると、要するに漏電等をして使える状態でないということでもあります。そういうことであるならば、私は公費を使ってのそういった実験は控えていただいて、そしてもう少し自社開発をきちんとしてデータを持った上での、そういった実証実験と申しますかをしていくべきではないかなと思いますので、今後の委員会に期待するところであります。

次にディスプレイについてですが、これは条例制定の説明だということでもありますので、そういった答弁になるかと思えます。けれども、要望になってしまいますが、ディスプレイというものが下水についてどういう結果をもたらすかというあたりを、やっぱり慎重に委員会としては調査、審査をしていただきたいと思いますので、要望にかえておきます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時30分といたします。

〔午前11時14分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前11時30分〕

○議 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。12番・中沢一博君。

○中沢社会厚生委員長 社会厚生委員会の報告をさせていただきます。期日でありますけれども平成25年4月26日に開会いたしました。委員の出席は8名全員であります。議長からも出席いただきました。調査事項は記載のとおり4件について調査し、その他3件、そして、魚沼荘の計画について1件追加がありまして、4件の報告がありました。調査内容につきましては執行部からの所管の部長、課長、説明員より出席をいただきました。

それでは報告をさせていただきます。最初にゆきぐに大和病院の経営方針についてであります。経営改善対策については常勤医師の確保に努め、診療を充実させて収入の増加を図ることに尽きるわけでございます。業務内容についてでありますけれども、平成24年度の後半は整形外科医の体調不良等もあって、患者数も落ち込みました。また、内科医が23年度末で1名退職をしたこと、また、小児科の診療日が週6日から4日に変更したこと等が影響されまして、前年度比97.8%になっております。平成24年度の病院事業会計は市長が先ほど所信表明で述べられたとおりでございます。

一般会計の繰出金の状況でございますけれども、一般会計では負担する繰出金は、社会経済情勢の推移や地方公益企業の現状を鑑みて経営の健全化を促進して、経営基盤を強化するために交付税の計算のルールに基づきまして措置されるわけであります。今、全国市立の病院の繰入金の割合は平成22年度の数値で、おおむね11%弱になっているようでございます。それが実態だそうでございます。当市におきましては、24年度で11.6%でありまして、25年度の予算では10.1%になるといわれております。

今後、地域のニーズに応えるべき、また在宅支援において急用時にショートステイの利用

ができない方、また1年に一度検査を必要とされている方もいるわけでありまして、そういう方に病院で一時受け入れをする緩和ケアベッド等も考えていきたいという報告でございました。

また、人件費の件でありますけれども、どうしてもこの2つの病院分の職員を短期間で集めることは難しいわけでありまして、ここ数年は財政を圧迫するわけでございますけれども、27年度以降は割合が減るのでご理解をいただきたいと、そういうことでございます。質疑応答、数字等につきましては添付資料等をご覧いただきたいと存じます。

次に城内診療所の経営方針についてであります。この現地調査をも含めて行わせていただきました。当委員会としまして、初めて診療所所長高橋先生出席のもと、調査をさせていただきました。ご承知のとおり城内診療所は特別会計であります。特別会計は病院企業会計とは違いまして、赤字が出てもそれを積み上げていけないわけでありまして、つまり単年度ごとの決算で予算をくみ上げていかなければならないわけでありまして、不足分は一般会計より繰り入れるのが実態であります。

その中で単年度で1億円の赤字を出しているわけでありまして、この診療所の現状というのは添付資料を皆さんも見ていただいているとおり、数字が表明されているごとく、まさに抜本的改革案を出さなければいけないというのが誰もが思っているとおりであります。建物の老朽化も含め、早急に改革案を出していかなければと強く感じる次第であります。

これにつきましては、25年度中に改革案を出す前回でもご報告させていただいたとおりでございます。高橋診療所長さんが本当に医師1人で一生懸命奮闘しているという感が、私たち委員会に初めておいでいただいたわけでありまして、本当に強く感じた調査内容でございました。当委員会からでも、私たち委員の任期はもう短いわけでありまして、今後継続審査を必要とする意見等も出ている次第でございます。質疑詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと思っております。

次に総合支援学校における就労支援について、現地調査を含めて行いました。総合支援学校はある面では私たちの管轄外の所管でありますけれども、就労支援という観点から現地調査を含め調査をさせていただきました。当学校は職業訓練センターが隣接していることから、就労を目指した教育課程の編成が可能となるわけでありまして、今後の就職に期待できることがあげられているわけでありまして、その中でIT機器を活用したコミュニケーションの支援とか、ものづくりとサービスの2本立ての作業学習を実施していきたいと。全学部員においても清掃や接客、また事務などを作業学習に取り入れて、周辺の商店や事業所も学習の場として考えているそうでございます。

ことは障がい者法定の雇用率が上げられるということ踏まえまして、魚沼管内これは小出も含めますけれども、51社から71社に対象が増えるといわれておりますので期待をするところでございます。雇用率は平成24年度ハローワークの南魚沼管内で障がい者としての登録数は567人だそうであります。そのうち318人が就業しておりまして、新規求職申し込みは102件となっているそうであります。高等部卒業後に就職したのは、平成24年度で卒業

生が 366 人いるうち 80 人で、21.9%と極めて少ないのが実態でございます。その他につきましては質疑詳細につきましては資料をご覧くださいと思います。

次に自殺予防対策についてであります。我が国の自殺現状は、平成 15 年度の約 3 万 4,400 人をピークに平成 23 年度までに 3 万人を上回って推移してきたことは皆さんもご承知のとおりでございます。ようやく 24 年度には 11 年ぶりに 3 万人を切りました。これでも交通事故死亡者の 6 倍強という数字になっております。ちょうど昨日ですか、新潟県でも知事が招集した中で自殺予防対策会議を行っていたのが、報道されておりましたけれども、全国的にも自殺率が高く年間 700 人前後で推移しているそうです。

その中でも当市はこの資料 23 ページに記載のとおりでありまして、県と比較しても自殺率が高いわけでありまして、平成 23 年では県内第 3 位となっております。そのうち男性では 50 代をピークに 30 代から 60 代に多く、女性の約 2 倍になっております。当市の自殺予防対策といたしましては、同じ 24 ページにも記載のとおり 9 項目の重点政策を掲げた中で、中でも未遂者の再度の自殺を防ぐということを掲げております。市民への普及啓発に、また、相談体制の充実を図っているところであります。あと質疑詳細につきましては資料をご覧くださいと思います。その他、記載のとおり 4 件の報告を受けました。

以上で調査報告を終わらせていただきます。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 社会厚生委員長にお伺いいたします。2 つほどありますが、まずいただいた資料 2 ページのゆきぐに大和病院の経営方針についての医師確保の部分でありますけれども、自治医大からの初期研修受け入れが 8 年目で 80 人を超えて、北里大学は 5 年が経過をし 30 人であるという部分であります。自治医大の地域医療振興協会のほうは湯沢病院にも医師を派遣しておりますし、当然大和病院のほうも研修医を受け入れる。今回、今泉記念館のほうにというのがありましたけれども、病院サイドとすると 1 人でも医師を多く欲しいというこの時期に、自治医大に対するその働きかけという部分で、市あるいは議会のほうからこうしてもらいたいんだという要望がまたあったかどうかをひとつお伺いをいたします。

それからもう 1 つは城内診療所についてでありますけれども、6 ページの答弁なされた方は多分高橋先生ではないかなと思いますけれども、19 床のベッドを運営する団体の建物と外来棟を別につくってはどうかと考えている。しかし、実現には相当な予算や時間、人の手、議会と行政の力が必要である。35 年経過した建物はあと 10 年もつかどうかであるから、医療再編される前に城内診療所の役割をある程度限定して、2 つの建物で運営できるのが理想である。これは多分高橋先生のお言葉ではないかなと思いますけれども、こういうことを受けて担当委員会として、じゃあ今後どういう調査をしなければならないのかというところが、余り見えなかった部分があります。

最後の部分についても設備の不具合等の具体的状況については聞いていなかった。これは事務長の多分答弁だと思っておりますけれども、やっぱり医療現場と市のほうとがちょっと意見の交換といいますか、そういうものが少なかったのではないかな。こういう部分についてはどう

なんだ、今後どうするのだというところの質問あるいは説明等があったのかお聞きします。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 最初の医療確保の件でございます。これにつきましては質疑の中にもございまして、自治医大との医師との兼ね合いがダブるのではないかと、そういう意見がありました。報告では観点の自治医大も大きいわけですし、私どもがいつもお願いしている部分と、むこうとは角度が違うとか部署が違うそうであります。全くマッチングするということはありませんということでもあります。そういう報告がありました。それで、特に要望に関しましては、塩沢につきましても全く今医師が不足しているということで、大いに歓迎すべきであると、そういう声大きいという答弁でございました。

次に城内診療所の部分でございます。今後の委員の調査のあり方ということでありましたけれども、先ほど言ったように事務部長から現場のそういうことは知らなかったではなくて、大変申しわけないんですが、担当部の部長からのそういう報告でございました。実際に私どもも現場に行ってみまして、例えばエレベーターの部品が2013年でもう廃止になっている。そういう状況を調べているときに、例えばベッドが2階に上げられないと、そういう実態も正直言って初めてお聞かせいただいたわけでありまして。そのほかに例えば冬場ボイラーがとまったり、水道の配管がなかなかめっちゃくちゃになって——表現がちょっとどうかですけれども——そういう部分ももう35年経過しているわけですので、出てきているということでもあります。

本当に果たしてこれから抜本的に改革したときに——これは高橋所長さんの答弁でありましたけれども、またやっぱり行政との兼ね合いもあると思います。ですから、私たち委員会としても現実にもう一度本当に、例えば現場でそのエレベーターはどうなっているのだろうか、また電話機器、設備等も不具合が生じているということがありました。これは委員会の中、私たちもやっぱり参考として、これから決めるときに大事であるということでもあります。そういう面で今後継続審査をしていかなければいけない、そういう皆さんの意見であったと記憶している次第であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本会期中の請願を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願を除く付議事件は、委員会付託を省略し、

議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、平成25年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願を議題といたします。

請願第2号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、平成25年請願第3号 年金2.5%削減の中止を求める請願を議題といたします。

請願第3号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第8、第4号報告 専決処分した事件の報告について（債権放棄について）を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第4号報告についてご説明申し上げます。本件は市長の専決事項の指定第5項に基づく、1件50万円未満の権利放棄に係る案件でありまして、平成25年3月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。

3ページ、専決処分書をご覧くださいと思います。専決処分書に記載がありますが、債権放棄させていただいたものは、水道使用料で85件、127万4,893円、診療所料金、城内診療所でございます、3件、23万2,290円、病院料金、ゆきぐに大和でございますが3件で、50万2,349円でございます。記載はございせんが、この3件を合わせますと合計で91件、200万9,532円でございます。

5ページには債務履行不能理由別の債権放棄の状況が記載された資料を添付してございますので、あわせてご覧くださいと思います。

なお、債権別、債務者別、年度別の債権放棄の状況一覧表につきましては、総務部の企画政策課で保管をしております。閲覧ができますので必要に応じてご覧いただければと思います。

このたびの該当債権ごとの概要でございますが、水道使用料につきましては平成14年度から平成22年度までの債権でございまして、件数85件のうち実人員にしますと59人でございます。死亡、所在不明、無財産などの理由によりまして、債権回収ができなかったものでございます。私債権に区分されるものでございまして、債権の消滅時効期間は2年でございますが、既に経過しておりまして納付が見込めませんので、このたび処分をさせていただいたものでございます。

診療所料金につきましては、実人員は2人でございます。平成19年度、平成20年度の債権でございまして、債務者の死亡それから無財産ということで債権回収ができず、これも債権の消滅時効期間3年を経過しておりまして、このたび処分をさせていただいたものでございます。

次に病院料金でございますが、実人員は件数と同じく3人でございます。平成18年度及び19年度の債権でございまして、これも債務者死亡、それから所在不明ということで債権の回

収ができなかったものでございます。診療所料金と同じく消滅時効期間3年は経過しております、処分をさせていただいたものでございます。

以上、3つの案件ともいずれも当然ではございますが、徴収活動をしてきたところでございますけれども、今後、消滅時効期間が過ぎた中で、債務者のほうで時効の援用をすることなくして債務を納付するということが見込めない状況でございまして、このたび債権放棄をさせていただくものでございます。以上で説明とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 5ページの所在不明が71件あるわけですがけれども、このご時世で71件というのはいかななものか。もし、本当に所在不明だったら、事件とか何かに巻き込まれているのかなとか。まだ、市にもこれだけ71件もあるわけですがけれども、この数字がちょっと多いということで、もし所在がわからないという場合、警察とはどういうふうに関連しているのかお聞かせください。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 水道の使用料で所在不明が71件ということでありましてけれども、実際には住基があるもの、それから住基がないものが水道の場合にはあります。住基がないものにつきましては、いったん住居が市外のほうに出てしまいますと、もうその先が全くどこに行ったかわからない。市のほうとしてはちょっと調べようがないという状況がございまして、

それから住基があるものにつきましては、転出先まではうちの住民課のほうでもって調べます。郵便で連絡をするわけですが、その郵便物が未着だということで私どものところに戻ってくる。その先がもう全く不明だというのが、この71件の全てでございまして。以上です。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 そうかもしれないですが、まともにやっている人は普通に払っているわけです。本当に払えなくていなくなったりするのでしょうかけれども、やる気を出してやっぱり取り立ててもらわないと。しっかり払っている人の気持ちになっていただきたいと思っております。以上、終わります。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 指摘のとおりですので、私どももきちんと追跡調査こういったものをしていきたいと思っておりますけれども、水道については調査権がないので、なかなか法的にあるいは強制的に調べることができません。どうしても限界もありますけれども、不公平がないようにしていきたいと思っております。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 病院と診療所についてちょっと聞いてみたいのですが、入院者とかは保証人をとっていると思うんです。それで、死亡のとき何でこれが出てくるのかがちょっと私はわかりませんが、やっぱり保証人がもらえない人でも、人道的なことで入れるのは当然必要だとは思いますが、ここの部分はちゃんと保証人をとっているのか確認をしたい。それとも保証人のとり忘れとかだつて、中にはあるかもしれないわけです。その確認をさせて

いただきたい。

あと、水道のほうですけれども、僕もちょっと気になっていたのが110万円で71人、これ額はならずと1万5,000円ぐらいだと思うんですけれども、また例えば50万円とか1人でそういうふうにやっている人とかがいるのか。例えば1人で50万円とかして仮に逃げるような人がいたら——みんなならして1万5,000円だったらいいですよ。例えば1万5,000円や2万円だったらいろいろなことを、徴収費用過大とかそういうふうに行方不明者でどこに行ったかわからないというひとつの考えになるのかもしれない。けれど、例えば50万円とかがいなくなった、そういう場合はもう悪質な方もいるかもしれないわけです。そういうときにはもう追っかけていって探すべきじゃないかなという思いがあるんです。それとか例えばもうはなから、簡単に言えば食い逃げですよ。食い逃げみたいになるわけですから、そういう点で警察の方としっかりと話し合いをしていくというのもひとつだと思います。そういう点についてどう思っているのかお願いします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは病院の料金の3件について説明を申し上げます。この3件につきましては、18年度、19年度の件でございます。今ほどご指摘の保証人につきましては、そういう対策をとということで、実は20年4月、20年度から開始をしているという事情がございますので、ご理解をいただきたいところです。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 城内診療所のほうですが、この2人は親子で、母親のほうが入院をしていて、せがれさんのほうに相続で債権債務が移ったんですが、その後本人が行方不明になったということです。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 水道使用料であります。1人で2年度にわたりまして金額的には20万円ほどの債権者がおります。その方も所在不明ということで、住基はありましたけれども、住基で追いかけていって郵送をして連絡をつけたわけですが、郵便物が戻ってきて、その後は追っかけようがなかったというのが実態でございます。この1件を除いては全て1万円あるいは1万5,000円程度になっております。金額が少ないわけですがご指摘のとおりでありますし、こういう水道の使い逃げといいますか、そういったことを許すようでは非常にうまくありませんので、強制権はないとはいえ、何らかの方法を使って追跡先を見つけていきたいなどは思っていますが、なかなか現状では難しいというのが実態であります。税務部局あるいは必要に応じて警察等も含めた中で、できれば行方をきちんと把握をしていきたいと考えております。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 水道からいきますけれど、水道のほうに関してはわかりました。でも2年間と言いましたよね、2年間であればどこかで閉めたり、そういう対応だって考えればできた可能性もありますよね。どうでしょうか。それが例えばうるさい、要は水道の、住人さん

で、閉めたうーんだぞというのだと、片や何か月かで今は閉めてしまうという話を聞いていますが、それが2年で対応がちょっとまづかったとか、そういうことはないのかなという点をちょっと確認したい。

あとそれと病院のほうで、亡くなった、これからは保証人をとっている、それはそれでわかりましたが、じゃあ、保証人をとっているからこれからは出てこない可能性があるわけですね。でも、やばそうなものの中には当然あるんじゃないのかなという思いがあります。それだと、今議会で次からはしっかりと保証人をとっているから大丈夫ですよと言っているけれど、結局は何も対応していないと、来年のときはこれが出てこなければいいなという思いがあるので、そこのところをちゃんとカバーしようとしているのかについてお聞かせいただければ。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 給水停止であります。基本的には未納が4か月続きますと給水停止ということで、本人に連絡をして処分をするわけですが、どうしてもその債権額のごく一部だけを支払ってまた水を出して、また未納が始まると。また4か月後にこうやるというようなことで、本当にたちごっこみたいな状況になっております。我々としても全額払わなければもう水は全くやらないよというわけにはいきませんので、一部でも払っていただいてその後の履行もきちんとその場では約束をしていただいた上で、給水停止をやめているということです。けれども、なかなかその約束が履行されないというのが実態であります。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 20年度から保証人をつけて対応をしているということでございますし、そのほか未集金対策につきましては、督促状を送付するというのは当然でございますが、管理職を中心にして直接出向いて納入をお願いしたり、あるいは文書等で確認をということをやっております。

ただ、そういう未集金対策をやって強化をしておりますが、完全に今の段階で次年度以降、発生しないかと言われますとそれはここで確定的なことは申し上げられませんし、少なくとも努力はしておりますのでよろしく願いいたします。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 頑張ってください。水道のほうも基本的に頑張ってくださいなんですけれども、ただ、全国の自治体の中では、例えば水道の視察に行ったときだって、もう全額入れなければ止めてしまうよというところだってあるわけです。要は段階を踏んでからかもしれないですけど、もうこの人はどうなのかなというときには、本当にこうやって逃げられてしまうようであればですから、また1つの考える事例だと思って次のことを考えていくべきではないのかなという思いがありますので、そういう点も踏まえて頑張ってください。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 きちんと納付をしていただいている方がほとんどですので、そういう人との不公平がないようにきちんとしていきたいと思っております。よろしく願いしま

す。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で専決処分した事件の報告について（債権放棄について）の報告を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時10分といたします。

〔午前12時03分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後1時10分〕

○議 長 日程第9、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 第5号報告 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は、平成25年3月29日に地方税法の一部を改正する法律等が成立し、4月1日施行されたことに伴う改正です。改正された地方税法等に基づき南魚沼市税条例の一部を改正する条例を3月30日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めます。資料といたしまして報告書添付の新旧対照表、それから本日資料その2ということで改正理由を配付させていただきました。本日配付させていただきました改正理由に基づいて説明をさせていただきますが、必要に応じて議案9ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

まず1番としまして第22条の7第2項と附則第6条の4こちらにおきまして、平成26年度から平成50年度まで震災復興財源とするために、復興特別所得税率100分の2.1が通常の税率に上乗せされます。寄附金税額控除においてこの上乗せ税率の影響を排除し、所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除こちらを合わせることによりまして、2,000円を超える額については全額控除できることとし、実質現行と同じくするために必要な措置をとったものです。

2番目といたしまして、第41条第5項それから第118条第4項になりますが、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う固定資産税等の納税義務者の特例措置を廃止するものです。なお、当市では該当がありません。

3番としまして、附則第2条それから附則第3条ですが、こちらにつきましては延滞金割合の引き下げを行うものです。内容としましては、納期限後1か月以内等に適用している特例基準割合については、現行の公定歩合プラス4%を貸出約定平均金利プラス1%に改正します。1か月を超えた期間に適用される延滞金については、現行では本則14.6%を適用しておりますけれども、特例を設けまして特例基準割合プラス7.3%とするものです。第2条第2項と附則第3条については、法人市民税の納期限の延長の場合の延滞金を現行の年7.3%

から特例基準割合とするものです。仮に現時点で適用になったと仮定した場合、現行では延滞金は最初の1か月以内につきましては、4.3%となっているものが3%程度となります。1か月を超える期間については現行で14.6%となっているものが9.3%程度に軽減されることとなります。

4番としまして附則第3条の2、譲渡所得等の非課税の特例を受けている公益法人等が、幼保連携型認定こども園の設置のために当該寄附財産を他の公益法人等に贈与する場合において、届出書の提出により非課税特例を継続適用できることとする措置の改正です。

5番目としまして附則第6条の3の2、それから第6条の4こちらにつきましては個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、現行では今年末までが適用期限となっていますが、居住年が平成29年末までの4年間に延長することとし、平成26年1月から3月までに居住する場合の控除額は、現行どおり、控除額は所得税の課税所得金額等の5%で限度額が97,500円となっておりますが、そちらを適用するものです。それから平成26年4月から平成29年12月までに居住する場合の控除額は、所得税の課税所得金額等の7%で、限度額を13万6,500円とする改正です。ただし、平成26年4月から平成29年12月までの金額は消費税率が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得額の5%、最高9万7,500円となります。

6番目、附則第9条の2の第2項、地方税法附則の一部改正に伴う条ずれにより規定を整備するものです。

7番、附則第9条の4、附則第9条の5。9条の4それから9条の5は新潟県中越地震と新潟県中越沖地震に係る固定資産税の特例の適用期限が終了したことにより削除されましたので、市の条例からも削除いたします。

8番、附則第16条の2第3項、租税特別措置法の一部改正に伴う条ずれにより規定を整備するものです。

9番、附則第20条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に係る規定を整備するものです。

10番、附則第21条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用において、平成26年から平成29年まで控除の特例を設ける規定を整備するものです。

報告文の8ページをお願いいたします。本条例の附則としまして第1条施行期日につきましては、平成25年4月1日施行ですが、延滞金それから公益法人の非課税特例等につきましては、平成26年1月1日、それから住宅借入金等特別控除等につきましては、平成27年1月1日施行になります。第2条は延滞金、第3条は市民税、第4条は固定資産税の適用に関する経過措置等を定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点確認をさせていただきたいと思うのですが、改正理由の説明資料の4

番の関連ですけれども、これも何か上位法からきているのかもしれないのですが、ここに幼保連携型認定こども園設置のために当該寄附財産を他の公益法人云々とあります。ここで「幼保連携型認定こども園」というふうに固定といいますか——こども園には多分いろいろなタイプが、幼稚園型とか保育園型とかあるのですけれども、今後そういういろいろな形が出てきても、幼保連携型認定こども園ということに限定的な改正なのかというところをちょっと確認したい。

○議 長 税務課長。

○税務課長 このたびは幼保連携型認定こども園に限定して行う改正であります。以上です。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 理由3番で出ていた延滞金の利息の引き下げについてですけれども、平成26年1月から施行ということであります。年度が明けて平成25年4月からということで、この部分については延納であったりの部分の相談が当然来ていると思いますが、平成25年度分云々についての部分ではなくて、平成26年1月ですから、完全に平成25年度賦課する分については当てはまらないと考えていいのですか。

○議 長 税務課長。

○税務課長 平成26年1月1日からの延滞金の計算で行うということになっております。（「何事か言う者あり」）そうです。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 今のところの問題ですが、今までの14.3%から9.3%になるということですが、延滞金の延滞料をとるパーセントが、私は非常に高いという認識をしています。これは全国的に同率というか同じと考えていいのでしょうか。そこら辺をお聞かせください。

○議 長 税務課長。

○税務課長 全国一律でございます。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 関連しますけれども、滞納している方々が一番困るのが、この延滞金の利率です。これによって例えば国保などで何らかの形で滞納になってしまっただけで返せないという、要するに納付できないという方が、積もり積もるといって形で財産処分までして国保税を清算しなければならない。また、ほかの件でありますけれども、土改の賦課金というかあいつた償還金ですね、大体同じような利率になっているのです。そういうときにある1件で、土改では利率をというか延滞金をまけてくれたと。要するに申請することによって地域の理事が認めると何とか減額措置があるという事例がありました。

そういう点で、担当者としてこの利息がなければという感じがあったがために、こういった制度が出てきてきたのかなと私はいいほうに解釈しているのですけれども、実際本当に困っている方が返そうという、要するに支払いしようとしている中で非常にネックになる部分かと感じますが、その辺の事情を若干説明いただければありがたいと思っています。

○議 長 税務課長。

○税務課長 延滞金というのは、利率もそうですが、やはり優良納税者との公平の確保から、やはり罰則的なものが非常に多いと思います。ただし、やはり現状からいくと高いというのが事実で、このたびそういうふうには十何年ぶりに引き下げが行われたということであり、延滞金としてはやはり滞納すると延滞金がかかるのだよと、だから納めなくてはならない、納期以内に納めなくてはならないというふうには延滞金を位置づけているものであり、たまたまの方については納税相談とか分納とかまた折衝で、いろいろ納める形があると思いますが、税務課としてはそういう考え方になります。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

第5号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第10、第6号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは第6号報告 都市計画税条例の一部改正についてご説明申し上げます。5号報告と同じく、平成25年3月29日に地方税法の一部を改正する法律が成立し施行されたことに伴う改正です。

改正された地方税法に基づき都市計画税条例の一部を改正する条例を3月30日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めます。

資料の新旧対照表で説明させていただきますので、議案の7ページをお開きください。

附則の第15項について、地方税法附則の一部改正に伴う条ずれを直すとともに国の示した条例準則と合わせ整備するものです。

以上簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第6号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第11、第7号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 第7号報告 南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

5号、6号報告と同じく、平成25年3月29日に地方税法の一部を改正する法律が成立し、4月1日施行されたことに伴う改正です。

改正された地方税法に基づき国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月30日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるところです。

国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、既に講じられている当該移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、当該移行後5年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずることが主な改正内容となっております。

それでは新旧対照表でご説明申し上げますので、7ページをご覧ください。第6条の2では世帯別平等割について、第1号では特定世帯——特定世帯といいますのは、国保加入者が75歳に達した後期高齢者医療制度に移行し国保を喪失したことにより、75歳未満の方がお1人で国保に残った世帯で、移行から5年目までの世帯のことを言います——この特定世帯と今度特定継続世帯、この区分が今回新たに加わったものです。特定世帯の期限5年が経過し

8年目までの世帯、これを特定継続世帯と区分します。それ以外の一般的な世帯については、前年度同額の2万2,300円。こちらの2万2,300円については改正はありません。

第2号につきましては改正されておられませんけれども、特定世帯の場合につきましては前年同額の1万1,150円、この部分については改正されておられません。

第3号につきまして、今回新たに区分された特定継続世帯、こちらにつきましては一般的な世帯の4分の3の1万6,725円とするものです。

第11条は、税の減額を定めていますが、6条の2で新たに、特定継続世帯の区分が設けられたことから、これに対して、8ページになりますが、第1号では7割軽減を定めた条項になっております。第1号では特定継続世帯について先ほどの減額前の1万6,725円の7割、1万1,707円を減額するものです。

第2号、第3号につきましては同様に、5割、2割を減額する条項となっておりますが、5割では8,362円、2割では3,345円を減額するものです。

附則第22項につきましては、地方税法改正に伴う条ずれを整備するものです。

報告文の5ページをお開きいただきたいと思っておりますけれども、附則としまして施行期日及び適用区分ですが、平成25年4月1日施行とし、平成25年度以後の国民健康保険税に適用し、平成24年度分までの税については従前の例によりますが、附則22項の規定は平成26年1月1日施行とし平成26年度分から適用としたものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

第7号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第12、第8号報告 専決処分した事件の承認について（平成24年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第8号報告につきまして、専決処分といたしておりますのでご説明を申し上げます。歳入歳出予算総額にそれぞれ1億2,523万円を追加し、歳入歳出予算総額を362億7,665万円としたものであります。今回の専決補正予算は、歳入歳出ともに議決をいただいております予算額と最終執行確定額あるいは予定額に差異が生じる見込みの項目について、平成24年度予算の最終補正として整理をさせていただきました。

主な項目といたしまして、船ヶ沢新田地区で鳥獣被害対策の一環として計画しておりました国の補正予算による過疎集落等自立再生緊急対策事業、これが不採択となったために事業取りやめによる減額。機械除雪費につきましては、1月の臨時会、2月の豪雪関連の専決、3月補正の合計で3億5,000万円を承認いただいたところでありましたが、さらに不足と見込まれる分として7,394万円を追加計上させていただきました。合併振興基金には3月補正での積み残し分2億円を計上し、最終的には限度額までの積み立てとなりました。

歳入では特別交付税の3月交付額決定によりまして、2億5,356万円を追加計上いたしました。また、2年続きの豪雪により昨年引き続き道路除雪費の支援として、臨時市町村道除雪事業補助金7,950万円が交付となったところであります。

結果といたしまして、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、財政調整基金の繰り入れ予定額から4億円を減額させていただきました。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により3月28日付で専決処分としましたので、ご報告申し上げるものであります。詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 総務部長。

○総務部長 それでは第8号報告についてご説明を申し上げます。8号報告の3ページをお開きいただきたいと思っております。市長がただいま提案理由で申し上げましたとおり、平成24年度の一般会計補正予算の最終補正でございます。それぞれ事業の確定見込み、決算見込みによりまして、第1条で歳入歳出予算の補正、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を3月28日、専決処分させていただきましたものでございます。

それでは歳入事項別明細書でご説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きいただきます。

第2款第1項地方揮発油譲与税から、第6款地方消費税交付金、次項16ページ、17ページの第7款第自動車取得税交付金、第8款地方特例交付金は、それぞれ決算見込みによる補正でございます。

第9款地方交付税でございますが、予算現額に対する決定額の増分についての補正でございます。先ほどの提案理由にもございましたように特別交付税の3月交付分確定による2億5,300万円、それから普通交付税で2,900万円ほどの補正でございます。

第11款、13款ともに決算見込みによる増額でございます。11款の説明欄、農地、農業用施設災害復旧事業分担金でございますが、豪雨災害復旧に係る南魚沼土地改良区直轄施設に

係る分担金でございまして、補助残の2分の1を土地改良区が負担するものでございます。

第13款2項国庫補助金3目土木費国庫補助金では、これも市長が提案理由で申し上げました2年続きの豪雪に係る災害救助法適用による臨時市町村道除雪事業補助金、7,950万円の受け入れでございます。

4目の社会資本整備総合交付金30万円は、土砂災害ハザードマップ作成に係る交付金受け入れでございます。

めくっていただいて18、19ページをお願いいたします。14款県支出金1項1目民生費県負担金でございます。今冬の豪雪に係る災害復旧法及び県の災害救助条例に基づく災害救助費負担金の確定による減額でございます。

次の2項県補助金では、路線バス運行事業費の確定による生活交通確保対策県補助金の減額、及び国の緊急経済対策による補正予算事業、先ほどこれも提案理由の説明でございました船ヶ沢新田地区の有害鳥獣対策に係ります過疎集落等自立再生緊急対策事業の不採択による減額でございます。

中ほど、15款1項財産収入でございます。棚村基金の利子確定による計上でございます。

第16款1項寄附金でございますが、一般寄附金で125万円は、豪雪お見舞いなどとしてここに記載の5件の方々から、指定寄附金20万円は総合支援学校へということで、それぞれご厚志をいただいたものでございます。

20、21ページをお願いいたします。17款2項基金繰入金でございます。これも提案理由説明で申し上げましたとおり、財政調整基金の部分で歳入全体の状況から勘案しまして、繰り入れが不要となりました部分4億円の減額でございます。

6目棚村基金繰入金につきましては、運用事業費が確定いたしまして増額補正43万円でございます。

以下、19款、20款につきましても決算見込みによる増減でございます。

20款市債につきましては、1目合併特例債で事業調整によります所用の財源として、まちづくり建設事業債の増額550万円、合併振興基金では3月補正で14億円ほど積み立てを補正させていただきましたが、限度額までの積み残し分と申しますかそれに係る1億9千万円の増額でございます。

3目、4目につきましては、県営事業負担金に係るものでございまして、3目農林水産業債は、藪神北の県営土地改良事業、4目土木債は、河川災害関連事業費に係ります公共災害関連事業債の増額1,760万円でございます。

5目災害復旧債880万円につきましては、昨年4月の爆弾低気圧とか申しますものによる暴風により被災した八海山女人堂屋根、それから八海山麓スキー場のリフトの復旧に充当させていただいたものでございます。以上が歳入の部分でございます。

めくっていただきまして、22、23ページをご覧いただきたいと思っております。歳出でございます。第2款1項総務管理費では、一般管理費の財源更正のほか、6目財産管理費の説明欄の丸、庁舎管理費の増は電気料の不足額の補正でございます。

基金費につきましては利子収入の財調基金計上、歳入、市債の補正で申し上げました、合併振興基金の積み立てに係る補正 2 億円の増額でございます。

9 目バス運行対策費では、説明欄の丸、路線バス運行事業費 850 万円の減額でございますが、事業者努力によりまして補助が不要になった部分の減額補正でございます。

次の丸印、公共交通確保維持改善調査事業費 330 万円ほどの減額は、補助事業の確定によります減額補正でございます。

3 款 1 項社会福祉費は、ふれ愛支援センターの指定管理委託料の清算見込み、2 項児童福祉費は、常設保育園費、需用費、主に燃料費でございますが、決算見込みによる増額補正でございます。

24、25 ページをお願いいたします。3 款 4 項災害救助費では、今冬の豪雪に係る災害救済法適用分、県災害救助条例適用分の確定によります減額補正でございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費では、妊婦、乳幼児健診、住民健診、基礎健診それぞれ委託料、予防接種に係るものにつきましては医薬材料費、委託料の決算見込みに係る減額補正でございます。

最下段の 2 項環境衛生費でございますが、斎場指定管理委託料の清算見込みによる減額の補正でございます。

めくっていただきまして 26、27 ページをお願いいたします。4 款 3 項清掃費でございます。魚沼市から受託事業収入の決算見込みが増となりまして財源更生をするものでございます。

6 款農林水産業費での決算見込みによる減額でございますが、1 項農業費の 2 目農業振興費で、歳入でも申し上げました県補助金の減額、国の緊急経済対策補正、過疎集落等自立再生緊急対策事業の不採択によります 3,367 万円の減額でございます。

4 目農地費では、土地改良事業費、農業集落排水事業費それぞれ事業確定により、補助金、繰り出し金の減額補正でございます。

2 項 1 目林業振興費につきましても、民有林保育事業が確定いたしまして補助金の減額補正でございます。

28、29 ページをお願いいたします。8 款 2 項道路橋梁費でございますが、市長が提案理由説明で申し上げました豪雪に係る不足分、機械除雪費で 7,390 万円、消融雪事業費で 232 万円の増額の補正でございます。

4 項都市計画費でございますが、公共下水道事業の事業費確定によります下水道特別会計繰出金 2,360 万円の減額でございます。

10 款 2 項小学校費は、説明欄に記載の各援助事業の決算見込みによります減額補正でございます。

30、31 ページをお願いいたします。10 款 4 項特別支援学校費は、歳入で申し上げました指定寄附を充当することによります財源更生でございます。

6 項社会教育費では、5 目文化施設費の説明欄の丸、市民会館大規模改修事業費の減額 400 万円でございますが、水路の改良計画と現況水路の調整がまだ必要な部分があるということ

から、工事实施を見送ったものでございます。

それから7項保健体育施設費、11款3項新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費は、それぞれ歳入、市債、土地改良区負担金の補正による財源更生でございます。

32、33ページをお願いいたします。11款4項公共その他施設災害復旧につきましても財源更生でございます。

14款予備費は、収支調整で480万円ほどの減額補正とさせていただいております。

以上が歳出でございます。

戻っていただきまして、9ページをお開きいただきたいと思います。第2表の繰越明許費の補正でございます。記載のとおり追加、変更の補正をさせていただきました。

めくっていただきまして10ページでございますが、第3表地方債補正でございます。歳入でご説明申し上げました市債の補正によりまして、限度額を2億2,400万円増の69億490万円に変更させていただいたものでございます。

以上、ご説明申し上げた内容によりまして、歳入、歳出それぞれ1億2,523万円を追加いたしました。歳入歳出予算総額を362億7,665万円とさせていただくものでございます。

雑駁でございましたが、以上で説明とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

なお、発言者はページ数を指摘して発言をお願いいたします。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点伺います。27ページの過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金これが不採択という説明が繰り返されました。内容が全額不採択だったのか、あるいは何をしようとしてなのか、その辺を少し説明をいただきたいと思いますが。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この補助事業でございますけれども、船ヶ沢新田地内の有害鳥獣の駆除ということで、間伐をしたり枝打ちをしたりあるいはそういうものを搬出したりということで、いわゆる緩衝帯をつくって里山のほうにサルが出てこないようにということで、国の緊急経済対策ということで3月補正になったわけですが、これについては全国的な補正だったものですから、それぞれの自治体のほうで手挙げがありました。結果的に優先度といいますかそういったことから今回の事業採択にならなかったということでございます。以上であります。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前年度、電気柵等を設置し、また地域でそれなりの組織ができてやっているわけでありまして、多分そういった中で練り上げた策だと思います。全国的という言葉で、だから優先度がなかったということですが、当地域では一番先進的にひとつやってみようではないかという県の意向もあって、おお、進んだなと私はいつも見ていたのです。けれども、そうするとこういった形が若干遠のくと、要するに地元で継続されていたことが先延ばしになるという感じなのかどうか。その点、今後の市としての対策ですね、要するに予算獲得に対する対策等をひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今回の事業については、いろいろな事情があって、先ほど優先度と言いましたけれども採択にはならなかったわけですが、モデル事業として今も取り組んでおります。今後もその辺については地域のほうも非常にまともまっているといいますか、事業も実際やっておりますので、拡充をしていく方向で検討しております。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2点だけちょっと確認をさせていただきます。まず23ページですけれども、中ほどのふれ愛支援センター指定管理委託料です。精算見込みということで108万8,000円が増えたわけですが、平成23年度の決算を見ますと630万円ぐらいだったわけでありまして、指定管理委託料が年度によってそう大きく変わるのもちょっとわからないところですが、ましてや専決処分のここまで決算見込みがというか、確定といいますか数字が決まってこなかったというあたりの説明をお願いしたいと思います。

次が25ページですけれども、これも中ほどに住民健診事業費がありますが、健康診（検診）査委託料1,700万円減ということで、これも事業が終わってみての精算というか結果なのでしょうけれども、毎年度このくらいの決算時の動きが普通かもしれませんが、ちょっと見た目にはここへきて1,700万円の減額というのは大きいような気がするのです。何か特別な理由があつての減額なのかというあたりの説明をお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 最初のふれ愛支援センターのほうですが、一応契約の中で精算項目として光熱水費と管理人委託料、管理人のほうについては日数等で全部また若干違いがございますのでそれでやっております。精算の結果これだけ不足するというので、追加をさせていただきました。確かにおっしゃるように本来であればもう少し余裕を持った段階で、3月補正のあたりで見込みをつけて一定程度計上しておくのが本来かと思っております。今後そういうふうにしていきたいと思っております。

それから健診の委託料です。これは毎年目標値で上げていって最終的には努力しているのですが、なかなか受診者数等が伸びなくてこれだけ余ってしまったということで、これについてもどの段階で落とせばいいのか。ちょっと早めに落としたほうがいいのですが、補助金等がかかってくると——これはちょっと対象になるかどうかわからないです——補助対象になるものについては補助金精算の問題があるので、余計目にしていて翌年度返還。不足すると翌年度もらえないという部分があるので、ちょっと多めにしている部分もございます。

ただ、いずれにしてもちょっと額が大きいので、今年度は当初予算からもう少し実態に近い数字に上げておりますし、それでも多分若干余裕を見た数字で計上しておりますので、できるだけ早めに一定程度の減額を今後は図っていきたくて考えています。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 29ページ土木費で2点ですけれども、1点目は機械除雪費です。今回の除雪については災害救助法の適用を受けた分でありましたので非常によかったと思っております。

ども、3回の補正で確か10億5,000万円ぐらい機械除雪費に使っているのではないかと思います。毎度の事ながらですが、5月になってまで雪を出してくる、ダンプで運んでくると、どうしたことだということを市民の方から言われわけですけれども、この辺の指導といいますかそこらはどうであったのかということ。

もう1つ土木に関連することですけれども、間違いであろうと思っはいるのですが、行政区長さんや役員の方が、要望であったり相談であったりで担当課に来る。そのときに議員を通してくれと言われたそうです。いやそんなことはないでしょう、行政区長さんは特別職ですから、その区の代表でやって来るわけですから、議員を通してくれなんてことはないはずですが、と言われたのです。これは事実ではないと私は思いますけれども、ちょっと確認をしていただきたい部分です。2点をお伺いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪につきましては、当初6億円ということで計上させていただきまして、最終的には補正、専決等をさせていただき、9億5,000万円、それでさらに不足ということで今回専決をさせていただいたということです。

春先除雪につきましては、確かに経費がかかっておりますので、今年度から、昨年度までは3月中に起こしていた部分については、とにかく4月1日以降ということでさせていただいております。それによって経費も少なくなる方向で検討させていただき、今のところ実施させていただいておりますので、これにつきまして今後改善すべき点があれば、また改善をさせていただきたいと思っております。

それと地元要望等について議員さんを通してくれということについては、私が知る限りそういうことはないということです。逆に議員さんからお話があった場合につきましても、区長さんをとということをお願いしているのが実情です。以上です。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 除雪については、ダンプで運ばれてくる雪が5月は暖かいわけですから、要するに水になって溶けていく、ああいうものまで持ってくるとはどういうものだときつく言われているわけです。確かにユンボでかき混ぜるという状態で十分溶けるわけです。それをダンプで搬出するというのはいかがなものかということ。3月の時点ではやらないということは聞いてはいたのですけれども、4月、5月になってもそれは見えるということでした。地元要望かもしれないけれども、きっちりと対応して、限られた予算であります。雪寒ということで国のほうは国道ばかりでなく県道、市道についても相当応援をしようというのが今日、新聞に出ていましたけれども、そうはいつでも税金でありますから、やはりそこら辺はきちんと対応していくべきだと思います。きちんとした対応をお願いします。

議員を通してくれという部分がうわさであるということは信じております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ご提言がありましたように、今後十分検討してまいりたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

第8号報告 専決処分した事件の承認について（平成24年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第8号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第13、第9号報告 専決処分した事件の承認について（平成24年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第9号報告につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額からそれぞれ3,429万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を53億3,755万7,000円としたものであります。今回の専決補正予算は、歳出において平成24年度事業費の確定や決算見込みによります不用額を計上するとともに、歳入では他事業関連補償費の追加計上のほか、歳出不用額部分等について一般会計繰入金で調整をしたものであります。以上、地方自治法第179条第1項の規定によりまして3月28日付で専決処分としましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては企業部長に説明させますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは専決第30号について、事項別明細書で説明申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳入であります。5款1項1目一般会計繰入金であります。4,303万円ほどの減額ということですが、歳出の不用額並びに歳入7款の追加補正分の予算調整分としまして公共下水道2,368万円、農業集落排水事業分1,934万円を減額するものであります。

7款1項4目雑入であります。874万円の追加であります。市道の道路改良関連ということで下水道管の移設補償費ということで事業費が決定しましたので、874万円を計上するものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。歳出であります。1款1項1目下水道一般管理費であります。115万円の減額でございますが、請負差額分ということで不用額分を計上す

るものでございます。

2款1項1目下水道施設管理費であります。1,378万円の減ということでありまして、説明欄の不明水調査については請差分、その他につきましては決算見込みによります不用額ということでそれぞれの金額を計上したものでございます。

それから大和处理場費のほうですが、これにつきましては決算見込みによる不用額の計上ということでございます。

2款1項2目農業集落排水施設管理費1,934万円の減ということでありまして、管路等管理費並びに処理場費とも決算見込みによる不用額分を計上したものでございます。

3款1項1目下水道事業費、それからめくっていただきまして14ページ、15ページの4款1項1目元金につきましては、いずれも財源内訳の変更をするものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

第9号報告 専決処分した事件の承認について（平成24年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第4号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第9号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第14、第10号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第10号報告についてご説明申し上げます。

南魚沼市一般会計継続費の平成24年度年割り額に係る歳出予算の経費の金額のうち、支出の終わらなかったものにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、3ページの別紙、継続費繰越計算書を調製し、平成25年度へ逡次繰越いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

3ページ継続費繰越計算書をご覧いただきたいと思っております。平成24年度当初予算でご決定いただいた大原運動公園整備事業、これは平成24年度から平成26年度までの継続費でござ

います。それと平成 24 年 12 月定例会補正予算第 4 号でご決定いただきました図書館建設整備事業、これは平成 24、25 年度に係る継続費でございます。その 2 件の継続費でございます、総額は 29 億 6,650 万円でございます。

計算書には、今ほど申し上げました継続費の総額のほか、平成 24 年度継続費の予算現額、支出済額及び支出見込額、残額、翌年度繰越額、財源内訳と記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

平成 25 年度繰越額は、表の中ほどでございます翌年度繰越額の列に記載のとおり、図書館建設事業で 2,980 万円、大原運動公園整備事業で 4 億 5,847 万円の合計 4 億 8,827 万円でございます。

以上、第 10 号報告について説明を終わります。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 点聞きますが、10 号に限ったことではない、これからしばらく続く報告の中にも関連することです。今、市長は市政懇談会に出ていまして、なかなか景気回復が地方にまだ見えないけれども、事業費がついているので順次地域に還元できるような事業実施を行っていきたいというようなことで説明をしております。この繰り越しですけれども、これは国の補正のつき方によって仕方がないという面も当然あるわけですが、これほど一度に予算がついて平成 24 年度分が平成 25 年度分になる、平成 25 年度分の事業もまたさらにあるという中で、はたして地元で事業をこなしていける段取りがつけられるのか。

これは前の建設部長のときにも聞いたのですけれども、県と相談しながらという話になりましたが、年度が開けてきて数字的にもしっかりしてきましたので、そこら辺の見通しですね。せっかく事業費がついているのに地元での金が落ちない、これはほかの会社が来て事業をしていくのでは、なかなか景気回復にもつながらないというところがありますので、そこら辺の見通しといいますかをちょっと聞いてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 議員おっしゃるとおりでありまして、幾ら予算がついてそして我々がそれを執行しても、市外あるいは県外こういう皆さん方が仕事を全部取っていくようでは、これはなかなか困るわけでありまして。今、市で発注を予定しております、あるいは発注しております中では、そういう部分は一切見当たりません。見当たりませんというか市内業者の方々から一生懸命やっただいていてるところであります。

県につきましては、これは指名の範囲がちょっと広がりますので、南魚沼市内にある事業だから全てが南魚沼市内の業界の方ということにはなっていないと思っております。それから国のほうも特に砂防関係でありますけれども、これはちょっと厳しい状況だと。ただ、できる限り地元の皆さんに、という話はしておりますが、結果等についてはまだ私が承知をしております。建設部長のほうで把握してございましたら答弁いたしますのでよろしく願いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 昨年来、その前からでしょうか、継続している事業が多々ありますけれども、県とは調整を行っておりますし、国につきましても順次県を含めて相談・協議をさせていただいております。その中では業者さんの不足というお話は今のところ耳にはしておりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 15、第 11 号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市水道事業会計）を議題といたします。

説明を求めます。水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは 11 号報告 水道事業会計の継続費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間、総額 21 億 9,847 万 1,000 円の継続費中、9 年目となります平成 24 年度の支払義務発生額が決定いたしましたので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定によりご報告を申し上げるものでございます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。平成 24 年度の年割額 3 億 1,149 万円、前年度の通次繰越額 1 億 5,907 万円の合計でございます平成 24 年度継続費予算現額 4 億 7,057 万 1,798 円に対しまして、支払義務発生額が 1 億 3,109 万 8,899 円となりました。

平成 24 年度支払義務発生額の内訳でございますが、工事が 26 件で 1 億 350 万円、委託費が 3 件で 923 万円、人件費が 2 人分であります 1,824 万円、事務費 13 万円となっております。

継続費の予算現額から支払義務発生額を引きました残り 3 億 3,947 万 2,899 円を平成 25 年度に通次繰越をするものとし、その財源は水道の企業債 2,150 万円、残りを損益勘定留保資金で充当するものでございます。

10 年間の継続費の 9 年目がこれで完了したわけですが、総額に対し執行額が 16 億 5,982 万円となりました。執行率は 75.5%ということになります。

以上で平成 24 年度水道事業継続費繰越計算書についてご報告申し上げます。

○議 長 質疑を行います。24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 内容を私が把握していないので申しわけないのですが、10 年間でこういった事業、22 億円近くの仕事をしているわけです。継続的にこういった事業をやっていかなければならない状況なのか、新たに水道ビジョンというものが策定され、承認されたという話がありますけれども、今後こういった大きな事業をどんどんしていくような状況かどうかひとつお聞きしておきたいと思います。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者　水道事業の継続費につきましては、六日町と大和町の合併時に設定をしたものということで10年間ということになっております。それで今後でありますけれども、平成26年度以降の事業については、そんなに大きな事業が水道事業の中では予定されておられませんので、できれば継続費を設定しないでしていきたいと思っております。以上です。

○議　　長　　24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　いろいろ水道管とかそういった大事業も継続して塩沢方面はされているようですけれども、その辺が大体完了するということになりますと、今度は水道ビジョンに従っていかに経費を節減して、そして皆さんに本当に負担を願ってきた水道料金等が下げられるような、財政面から推した計画というものを公表していかれるような形になればなと思うわけでありまして。そういった見込みを立てようとしているのか、その辺をひとつお聞きしたいと思っております。

○議　　長　　水道事業管理者。

○水道事業管理者　10年間の継続費でございますが、これにつきましては水道管の新規布設事業ということで、老朽管の更新等は全くこの中には含まれておりません。新規の事業としてはもう事業量がものすごく減っておりますので、先ほど申し上げましたように平成26年度以降につきましては、できれば継続費ということではなくて年度、年度で予算組をしましてその範囲内だと思っております。

新規の事業としてはそういった状況ですが、老朽管の布設がえそうしたものはまだまだこれからしていかなければいけませんので、なかなかすぐ水道料金を引き下げるといった状況にはなりません。ですが、水道ビジョンの中でも説明申し上げたとおり、水道の財政計画については年度、年度で見直しをしていくという方向づけになっておりますので、その見直しの中でそういう状況が発生すれば、水道料金の値下げということもできれば事業管理者としてはやっていきたいと思っておりますが、いつごろできるという話はちょっとここではできないということでございます。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で継続費繰越計算書について（南魚沼市水道事業会計）の報告を終わります。

○議　　長　　日程第16、第12号報告　繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長　それでは第12号報告についてご説明申し上げます。

平成24年度南魚沼市一般会計補正予算第7号——これは3月定例会でございました——それと先ほどご承認いただきました補正第8号——専決でございますが——でご決定いただいた繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成25年度に繰り越しさせていただき、繰越計算書

を調製いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告申し上げます。

先ほどのご質問にもありましたが、大変多い件数になっております。3 ページから 5 ページが繰越計算書でございますので、ご覧いただきたいと存じます。

5 ページをお開きいただきたいと思っております。表の最下段が合計欄でございます。件数で 30 件、繰越明許費の総額は 26 億 7,969 万円、平成 25 年度に繰り越した額は 26 億 1,391 万円ほどでございます。

財源内訳といたしましては、表の右半分のほうになるわけでございますが既収入特定財源が 2,768 万円、未収入特財といたしまして国県支出金で 14 億 2,075 万円、市債で 10 億 1,620 万円、その他特定財源が 1 億 482 万円、一般財源で 4,444 万円でございます。

7 ページから 9 ページに報告資料といたしまして、繰り越した事業の概要でございますが内容を記載しておりますので、後でまたご覧いただければと思っております。

それからご存じのとおり 30 件ありますうち国の緊急経済対策、補正予算に係る部分が 8 款土木費の 2 項道路橋りょう費を主にいたしまして件数で 10 件、繰越明許費で 13 億 378 万円ほど、うち平成 25 年度へ繰り越した額で 12 億 7,600 万円ほどとなっております。あわせてご覧いただければと思っております。

以上で第 12 号報告のご説明とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 17、第 13 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）を議題といたします。

説明を求めます。企業部長。

○企業部長 それでは 13 号報告 下水道特別会計の繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。平成 24 年度の下水道特別会計補正予算第 3 号で決定いただきました繰越明許費について、平成 25 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げます。

3 ページをご覧いただきたいと思っております。一番下の合計欄でございますけれども、3 月議会で決定いただきました 4 列目になります繰越限度額 4 億 5,719 万円に対しまして、平成 24 年度の国の補正分については全て未契約で翌平成 25 年度に繰り越しておりますので、平成 25 年度の繰越額も同額の 4 億 5,719 万円となっております。

内訳でございますが、公共下水道事業費が 5,200 万円でございますが、全額平成 24 年度の国補正分ということで、工事が 2 件であります既に発注済みということになっております。

それから特環ですが、事業費 4 億 519 万円でございます。こちらのほうにつきましても平成 24 年度の国の補正分が 8 件分と平成 24 年度の通常分が 1 件ということで、9 件の工事を翌平成 25 年度に繰り越しておりますが、全てこれらについても発注済みということになっております。

特環の国補正分につきましては、六日町西山方面、余川、君帰、四十日新道、上の原それから若葉町で工事 8 件ということでございまして、平成 24 年度の通常分の 1 件につきましては塩沢の宮野下地区ということになっております。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 18、第 14 号報告 事故繰越し繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 14 号報告についてご説明を申し上げます。平成 23 年度 南魚沼市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算の経費を、平成 24 年度に繰り越しいたしました長野県北部地震災害の農林施設災害復旧費、新潟・福島豪雨災害の農林施設復旧費及び土木施設復旧費のうち、支出負担行為——工事請負等の契約行為でございますが——をしたもの、また工事に関連して支出負担行為を予定しているもののうち、避けがたい事故のために年度内に事業の完了ができなかったため、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きの規定に基づきまして、事故繰越しにより平成 25 年度に繰り越しさせていただき、繰越計算書を 3 ページのように調製いたしましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、ご報告申し上げます。

3 ページをご覧いただきたいと思います。事故繰越し計算書でございます。それぞれ款、項、事業別に支出負担行為額及びその支出の内訳、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、財源内訳、説明欄でございますが、これは避けがたい事故事由を記載しているものでございます。そういった順に記載してございます。

支出負担行為額の総額は 3 ページの表の最下段、合計欄にございますとおり 20 億 730 万円ほどでございます。平成 25 年度に繰り越しいたしました額は、支出負担行為をしたもののうちの支出未済額それから支出負担行為を予定している額、合わせて 9 億 1,196 万円でございます。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源が 186 万円、未収入特定財源で国県支出金でございますが 7 億 7,232 万円、市債で 1 億 1,620 万円、一般財源で 2,157 万円となっております。

5 ページには報告資料といたしまして繰り越した事業の内容を記載しておりますが、箇所的には栃窪から吉里、樺野沢までの塩沢地域、西山方面における被災箇所の復旧が大部分となっておりますのであわせてご覧いただきたいと存じます。

なお、大変件数が多いでございます。農地・農業用施設災害復旧工事につきましては、所信表明資料 62 ページに平成 23 年度からの発注件数、契約額、完了件数等をまとめてございますので、こちらでもご覧いただけるかと存じます。

以上、第 14 号報告についてご説明いたしました。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で事故繰越し繰越計算書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 19、第 15 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を議題といたします。

説明を求めます。水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは 15 号報告であります水道事業会計の予算繰越報告について説明を申し上げます。平成 24 年度の水道事業会計予算中、資本的支出の改良費において年度内に支払い義務が生じなかった改良に要する経費について、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により平成 25 年度に繰り越しましたので、同条第 3 項の規定により繰越額の使用に関する計画について報告するものであります。

平成 24 年度資本的支出の改良費予算計上額 5 億 3,474 万 4,950 円を平成 25 年度に繰り越すものとなっております。財源内訳としましては企業債が 2,400 万円、国庫補助金 1,166 万円、残りの 1,384 万円を損益勘定留保資金で充当するものでございます。

事業につきましては工事 3 件分でございます。2 件につきましては新潟県の農林振興部発注の災害復旧工事との同時施工でございます。新潟県が翌平成 25 年度に繰り越したため 2 件分で 246 万円を翌平成 25 年度に繰り越すものでございます。

もう 1 件でございますが、平成 24 年度国補正分ということで未契約で翌平成 25 年度に繰り越すものでございまして、事業内容としましては老朽管の更新工事ということで、事業費が 4,704 万円を翌平成 25 年度に繰り越すものでございます。以上報告をいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）の報告を終わります。

○議長 日程第 20、第 16 号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 16 号報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第 243 条の 3、第 2 項の規定によりまして、経営状況を説明する書類を作成し議会にご報告申し上げます。平成 24 事業年度、南魚沼地域土地開発公社決算書及び平成 25 事業年度予算の 2 書類を提出してございます。

最初に決算書の 1 ページをご覧いただきたいと存じます。平成 24 事業年度の事業報告書でございます。1 の事業の概要でございますが、この事業年度におきましては、下薬師堂公共用地の一部約 1,300 平米ほどでございます。天王町の公共用地の一部、面積約 2,240 平米でございますが、この 2 件につきまして南魚沼市に売却処分いたしました。

この結果、平成 24 事業年度末の状況は、資産合計で 6 億 9,336 万円ほど、負債合計で 5 億 5,032 万円ほどとなりまして、保有土地の状況は 4 か所、面積で 10 万 8,948.19 平米、帳簿価格でございますが、前期末で 7,050 万円ほど減額となりまして、6 億 8,214 万 3,243 円となっているものでございます。

2 の業務報告でございますが、今ほど申し上げました処分用地につきまして、面積、金額は記載しているものでございます。3 の行政官庁許認可事項でございますが、当事業年度は該当ございませんでした。4 は審議委員会の開催状況でございますが、売却処分に係る補正予算の関連から——1 回補正の関係でもございまして、2 回開催してございます。

次に 3 ページ決算報告書をお開ききいただきたいと思っております。3 ページでございます。1 の収益的収入、支出の部分でございます。収入でございますが、決算額の欄をご覧いただきたいと思っております。1 の事業収益で、業務報告にありました 2 件で 7,529 万 7,529 円。2 の事業外収益でございますが、預金利息の受取利息、雑収益といたしましては、昨年 7 月に八海醸造さんと賃貸借契約を締結いたしました長森総合野外運動広場用地等の土地貸付料ほかでございますが、合わせまして 221 万 2,917 円、合計といたしまして 7,751 万 446 円でございます。

めくっていただきまして 4 ページ、5 ページをお願いいたします。4 ページが支出の部分でございます。同じく決算額の欄をご覧いただきたいと思っております。1 の事業原価は、2 件の売却土地の原価でございますが、先ほどと同じく 7,529 万 7,529 円でございます。

2 の販売費、一般管理費でございますが、人件費、審議委員等の報酬でございます。それと公租公課等、法人税でございますが管理費で 22 万 2,619 円。3 の事業外費用、事務費分の支払利息で 562 円、合計で 7,552 万 710 円でございます。

以上、収益的収入合計と支出合計の差、198 万 9,736 円が単年度経常利益となっております。

5 ページ、2 の資本的収入及び支出でございます。決算額のところをこれもご覧いただきたいと思っております。(1) の収入では 5 億 8,000 万円の借り入れをいたしまして、(2) の支出

で借入金の償還をしているということでございます。

この事業年度で発生いたしました費用は、公有地取得事業で 479 万円ほど、借入金償還金で 6 億 6,000 万円、合わせて 6 億 6,479 万円ということございまして、収入の不足額 8,479 万円ほどにつきましては、支出の表の下段に記載のとおり、損益勘定留保資金で補填しているところでございます。

めくっていただきまして 6 ページの損益計算書をご覧いただきたいと思います。今ほど申し上げました決算報告書の収益、費用、利益の部分が、損益計算書として反映されておりますのでご覧いただきたいと思います。いわゆる利益の部分ということで先ほど申し上げました 198 万 9,736 円が当期の純利益となっているものでございます。

7 ページは、貸借対照表でございます。資産の部、公社の持っている財産でございますが、1 の流動資産と 2 の固定資産で、中ほどの二重線が赤線となって引いてあるもの資産合計 6 億 9,336 万 7,910 円、負債の部では短期借入金が主なものでございますが、1 の流動負債のみでございます。二重線のところ、負債合計 5 億 5,032 万 3,714 円でございます。

3 段目、資本の部では、1 の基本財産、当市及び湯沢町の出資金 500 万円であります。利益剰余金に相当いたします 2 の準備金でございますが、先ほどの損益計算書の純利益を合わせ、合計 1 億 3,804 万 4,196 円でございます。流動資産の合計それから流動負債の合計との差額、6 ページ下段に記載してございますが準備金計算書、次期繰越準備金の額と一致するものでございます。基本財産、今ほどの準備金を合わせた資本合計は 1 億 4,304 万 4,196 円となりまして、最下段の負債プラス資本の合計、6 億 9,336 万 7,910 円でバランスシートを構成しております。

次に 8 ページ、9 ページをお願いいたします。財産目録でございます。先ほどの資産及び負債をそれぞれ表示してございます。めくっていただきまして 10 ページから附属明細表でございます。ア) と イ) は、収益、原価の明細表でございます。それから 11 ページから 14 ページが ウ) の公有地明細表でございます。期首残高、12 ページの当年度増加分、13 ページの当年度減少分、差し引きいたしまして 14 ページの期末残高ということの表を掲載しております。

12 ページ、13 ページを、ちょっと戻りますがお願いいたします。12 ページの当事業年度増加分でございますが、表、合計欄の上の欄、天王町公共用地で 0.04 平米の増となっております。これは当該用地が平成 24 年度一部売却のために確定測量した際の増でございます。それから右から 3 列目の諸経費 244 万 7,480 円が計上してございますが、下水道受益者負担金でございます。

次のページの 13 ページ、当事業年度減少分でございます。当事業年度に売却等処分がなかった、表の中ほど、水無原公共用地で 99.25 平米ほど減となっておりますが、これにつきましては過年度に錯誤がございまして、平成 24 年度にそれを認知いたしまして当年度補正したものでございます。

めくっていただきまして 14 ページをご覧ください。平成 24 事業年度期末の残高でござい

ます。先ほど言いました2件の公有地の一部を買い戻していただきまして、記載の4件が年度末現在の保有地であり残高となっております。次の16ページにつきましては、お金の流れを示しますキャッシュ・フロー計算書でございますし、17ページは監査員の意見を掲載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

以上が、平成24年事業年度経営状況でございます。

次に平成25事業年度予算をご覧いただきたいと思っております。お聞きいただいて3ページをご覧いただきたいと思っております。平成25事業年度予算の実施計画明細書でございます。1の収益的収入及び支出の部分でございますが、1の事業収益では今の段階、公有用地それから長森の代行用地とも売却等の処分の見通しが立っておらないことから、事業収益自体は芽出しでございます。

2の事業外収益では、受取利息それから雑収益といたしましては先ほど申し上げました八海醸造さんとの賃貸借契約に基づく賃借料をもとに245万1,000円を計上してございます。したがって、昨年度7月の段階で八海醸造さんと契約しておりますので、前年度対比としましては250万円の増額の計上でございます。次の3の特別利益では芽出しでございます。収入合計といたしましては259万8,000円でございます。

4ページ、5ページをご覧いただきたいと思っております。支出でございますが、1の事業原価は、事業収益と連動しておりますので芽出しでございます。2の販売費、一般管理費では、人件費のほか経費として旅費、交際費、需用費等それぞれ計上して86万2,000円でございます。前年度決算を踏まえまして、審議会、理事会の開催回数を3回から2回に減、それから人件費、経費の減額でございますが、前年度比12万4,000円の減額計上でございます。3の事業外費用でございますが、支払利息を7,000円、特別損失では芽出し、5の予備費では前年度同額の10万円を計上しております、歳出合計97万2,000円でございます。

めくっていただきまして6ページに資本的収入及び支出でございます。1の資本的収入では、短期借入金の額を前年度売却処分がありましたので、8,000万円減の5億8,000万円を計上してございます。資本的支出では、1項の公有用地取得事業費として保有地の支払利息が主でございますが、借入金額の減、それから借入利率の今の実態、実情を鑑みまして前年度比810万円減の730万円の計上でございます。2項の公社債償還金及び借入金償還金では、収入で申し上げた借入金の償還5億8,000万円、3項予備費では10万円を計上しております、歳出合計が5億8,740万円でございます。

1ページに戻っていただきまして、これまでご説明いたしました予算の内容につきまして、第2条で収益的収入及び支出を、第3条では資本的収入及び支出を、めくっていただきまして、2ページには第4条で短期借入金の限度額を5億8,000万円と定めさせていただくものでございます。

以上が提出書類の説明でございますが、景気もそれこそ回復の兆しが見えているとはいえども、設備投資等の企業活動はまだまだ停滞しております、厳しい情勢は継続していると思われま。こうした中で、今ほど説明させていただきましたが、平成25事業年度は、保有

地の処分の見通しは立っていないのが現状であります。ただし、天王町の公共用地につきましては、基幹病院の開院に合わせて市に買い戻していただいた後、売却予定としておりますし、長森総合野外運動広場用地につきましては八海醸造さんと平成33年度までの賃貸借契約を締結しておるところでございます。簿価の上昇を抑制しているところでもございます。

今後も長森の用地を初めまして、保有地の活用・処分を進めてまいり所存でございますが、議員各位におかれましては活用等の情報がございましたら、ぜひともご一報いただけるようお願い申し上げます。

なお、3月定例会でございますが、こういった地方自治法243条に基づく経営状況の説明、報告に関しまして、地方自治法施行令の改正がございました。当市の条例「南魚沼市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を」ということで、条例で出資等比率が4分の1以上2分の1未満であっても一般社団法人、一般財団法人及び株式会社が調査対象となりました。

そこで本市といたしましては、まちづくり株式会社それからアグリコア株式会社が新たに対象になるということで回答申し上げたところでございますが、その時点でアグリコア株式会社に民間部分で4,000万円ほどの増資があったのを認識しておりません。今現在のアグリコアの資本総額は5,560万円でございます。市の出資が510万円、率にしますと9.2%ということで、アグリコアにつきましては、今の時点では対象にならないということでおわびと訂正をさせていただきます。

それから六日町街づくり株式会社につきましては、6月末が決算総会でそちらで決算が確定する予定でございます。次回の議会のほうで報告させていただく所存でございますので、あわせてお知らせ申し上げたいと思います。以上で、説明を終わりとさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点お伺いいたしますけれども、10ページ附属明細表の中での原価の部分です。下薬師と天王町の2か所を合わせて7,529万円というのが原価でありますけれども、これは取得時の用地費にプラスした今までの補償工事、支払利息一切合財含めて、というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ここにも残高に記載してありますように、簿価記載の額という考えでございます。以上です。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ひいては土地開発公社自体については、マイナスは発生していないような売買だったと考えていいわけですね。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおり赤字等になっている部分ではございません。以上です。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 関連で報告がありましたアグリコアの4,000万円の増資のことです。

承知をしていなかったということは、これはいろいろな経緯でいたし方がないということになりましょうけれども、その増資を必要とした経過、また、増資の内訳あたりがわかっていたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 アグリコアにつきましては、今お話がありましたように、当初旧大和町で510万円、JAで500万円、あとは越後ワインが何百万円というせいぜい1,500万円ぐらいの資本でスタートしたわけでありまして、当然でありますけれども資本金が圧倒的に不足しておりまして、今日まで常に個人の方の保証で借入れをしたり、あるいは越後ワイン株式会社のほうでのお金の工面と申しますか、借入れてまたその年度に返す。ですから、損害が発生しているというわけではありませぬし、借入れ部分を除きますと年間の営業成績は利益を出しているわけです。けれども、結局借入利息とかそういうことによって、ほとんど利益が出ない。赤字にもならないわけですけれども、そういう状況がずっと続いてまいりまして、幾ら何でもこの状況ではずっとやりきれないと、当然でありますね。

ある特定の方が社長をずっと務めているわけでもありませんので、ではその後社長になる人がそれをやれるかと言いますと、とてもやれるわけではありませぬ。そういう中でやはり資本を5,000万円から1億円、できれば1億円ぐらい増資をしなければ、会社としていずれば成り立たない状況になっていくのではないかと。そういうことが取締役会で話し合われました。先行いたしまして、いわゆる民間部分の出資を募りました。それが約4,000万円だったか。

そうなりますと今度は、補助金を受けて事業を実施しているわけでありまして、補助条件として、当時は公が少なくとも3分の1以上の出資ということでありまして、ですので、大和町は10万円だけ余計にしていたわけです。それをずっと引き継いでいる。

いろいろ折衝を農水省のほうとさせていただいて、その中で今度は公的機関と思われる部分が出資、いわゆる資本金の半額以上ということまで条件緩和をさせていただいたわけでありまして。これから、市とそしてJAが主でありますけれども、4,000万円の出資をやっていないと、いずれば補助金の失格条項に該当いたしますので、これはこの部門を今、JAさんと協議をしているところであります。JAさんはとりあえず今回役員の変更等がありましたので、これからということになりますけれども。

そういう中で市が、連帯保証しておりましたJAさんから、アグリコアで借入れております四千数百万円は、先般全て借入れをかえまして、そして市の保証を取って、市の保証は全部ゼロになりまして、借りかえをしてJAさんから借りた部分を別の金融機関にかえたわけです。市の保証を全部外しております。

ですので、この後9月、12月、あるいは来年の当初予算の中に、アグリコアに対する出資金という部分が当然でありますけれども出てまいりますので、またそれまでの間には十分ご説明申し上げますけれども、一応ご理解を賜りたいと思っております。状況としてはそういう状況であります。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2点伺います。1点について、天王町公共用地。私は土地開発公社の委員でもあります。私は病院周辺の土地という捉え方でちょっと話をしてみたいのですが、基幹病院が職員駐車場兼駐車場と申しますか、西側の用地を取得——取得はまだしていないと思うのですけれども、そこに建てるということは大体公の周知になっていたのです。そういった中で天王町公共用地という、当時新八色園の用地を取得するときに一緒に買った部分です。これが基幹病院に関連した施設になるということでそれを取得したいと。次から次へとそういった形で買収されていくような感じが私はしています。市として取得したこの土地が、当初目的ではどうだったと。そして今度はこういう条件になったからこうしようという、もう少しシナリオがあっていいのかなと思います。

なぜならば今度病院の敷地が絡んでくるわけでありまして、その病院の敷地全てが基幹病院という形になるのかどうかというあたりを踏まえた形の、やはり情報を開示していかなければならない時期かなと思いますが、ひとつ市長の見解を伺っておきます。

もう1点、今ほどの22番議員の問題に関して質問いたします。これは私が大和町議会で産業建設委員ですかやっていた……

○議長 岡村議員、なるべく簡潔明瞭にひとつお願いいたします。

○岡村雅夫君 アグリコアの出資が10万円余計という、そして筆頭株主になって社長という形がずっと取られてきたわけでありまして、今現在では社長は誰になっているのか。

そして、やはりこれについては、どんどん増資をしていかなければならないということ、これが問題なのです。第三セクターというのはこれが一番問題なので、そこをどういうふうに捉えているのか。会社の都合で、要するにアグリコアの都合で、経営の都合で4,000万円増資されていたと、知らなかったという説明が今あったわけでありまして。非常にそういう点では対応がいかがなものかと思いますが、その辺をひとつお聞きしておきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 基幹病院関連用地で、特に議員がおっしゃるように、この目的だったけれども今度は別の目的にしたなんてことは一切ありません。先般、去年だったかおとしに買収した部分は、駐車場用地が工事期間中に足りなくなるというこれは大和病院分です。それを市がいわゆる県の委託を受けて公社で買い取って、今はまだこうして整備しているわけです。ですから、これは公社のほうの財産にのっていますけれども、いずれはきちんと県で買い取っていただく、こういうことです。今ここに上がっております部分は、議員がおっしゃったように八色園の隣の部分ですか、それで、県がこれは研修医の住居用地ということでお買い上げをいただいているわけでありまして。

基幹病院そのものと大和病院の今の敷地の問題でありますけれども、情報はほとんど開示していると思っております。まだ面積的に確定しないのは、大和の病院がどこに建設をされるのか。当然、我々は今までは現位置という思いの中で、とすればこのくらいの面積は大和病院としても必要だから、あとは基幹病院の駐車場としてということはずっと言っているわけですので、開示はしているつもりであります。もし、ご不明でありましたら、また改めて

お話はいたします。ですので、全く整合性が取れていないわけではありませんし、思いつきでやっているわけでもないということをご理解いただきたい。

アグリコアにつきましては、大和町時代はわかりませんが、私が市長になった時点では、社長は2名でありました。代表取締役社長そして社長、秋山さんともう1人の方は種村芳正さんです。代表取締役社長が個人の部分で、いわゆる開店資金を借り入れていたわけです。そうしなければ、1,500万円ばかりの資本金では回りませんから。それはいずれはやはりどうしても解消しなければならない。

民間からの出資を募ればすぐ集まるということだったのですけれども、補助金の交付の部分で補助金もいただいて整備したわけでありますので、あくまでも公部分がこれ以上占めなければだめだと。それは簡単に市として支出できるわけではありませんので、取締役会の中で当時の私と井口正一郎副市長、あるいは小原元久副市長こういうことの中でずっと協議を重ねてまいりまして、先行的に民間のほうでやりますと。我々は農水省のほうとも県とも話をしながら、3年も5年も遅れれば問題がありますけれども、ある程度の年限の中で市と農協のほうできちんとやっていけば問題はないという我々の認識で、今進めているところであります。

当然、出資をしなければ回らないということがわかっていたなら、なぜ大和町時代にそういういわゆる資本更正をしなかったのか。これは私はわかりませんが、まさに今その状態。ですから、会社が火の車ということではないのです。赤字でもないのです。けれども、今、現存しております代表取締役社長という方が、例えば亡くなったとしたときに、この会社を経営する人は、間違いなくいません。毎年毎年、何千万円も、いわゆる自分の保証として借りてやっているわけですから、こんなことを第三セクターといえどもやっているわけにはいかないという私の判断でもあります。

そして、きちんと今ここで増資をして健全化をさせれば、もう今から、増資が例えば今なくても、今年からはもう配当に入ります。そのくらい業績が上がっているのですけれども、1年のお金の回しがなかなかできないと、こういうことだけであります。ですので、先ほど触れましたように9月、12月、あるいは来年の3月の予算関係の中で、増資分を計上させていただきたいと思っているところであります。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段についてはまた議論の場があると思しますので、後段のアグリコアについて、当時3者同額の出資で始めて、後で10万円公がなければならないということで、それで10万円余計に出資しまして、社長が当時の町長ということだったわけです。そうした中で農協さんは、出資はするけれども物は申しないという形が大体のスタンスでありました。

そこで、代表権は今ほど言われた民間の方が持っています。そうした中で第三セクターという特殊な関係で、私はこのころに警鐘を鳴らしていたわけでありますけれども、最後の農業構造改善事業だと。ぜひやらせていただきたいということとその事業がやられたわけ

でありまして、当時から非常に懸念はされていた問題であります。そうする中でこういった結果が出ている……

○議 長 岡村議員、なるべく簡潔明瞭にひとつ。

○岡村雅夫君 配当するぐらいであるとするならば、当然その年に返せるわけですから、改善ができると私は思います。けれども、それができないから、増資をまたしていかなければならないということだと思っております。それをすることによって今度、最終的には市が関与していきますと、回らなくなると市が一切責任を取らなければならないという状況が出ると思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ラ・ラも同じでありますけれども、出資額が最高であるがゆえに、その会社が例えば不測の事態に陥ったときに、全て責任を負わなければならないなんてことは、普通はないわけです。いわゆる代表取締役社長、その当時の役員、これが当然まずは責任を負うわけでありまして。出資額が最高だから会社の責任をとらなければならないと言いますと、会社に出資をする、いわゆる資本を買う皆さんというのはいなくなります。ですので、そういう心配をしているわけではありません。

大和町時代はこうであった、ああであった、あの時警鐘を鳴らしたと言われても、私たちはそれを引き継いで、そして結局合併前にそれぞれの市町村でいろいろなことがあったわけです。これを全てやはり整理をしていかなければならないのは、私の最大の務めであり責任であると思っております。

そこで申し上げますが、これは会社救済だとかそういうことではなくて、いずれ訪れるであろう代表取締役社長交代のときに、市の例えば私であれば私が社長を務めなければならないとか、あるいはほかに務め手がいないなんてことがあっては困るわけです。資本金という部分がなければ、いわゆるそのときそのときのお金が回らないわけです。1,500万円しかなかったのですから足りるはずがないのです。それを何とか回しながらきたけれども、いよいよ限界ですと、当然そうです。それは私もよくわかります。

でも、民間のほうでは会社の将来性はきちんとあるということの中で、4,000万円も出資が完了したといいますか、もうお金を出しているわけですから、そう先の心配をする必要は、私はないと思っております。

そして今、出資が全部完了いたしますと、もう来年か再来年で補助金返還も全部終わります。それから、この出資が終わりますと、さっき触れました借りかえをしました4,000万円の借金部分も全部消えていきます。そうなりますと全く優良ですので、本来といいますか、ことしから市と農協の出資がまだ出る前ではありますけれども、配当をできる状態になりましたということをこの間、専務理事といいますか事務長のほうからも報告を受けておりますので、大きな心配はしておりません。

しかし、将来的に何が起こらないなんてことはわかりませんが、そのときに市が責任を取らなければならないような状態にはしていくつもりはございませんので、またよろし

くお願い申し上げます。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 数字がちょっと合わないで気持ちが悪いので聞いてみますけれども、決算書のほうの4ページの当初予算額の合計欄が110万2,000円になっていて、予算書のほうの前年度の予算額の支出、5ページですね、110万1,000円になっていますよね。1,000円違うのですけれども、これは予算書のほうが間違いであれば全然問題ないのですけれども、決算書のほうが違ったとなると右のほうの不用額等のところにも数字的に影響してきますので、細かい話ですけれどもそこら辺はどちらが正しいのかだけちょっと教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 決算につきましては、先般の理事会の中でも監査等のご報告もあって決算の数値は一切間違っておりません。もし、数値の間違いがあるとすれば予算のほうでの間違いだと思しますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で、南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開は3時30分といたします。

〔午後3時14分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後3時30分〕

○議 長 日程第21、第17号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは第17号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明をいたします。地方自治法の第243条の3第2項に基づき、提出するものでございます。平成24年度の財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の事業報告書をご覧ください。

まず、1ページ、第1、事業概要でございますが、平成23年7月末の新潟・福島豪雨災害の影響による復旧工事が継続されて行われておりまして、ダム周辺道路の通行止め等で来場者の減少が続き収益に大きな影響を受けました。観光センターの食堂の週4日の営業、それからわらびのオートキャンプ場の職員配置体制の変更を行って営業しました。また、公社組織としましては、1月に一般財団法人移行申請を行いまして、4月1日付で移行登記を行って、一般財団法人としてスタートしております。

第2の各事業については、事業報告書2ページをご覧ください。2ページの観光啓発事業④しゃくなげ湖まつり、これは、森と湖に親しむ旬間——7月21日から7月31日の10日間

でありますが一に合わせて7月22日に実施をして、2,200人の参加がございました。

事業報告書3ページの3特産品販路開拓事業の「こしひかり紙」につきましては、紙の需要がなくて平成24年度から新規の製造は行わないで、在庫品の販売に努めておりましたけれども、なかなか成果が上がっておらないということでございます。

4しゃくなげ観光センター事業については、事業概要でも説明しましたがけれども、食堂が週4日営業ということになっております。

事業報告書5ページをご覧ください。5番の十字峡登山センターにつきましては、車両通行止めのため、1階売店の営業につきましては休止となりました。ただ、登山客のために2階の宿泊場所、これについては使用できるようにしましたし、また、昨年8月31日に天水利用の施設が完成したために、外トイレについては利用が可能となったということでございます。

7番のボートパーク、これはしゃくなげ湖のオートキャンプ場と釣り堀部分でございましてけれども、豪雨災害の影響で営業休止となっております。オートキャンプ場自体の災害の被害というのはないのですけれども、入り口付近の崩落箇所の復旧のめどが立っていないということでありまして、釣り堀についても、池の土砂等については取り除きましたけれども、管理棟、あるいは備品関係、付帯設備が流出をしております再開のめどが立っていないということでございます。

同じく事業報告書6ページの一番下、9番ですが、受託事業につきましては、平成22年度からの市の緊急雇用対策事業であります「サル被害防止パトロール」を継続で受託して実施をしております。

次に、決算報告書のほうをご覧くださいと思っております。はぐっていただきまして決算報告書の2ページをご覧くださいと思います。

正味財産の増減計算書であります。増加原因の部、いわゆる収入の部の中ほどに合計欄がございまして。中ほどのちょっと下になりますが合計欄がございまして、1,853万円となっております。これは前年対比55.7%となっております。

収益事業収入のうちで、十字峡の登山センター、管理棟の売店、それからボートパークの営業休止などで69万円ほどの減額、それから事業受託収入で「こしひかり紙・和紙販路開拓事業」が終了しましたことから874万円ほどの減額ということで、これらの減額が大きな要因でございまして。

続きまして、減少原因の部、いわゆる支出の部のほうですが、4ページ下から4行目のいわゆる合計額ですけれども、支出合計ですが2,258万円ほどとなっております。これは前年対比73.3%ということになっております。事業費支出のうち、十字峡の登山センター、管理棟売店、ボートパークの営業休止、これらで171万円ほどの減額、それから受託事業支出で「こしひかり紙・和紙販路開拓事業」が終了したことによって705万円ほどの減額が大きな要因となっております。

当期の正味財産減少額405万円、いわゆる赤字の部分ですけれども405万円となっております。

まして、当期末の正味財産の合計額は 5,230 万円ほどになっております。

続きまして、平成 25 年度の事業計画書及び予算書 1 ページをご覧ください。平成 25 年度の一般財団法人の事業計画になっておりますが、観光啓発事業としましては、(2)の三国川ダムの景観形成事業としての花植え活動や、(4)しゃくなげ湖まつりなどを行い誘客に努めたいということでございます。

3 ページをご覧ください。中ほど売店・食堂事業の「今年度の予定」というところでございますが、平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨災害の復旧工事が継続されるため、十字峡の登山センターとダム管理棟の売店、これについては営業が引き続き休止になるということでございます。また、観光センターの食堂につきましては、引き続き週 4 日の営業ということで経費の節減に努めるということでありまして、ただし、夏場の来場者の多い時期につきましては臨機応変に対応したいということでございます。

また、こしひかり紙につきましては、引き続き在庫品の原紙の販売、これを主体にして行う計画になっております。

続きまして計画書の 5 ページの中ほど、キャンプ場事業の「今年度の予定」の欄をご覧ください。しゃくなげ湖のオートキャンプ場とボートパーク、釣り堀ということですが、これも引き続き災害の影響で営業休止となっておりますけれども、ダム下のわらびのオートキャンプ場・バンガロー・グラウンドについては、営業に力を入れて誘客に努めるということにしております。

同じく 5 ページの最下段「サル被害防止パトロール受託事業」につきましては、緊急雇用対策事業として、引き続き継続して受託して実施する計画になっております。

それから資料の最後になりますが、平成 25 年度の収支予算ということで出ております。まず手前のページ、収入予算でございますが、予算書右下の収入合計 1,881 万円ほどでございますが、これにつきましては前年度決算対比 101.5%ということになっております。

また、最終ページ右下の、支出合計 2,168 万円ほどでございますが、これも対前年度決算比 96.0%となっております。

当期の収支の差額につきましては 287 万円ほどの赤字となっております。災害の影響で大変厳しい状況となっております。なお、予算書につきましては、一般財団化移行に伴いまして、各項目にいわゆる従事割合によって、公益的事業と収益的事業ということで県のほうの指導を受けながら、これに基づいて当期認可が下りたということございまして、最終的に今ソフトのほうの修正をかけているということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

以上で第 17 号報告の説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、平成 24 年度の決算で見ると 460 万円ほどマイナスが出ているわけです。平成 25 年度の今年度予算を見ても、大体 300 万円ちょっとぐらいのマイナスが出るということですが、人件費が大体 1,200 万円ほど出ているということです。この公社自体の意義

といいますか、それが地元の雇用の維持だということで始めた部分があったかと思えますけれども、毎年毎年これだけのマイナスを出していくということになると、企業努力ではなかなか難しい部分があるのではないかと思います。事実、この決算と予算を出した公社自体のほうで、この部分は頑張ると、ここはこれ以上はもうできないと、ついてはこうしてもらいたいのだというところで、担当部のほうに話があったらその辺の事情を聞かせてもらいたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 具体的な市に対する要望については、まだ私どもには上がってきておりません。ただ、公社のほうでもいわゆる売店、あるいは食堂の営業ですか、こういったものを時期をみながら、繁忙期等営業していくということで、まず自助努力を考えているということであります。いかんせん、ドル箱でありますオートキャンプ場がなかなか再開のめどが立たないということで、下のわらびののほうのキャンプ場だけでは限度があるということで、非常に苦しいという話は聞いております。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 今ほどと同じことですが、平成25年度マイナス280万円の予算を承認しろということで、その事業計画を見ますと、今年度はこうしますということしか出ていないのです。やはり、マイナス予算を承認するということは、今後の展望もここで示すべきだと思います。存在意義とそれから今後何年ぐらいすればどうなるといった方向がなければ、今言ったやっていく必要があるのかということになってしまいますので、今後の展望をやはり示してほしいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ご承知のように、ここがたび重なる災害で、ずっとここ何年かはこういう状況であります。ようやく平成25年度、今年度で大体終わるのか……。まだおおむねです、100%は終わりませんけれども。そういう中で、平成25年度を経過した段階で、前の小原副市長が副市長としてこの理事だったですね。出ている時も私のほうからいわゆる基本財産の問題も含めて、将来的な方向を全部整理をするのか、あるいは基本財産を一気に——今は4,500万円ですけれども、これを取り崩しながらやっていけるのか。これらも含めて検討してほしいということは申し上げておまして、公社のほうでもそれらを念頭に置いた中で今運営に当たっているところであります。

災害復旧等が全て完了しますと、ここには最低でも年間30万人、40万人という皆さんから訪れていただいておりますし、今でも相当数の人は訪れるのですけれども、なかなかお金にならないということです。そういう面も含めて平成25年か26年を経過した時点では、今山田議員がおっしゃったように将来どうするのだと、このことをきちんと決断しなければならない時期が来ると思っております。

ただ、こういう状況ですので、将来を見通せといわれても、全然いい見通しが立つわけではありませぬので、実質的なこの平成25年度の中でどういう結果が出てくるか。これらを勘案して26、27ぐらいの年度の中では、将来的なこの公社の形、これらを議会の皆さんにまた

ご相談申し上げる時期が来るかと思っております。そういう理解でひとつ今回はご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 10 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 前年度まで財団法人しゃくなげ湖畔開発公社から、平成 25 年度で一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社と名称が変わっているのですけれども、これは前段に出てくる法人化の流れの中でこういうふうになっていると思います。前年度の決算の中では、例えばいろいろな受託事業収入ということであがっていきまして、新年度予算の中では、例えば事業計画及び収支予算書の 3 ページのところ、今度は指定管理で収益事業ということになっているのです。この辺は私の勘違いがあるかもしれませんが、この指定管理者として行う事業についての、指定管理の指定の手続きみたいなものは、もう済んでいたのかどうか。そこら辺の手続き的なものはどうなっているのかということ、そして、定款も何もないのでちょっとよくわからないのですけれども、法人化した関係で、例えば指定管理委託料とか、新たに市のほうから出すのがあるのかなのかという、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 指定管理はきちんと手続をとって、現在も指定管理にしてございます。それで、法人化の人格が変わったのですけれども、もとが変わらないということで担当部局と相談しましてそのままいいということでしたので、指定管理のほうはそのままやっております。

お金は、指定ということで、大まかなところですが 350 万円ぐらい指定管理料が出ているかと思えます。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 細かい話になりますが、こしひかり紙でございます。恐らくは貯蔵品 300 万円何がしがこれに当たると思っていますし、その中で昨年度販売に力を入れた結果、なかなか値段が合わなかったという報告がありました。かなりもうつくってから時もたっておりますし、とても簿価で売るなんてのは無理なわけですから、どの程度の交渉をして、どの程度の値段の開きがあったのかひとつ聞かせてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 私どもが聞いている範囲では、いわゆる和服、着物などを包装するような紙ですとか、そういった使い道にどうかということで営業をかけていたそうですが、やはり紙質が、いわゆる中途半端といいますか中どこといいますか。ごく上質なものを使うということで、それがちょっと営業に結びつかなかったということもございますし、値段のほうも、いわゆる一般的なものや高級なものに使うものと、加工品といいますかで使う部分とでは、かなり差もあります。具体的に幾らぐらい違ったかということは承知しておりませんが、そこで営業に結びつかなかったという話は聞いております。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 考え方にもよるのでしょうかけれども、ここはひとつ、これだけ観光客の誘客がなかなかまだハンデが残るということであれば、やはり見切り千両で、例えば市の出版物にかなり使ってしまったって、新たな製品のほうに工夫をしながら製品の開発も含めてやっていくとか、そういう見切り、思い切りも必要だと思えるのですがいかがでしょうか。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 ご指摘のように、在庫の部分は紙質も劣化をしていくということでもありますので、使い道等についてはまた公社のほうにも相談をかけまして、いい方向にもっていくように検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議長 長 以上で、一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議長 長 日程第 22、第 40 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは 40 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この条例は、地下水の適正な利用の促進、地盤沈下の防止及び地下水の保護のため必要な規制を行うことを目的としています。特に旧六日町地区の中心部の地盤沈下区域内においては、地盤沈下防止のため井戸の設置に厳しい制限を課しています。

今回の一部改正の目的としては、現行条例で地下水の採取について規制されている地盤沈下区域内において、特に公共性が高いと認められる事業の用に供するため、既設井戸が移転補償の対象になった場合であって、井戸以外の方法への転換が困難な場合に限り、例外として、井戸設置を認めることができることとしたいものです。今現在該当することとなる公共事業としましては、新潟県実施の十二沢川改修事業、南魚沼市実施の旭町上町線改良事業があります。

それでは 3 ページの新旧対照表で説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。

条例の第 9 条は許可の基準を定めています。市内を 7 区域に分けそれぞれ定めた条件に合致する場合は、井戸の設置を許可することができるとしています。第 2 項では定めた条件の例外として許可できる場合を定めています。この第 2 項の第 4 号を繰り下げ第 5 号とし、第 4 号に「土地収用法第 3 条第 1 号に規定する道路法による道路又は同条第 2 号に規定する河川法が適用される河川に係る事業の用に供するために移転補償の対象となった揚水設備（消雪用の用途に限る。）が、その移転先において、地下水の利用による方法以外の方法への転換が困難な場合であると市長が認めた場合」を加える内容となっています。

1 ページに戻っていただきまして、附則です。施行期日につきましては、公布の日から施行することとしたいものです。

以上で、南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この条例は多分、井戸のくみ上げを規制するというのが根本的なものではないかと思いますが、この条例を設置して井戸の本数というのはどの程度削減されてきたのかお聞きいたします。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 平成5年からの条例でございますが、条例からもうじき20年たとうかとしております。その間に廃止された数については、全ては把握しておりませんが、本数自体は数本から数十本と認識しております。以上です。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は条例自体をきちんと読んでいるわけではありませんが、いろいろ聞いてみる中で、この条例自体の目的と、今ほど言われている揚水本数が減ってきたかという実績が、数本から数十本ぐらいいしか井戸が減っていないということです。これはなぜかと言いますと、地盤沈下によって規制をしていこうという中で、新たな井戸を掘ることを規制するということであって、既存の井戸のくみ上げ等を規制していく条例ではない。ですから、こういう結果が起きるということです。

そして、聞くところによるとポンプの入れかえとか掃除とか、そういうのはできる。ただ、掘りかえはだめだということです。そうすると一般的に考えるとケーシングの寿命が来るまで、腐ってなくなるまではこの事態はずっと続くということです。

そうして、ではもう1点お聞きしますが、地盤沈下にはどの程度効果があったと捉えていますか、お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 今、議員が触れたように、この条例の制定は、当時新たに掘削することを避けていこうと、こういうことに主眼を置いているわけですので、何本廃止になったということが本来の目的ではありません。そして、寿命がきた時には新たに掘れないようにしようと、それが数本から数十本ということです。

ですから、この条例によって地盤沈下がどのくらい防げたかなんて、それもわかりません。わからないのです。申請が上がってくる、それはだめだという部分もあったでしょうし、こういう条例があるからもう申請はしないと、掘りたいけれども申請しないと、相当数あると思います。

今、この市街地の中で井戸を設置していない、あるいはできていない部分というのはほとんどそれだと思いますから、その部分が防げているということだと思っております。ただ、これをいつまでもこのままずっと継続して、まさに市街地の空洞化を招いているわけであり

ますので、何らかの方法で地下水にかわる消雪、あるいは融雪を考えなければならないというのが今の考え方です。そこで、水道水利用も含めていろいろなことを考えていこうということでもあります。

そういうことですので、具体的にこの条例によってどうだ、こうだということはわかりませんが、新たに掘削する部分を規制ができたということは、1つの成果だということだと思っております。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これは、要するに新たな部分を規制するということであって、現存でくみ上げている部分に関しては野放しということです。寿命がきた時には数本ずつでもなくなっていくということですが、そうしても公共の井戸は残っていくということでもあります。そうした中で、私はこの規制でこの地盤沈下地域の効果をということは、ちょっと望めないと思います。

それで私が今考えているのは、事業としては流雪溝等も図られている部分があります。しかし、これは人力で投入しなければなりません。そして究極的にいえば、水が今一番といわれていますけれどもそれにかわるものとしてみれば、もっと都会的な考え方かもしれませんけれども、排雪事業です。排雪事業をするということになると、都市計画をして道路、あるいは堆積する場所をつくるというような、こういった事業が私は計画されなかったというのが、こういう空洞化というのを迎えているのではないかと考えてしまったわけでもあります。そういう点で……

○議 長 岡村議員、何度も言いますけれども、なるべく簡潔明瞭にひとつお願いいたします。

○岡村雅夫君 そういう点で、ただこの規制をするためのこの条例については、私はおかしいと思います。そして既得権のある人は掘ってもいいと。そうすると今までよりいい機能のものを掘ることが可能かどうかというあたり、細かい部分が出てきます。そうしてみると私は、本当に水をあげることによってどの程度影響があるのかと。今現在何千本あるか私はわかりませんが、それを規制することだけで打開できるのかというあたりは、非常に整合性を欠く部分があります。私はこの条例に反対ということではありませんけれども、そういった穴があるということを私は認識してやるべきではないかということをおきたいと思います。以上です。

○議 長 21番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 多分、これは十二沢川の河川改修に伴う移転補償ということだと思いますが、対象になる井戸は何本ぐらいでしょうか、お聞かせください。

○議 長 観光交通課長。

○環境交通課長 委員会でご説明申し上げました時は6本ということでご説明申し上げたのですが、先般振興局さんと再度の調整をした時点では3本というふうに聞いております。

○議 長 21番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 公共事業で移転をする、かかった皆さんは、これを許可しないと移転が進まない、公共事業が進まないということになるわけですが、個人が自分の意志でした場合には絶対に掘られなかったわけです。今回こういうことで、公平性といいますか、整合性といいますか、そういうところはどのようにお考えになっているかお聞きをしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 移転補償の対象になった方といいますのは、その場所でなければ、公共事業がそこに入るわけですのでどこでも、うちに来てくれというわけにはいきません。その対象になった場所しか該当にならないわけです。その時に本人にしてみれば公共事業に協力をしていかなければならないということはもちろんですが、自分の意志に反してその場所に住み続けられないという現実があります。そして、その時に自分は雪の処理として水を使っていたわけですので、そちらについて補償は受けられるにしても、今後の雪処理ということが解決をしなければ協力をしたくても協力できないという問題が現実にあります。厳しい条例をつくっているのも市ですし、それからこの公共事業を進めていくのも市なものですから、痛しかゆしの部分がありますけれども、本人にのみ、その負担を全部強いるということがちょっと問題かと思ひまして、今回このような提案をさせていただきました。以上です。

○議 長 21番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 私はわかっているのです。こういうことをしないと公共事業は進まない。公共、公ですから進まないから、これはこれでいいと思っています。先ほどの課長は6本だったのが3本だったということで、これは移転するのが6本あったのだが、移転先に3本でよかったのか。あるいは、調査の結果6本と報告したのが、調査が不十分で3本でしかなかったのか。例えばこの条例に、「地下水以外の方法で」という文言がありますが、地下水以外の方法でするために3本で済んだのか、その辺のいきさつを聞かせてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの具体的な数字が出ておりますけれども、これにつきましてはまだ交渉が全く始まっておりませんし、調査のほうも全部完了しておりません。それで私どものほうとしましては、県の用地の関係の方とも、こういう場合はどうするのだということで、細かく何回か打ち合わせをさせていただいております。ただ、今まだ調査が全部できておりませんので、先ほどの数値について今後まだ変動することがありますので、そのようにご了解をいただきたいと思ひます。

○議 長 15番・樋口和人君。

○樋口和人君 この条例の改正の部分につきましては、今ほどもいろいろお話がありましたが、それぞれ住んでいる方々が公共の福祉のために移転するということですのでいいと思うのです。けれども、先ほど来ありましたこの条例自体といいますか、今のままですと、今使っていらっしゃる井戸がだめになっていくということが、これからすぐそこに見えている

ということですし、個人のお宅が使っている量というのは、多分それほどではなくて、やはり公共の道路ですとか、大きな事業所で使っているというのが非常に量としては多いのだろうと思っています。

そんな中で今後またそういったことを含めて、例えば間欠といいますか、時間のタイマーみたいなもので10分流して15分とめるだとか、あるいは昔やっていたと思いますけれども、道路なんかの一元の管理をして水の調整、管理をしていくとか、そういったことについては今後お考えとしてどんな方向性を持っているかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 この問題につきましては、個々具体的にこういう方法、ああいう方法ということは今までいろいろやってきました。タイマーをつけたり、節水と呼び掛けたりいろいろやってきました。では、これからどうするかということについては、本当に総合的に考えなくてはなりません。このまま水をどんどんくみ上げれば地盤沈下することは間違いのないわけですが、去年、おとしの調査によりますと、ある一定程度であれば沈下はそう進まない、ほとんど沈下しない。そういう調査結果も出ておりますので、それらを踏まえて——だけれども掘らせないだけで、あとは何にも知らないというのも、これはまたまさに行政の怠慢でありますから、何らかの方法を模索して、この問題を解決していくという思いで今いるわけであります。何かいろいろな方法がありましたら教えていただきたいと思えますけれども、ありとあらゆる方法を駆使しながら、この市街地からの空洞化を避けていかなければならないという思いでありますのでよろしく願いいたします。

○議 長 15番・樋口和人君。

○樋口和人君 やはり家屋の密集しているところで、この地下水は非常に助かるものですので、私が個人的に考えているのは、例えば公共が井戸を掘って、それをメーターで各家に幾ら幾らということで回すとか。このまま井戸がなくなっていくというわけにはいかないと思いますので、そういったいろいろなことで——今ここで地下水の採取に関する条例ということで話題に上ってきまして大変いい機会だと思います。ぜひ、今後また積極的に今市長のおっしゃったことを進めていただければと思います。お願いします。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 1点だけ心配な点がありましてお伺いしておきます。これからそれぞれの十二沢川の改修についても、旭町上町線についても県のほうと一緒に協定した中の問題で、まだはっきりした何本とか何個とは出てこない。全くそうだとは思いますが、私が心配をしているのは今回の道路改修、河川改修の対象の中に、何個はそれでいいのです、確かに。そして、この条例に基づいて対応していくでいいのです。しかし、この工事が終わった時に、隣接者、もしくは遠隔地でも、最初は原因が何だかわからない。だけど、どういうわけか俺たちの井戸が枯渇した、ということがあったのです。魚野川の河川改修、昭和の56水害があって、あの年は激特を5年間受けたものですから、昭和61年に完成したのです。それがゆえに魚野川の左岸側の地域によっては井戸が枯渇して、その補償問題が出たのです。

そういうことも当然のことながら、十二沢川改修——私は市道改修についてはさほどどうこうないと思いますけれど、40億円かけて緊急対策でやるという時については、直接の関係井戸プラスその隣接、もしくは離れていても水系によっては枯渇する、そういったところの補償から始まって、どういった対応をしていくのか。そういったことを考えておられるのであればいいと思いますけれど、その辺もひとつ考慮しておかないと、あなたのところは対象外だと言っては済まないと思うのです。その辺、部長はいかがですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 大変、どうもありがとうございます。今ほどの件につきましては、先日振興局のほうと協議をさせていただいた時も、河床が十二沢川は下げますので、そうした場合に近隣の井戸に影響が出る可能性があるのではないかとということで心配をしておりました。けれども、そこでではどうしようというところまでは結論が出ておりません。そういう問題があるということを頭に入れながら、また今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第40号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第40号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第23、第41号議案 南魚沼市ディスポーザー設置条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。企業部長。

○企業部長 それでは第41号議案 南魚沼市ディスポーザー設置条例の制定について説明を申し上げます。ディスポーザーにつきましては、平成18年からの実証実験を初めとしまして、放流水への水質の影響、それから生ごみの減量化、ごみ処理施設の延命化等々で導入による費用対効果など、様々な方面から収集したデータの分析によりまして、内部協議を初めとし県との話を今ずっと進めてきたところであります。

本年に入りまして、新潟県下水道課との話の中で、新潟県としても最終的に流域処理区域での設置の是非判断をしたいというような話がございまして、それについては市のほうの施設で、このディスポーザーについて先行実施をしていただく。先行実施をした水質のデータ等を新潟県のほうに提供願いたいという話がございました。

そういったことを受けまして、今回市の管理施設の一部において先行実施をするものでございまして、最終的には流域の処理区域につきましても、先行実施をしたデータ提供により

新潟県の判断を待つということになります。

なお、今回のこのディスポーザー設置条例の中に、合併浄化槽の区域について含めると、初めはそういう予定であったわけですが、この合併浄化槽区域につきましては、県のほうから水質の悪化が非常に心配されるというような話がありました。この水質の悪化がもし発生した場合への対応策ということについて、話を今進めている最中ですので、今回のこの南魚沼市ディスポーザー設置条例の中には合併浄化槽区域は含めないことといたしました。新潟県との協議が整い次第、条例改正をお願いするということで予定をしているところでございます。

今回のディスポーザーの設置条例につきましては、ディスポーザーの排水処理システム、及び直接投入型のディスポーザーについて規定をするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。1条から2条につきましては、設置条例の目的、それから用語等の定義についての定めということになっております。なお、この2条の中の第5号で日本下水道協会が定める下水道のためのディスポーザー排水処理システムの性能基準案ということになっておりますが、これにつきましては従前、国のほうの国交省の認定制度というのが、ディスポーザーの排水処理システムにはありました。けれども、法律の改正によりましてこれが廃止をされて、認定制度がなくなってしまうというので、日本下水道協会がこういう「性能基準（案）」ということでもとめたものでございます。成案になっていないということではなくて、自治体が条例や規則等をつくる際の判断基準、あるいは参考資料という位置づけで「性能基準（案）」という名称になっているものでございます。

めぐりまして第3条でございますが、使用の制限ということでございます。あくまでも使用につきましては一般住宅に限定するというので、営業あるいは事業用については認めないものであります。それから2項のほうでは、使用できるディスポーザーにつきましては日本下水道協会が定める適合評価を受けたものということで制限をしております、今現在であります、適合評価を受けた機種が大体360種類ということになっております。

次の第4条でございますが、使用区域等でございます。使用区域につきましては先行実施する区域はここに記載のとおりでございますが、旧大和地域の合併浄化槽区域であります後山、辻又を除く大和地域の全域ということで先行実施をしたいとするものでございます。

次の第5条でございますが、新設等の申請義務、6条では指定工事店でこのディスポーザーの設置の工事をするという内容、それから7条及び8条では工事の検査、あるいは使用開始等についての規定をするものでございます。

9条でございますが、使用料についての規定ということで、使用料につきましては月額500円、年額6,000円とするものでございます。なお、従前から設置が認められておりましたディスポーザーの排水処理システムについての利用料はいただきませんというような内容になっております。

10条でございますが、ディスポーザーの維持管理についての規定ということでございます。

11条では維持管理上必要に応じて調査ができるというような規定をしているところでございます。

12条でございますが罰則ということで、この条例の5条、6条、8条の規定に違反する場合につきましては、5万円以下の過料を徴収する。また、不正により使用料を免れた場合については、その不正によって免れた金額の5倍に相当する金額ということでの規定をするものでございます。

附則でございますが、施行期日平成25年7月1日からとしたいものでございます。また、経過措置としまして、既にディスポーザーを設置しているものにつきましては、施行日より6か月以内に申し出るということにしているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。10番。佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 非常に何というか、はっきり言ってわかりづらい説明でありました。このディスポーザーを取り入れる段階で、いろいろ管路の状態がどうなるのかとか、上出浦の合併浄化槽でずっと長年実証実験をやってきたその結果として、ではこの地区でやってみようかということで、私はある程度期待をしていたのです。が、今の話を聞くと、県が流域の処理区域での是非を判断するために、ぜひデータが欲しいのでやってもらいたいということだと、今までやってきたことは何なのだと。これは県のデータをつくるために、この地域の人たちが丸々実証実験をするのかということになってしまいますよね。上出浦のほうで合併浄化槽でずっと実験をしてきて、大丈夫だという結果の中でこういうことを始めるのではないのですか。そこら辺がちょっと、私の中では非常にこのことはいいことだと思いつつも、今の説明を聞くと、これはどうしたものかということになってしまっているのです。理解ができないところがありますので、そこをお知らせいただきたい。

もし、データとして出して、そして県がこれはやはり水質の汚れが気になるから広域の県のほうは採用しないとなくなった場合、では、今この条例化した区域の結果後の対応をどう考えているのですか。「県のほうはちょっと怖くてできないのだけれども、この地域のほうは始めたからずっとやります」では、これもなかなか説明がつかない。非常に私はどう判断しているか困っているので、その辺の説明をお願いします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 平成18年から実証実験をしてきました。そのデータにつきましては、新潟県の下水道課のほうにきちんと報告を申し上げております。それで、新潟県の下水道課の話としましては、あくまでも今回の平成18年からの実証実験につきましては、合併浄化槽での実験だということで、流域のいわゆる処理場だとか、あるいは下水道管への影響、こういったものの参考にはならないという判断でございました。

それで、市のほうから、あくまでもこういう格好でディスポーザーの設置という話が出ております。新潟県としてもいつまでもこれについて、知らぬ存ぜぬではられないというこ

とで、本年に入ってから、先に市のほうで先行実施をして水質だとかといったデータをいただきたいという話がありましたので、先行実施をしたいということでもあります。

けれども、我々はあくまでも市全域で、とにかくディスポーザーの設置を認めていきたいということを前提にして、今まで新潟県と話をしてきました。新潟県としては設置をしたことによる水質の影響だとか、いろいろそういった判断をするような材料が何もないということでもありますので、できれば市のほうで先行実施をして、水質だとか、あるいはどのくらい普及していくのかという普及率、そういうデータをいただきたいと。それによって1年後にはきちんとした新潟県としての判断をしたいという話を今受けておりますので、そういったことで先行実施をしたいということでもあります。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 はい、できるだけ前向きに理解するように努力しまして、大体わかりました。ただ、最後のところですが、では先行実施をしてデータをつくりました、そして県のほうは先ほど言ったことですけれども、これではなかなか広域の流域では使用できないという判断になりました、そうした場合、今、先行実施している地域についてはこのまま継続するのか、その時点でまた考えるのかというところだけもう一度お願いします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 最終的に新潟県のほうが判断をして、流域ではだめだとなった場合に、今の先行実施の旧大和地域について、全て設置したものを外しなさいということは今のところ考えておりません。あくまでも、既に先行実施ですので、実証実験ではありません。実施ということですので、設置済みのものを外せとか、そういったことは全く今のところは想定をしておりません。

○議 長 15番・樋口和人君。

○樋口和人君 ディスポーザーは「何しろ早くしてください」と言っていた立場としては、この条例が出てきたということは大変ありがたいと思っています。そんな中で今ほどの佐藤さんの話もありましたが、私もこの条例を見た中で懸念をしているところがあるのですが、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、3条の一般家庭における「家事用に限る」としてあるのですけれども、ただし、ということで、事業及び営業活動等でも一般家事用と同程度であると市長が認めた場合はつけてもいいということだと思いますが、この辺、同程度というのが非常に不明確なような気がしています。その辺を1点お聞かせ願いたい。

それから、第4条の使用できる区域ですけれども、これにつきましては今言った大和の地区ということだと思いますが、それこそここには、例えば逆に今度は「市長が認めた場合は」というところがあったほうがいいような気がします。と言いますのは、先ほどもありましたが、上出浦は実証実験ということではありますけれども、もう運用しているところがあるわけです。そうしますと、上出浦がこの条例ですと何か宙ぶらりんになってかわいそうだという気がします。あそこも使っていいような場所にぜひ入れていただければいいのかなと思

ます。

それから、附則のところ、7月1日から施行するということが、6か月以内ということがあるのですが、周知するのに、過料まで課すという厳しいものがある、本当にここで決まって来月の1日から施行というのが、ちょっと乱暴かなという気がします、その辺についてそれぞれお聞かせください。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 ただいまの一般家庭にということと、そのただし書の部分ですけども、まず基本的には、もう一般家庭の家事用ということで決めさせてもらいたいと思っています。ただし、市長が認めた場合ということで、ここの部分については規則の中で制定をしていきたいと考えています。

それです、具体的にどういうふうなのですかということですけども、まず、グリストラップというか食堂なりでつけてありますが、油分の分離装置がある施設についてはもうだめですよということ。それから、水質汚濁防止法に基づく特定事業者というのがあるのですけれども、これは保健所のほうで特定事業者ということで60何種類があります。例えば、クリーニング屋さんとか、床屋さんとか、旅館業だとかいろいろありますけれども、そういうところで認定されている事業所については、だめですよという形で規定をしていこうと考えております。

それから、区域につきましては、どういう形で設定をしようと考えたわけですけども、これはあくまでも処理場の区域で考えております。ですので、大和の地区には大和クリーンセンターの処理場というのと、それから五箇のクリーンセンターの処理場、これが公共と特環のほうであります。それから三用北部のクリーンセンターと三用南部のクリーンセンター、これについては農集の処理場が2か所あります。したがって、この4か所について、直接ディスポーザーの許可をしていく区域として設定をさせていただきました。

当初、先ほども部長のほうから話がありましたけれども、上出浦については浄化槽区域ですので、その部分も設定しようという形でしたけれども、いろいろ県との都合がありまして、今回抜かせてもらいました。上出浦の扱いとしては、浄化槽の区域の中で実験中ということで進んでいくような形になります。これが浄化槽区域が入ってくれば当然この条例の中で改正をして、その中に含めていくということになりますと、これも実験のところがなくなっていくという形であります。

それから、7月1日の施行ということと、附則の中で今ある人の期間が6か月の中で、ちょっと短いのではないかとありますが、今、直接投入型のディスポーザーについては認められておりません。という中で、もう設置をしている人については開始届けだけです、7月1日から6か月間という12月末になります。その6か月があれば十分、もう今設置をされている方は対応できるのではないかと、6か月以内に届け出を出してくれということで規定をさせていただきました。以上です。

○議 長 15番・樋口和人君。

○樋口和人君　それで規則で第3条ですけれども、ただし書の部分、後々規則で定めるといことになっています。今、そういう答弁だったのですが、その中に食堂とかという話がありました。この辺は食品リサイクル法とかの絡みで、ディスポーザーで流していいのか。私もちょっとろ覚えですが、その辺との絡みを整理していただけるとありがたいと思います。

それから第4条の区域ですけれども、今言った4つあって、上出浦は実験中というような、やはり条例で定めてこの場所は使えますという中で、まだまだ実験中ですというの……。先ほどもありましたが、8年も実験を続けてばかりいる、できれば上出浦の場所は、何とかきちんとした中で整理していくべきだという思いがあります。

それから、いろいろな意味で遠からず1年後、県の判断が出た時に、この条例をまた見直すという前提だと思いますけれども、本来使用できる区域というのは別に、それこそこれも規則で定めて、一々議会にかけなくてもどんどんこれからは使える場所を増やしていくというのでやっていっていただいたほうが、実際なのかと思っています。

それから、今、個人的にディスポーザーをつけている方がどのぐらいいるのかはわかりませんが、6か月あればということですが、6か月の中で周知といいますかその辺はどういう形で——例えば、過料までかかってあれですよ、それから申請してくださいということについて、どういう方向で周知を図っていくのか。その辺も1点もう1回お聞かせください。

○議　　長　　下水道課長。

○下水道課長　家事用の話ですけれども、先ほど食品のリサイクル法という形がありました。ちょっと私のほうもそこまではしていなかったのですけれども、言えるのが、もう一般家庭というのが大原則になりますので、そこをどういうふうにしていくかということだと思います。

それから上出浦についても、当然私どものほうでは実験という形ですが、本当に今回合併浄化槽区域として入れたかったのですけれども、それがかなわないということです。これも早めに合併浄化槽の区域が入るようになった時には、本当に先に入れたいと思っています。

それから、区域のほうで別に定めるといのもいいのしょうけれども、やはりここについては今のところ大和限定ですので、別に定めて私どものほうで規則で、議会にかけないでどんどんいくよりも、ここの部分で条例改正をしていったほうがいいかと。ただ、全体的になった時にはそういう表現も出てくるかと思いますが、要はもう大和地区限定ということでこういう表現にさせていただきました。

それから、周知の関係ですけれども、原則でディスポーザーが設置できる方というのは、まず下水につなぎ込んでいる方だけ、接続している方だけですので、当然大和地区の今の接続の方にはダイレクトメールで周知をしていくということと、それからあと7月15日ごろだと思いますけれども、広報で周知をしていきたいというふうに今、予定をしております。それから、7月の半ばまでには指定工事店の皆様方に集まってもらって、また周知をしていくというスケ

ジュールを考えております。以上です。

○議 長 議員と執行部の皆さん方をお願いしておきます。できるだけ質疑の際は簡潔明瞭に、また、答弁のほうもわかりやすく簡潔明瞭にひとつご協力をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 15番・樋口和人君。

○樋口和人君 はい。実はこのディスポーザーの設置条例というのは、日本でも多分初めてではないかという気がしています。大体が下水道の条例の中に入っているということですので、わざわざこれをつくったというのですごいなと思いつつですが、今の例えば使用の制限についても、原則は一般家庭だけだということであれば、なにもただし書でわざわざ——しかも、先ほどの話ですと規則でこれから定めていくという話までしていました。さっきの話ではないですけど、ちょっと何かこう荒っぽい条例なのかという気がします。

いずれにしても、こうやってつくっていただきましたし、これからディスポーザーの普及をしていただくのだと思いますので、ぜひ、このたびはこのたびですけれども、随時見直しをしていただければありがたいと思います。

それから、先ほどもちょっとありましたが、県のほうから水質のことでいろいろ話があったということでしたけれども、確か12月の議会に私が質問した時には、水質云々は余り関係ないのだという答弁が返ってきていたと思います。随分、前回の話と今の話は違うような気がするのですが……。一応南魚沼市でやってみて、使用する人がいなかった。いなかったらいなかったでもいいのだと、やはりそれだとおかしな話になります。

もし使用する人がいなかったら、県に対して、例えば今までのいろいろな実証も、現に運用しているところがあるわけですから、そういったデータをきちんと出して、絶対大丈夫ですよという話をしていって全域に広げていくと、そういう姿勢が必要だと思いますが、そこら辺についてももう1回答弁をお願いします。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 条例につきましては、普通ですと下水道条例の中に入れるということがありますが、今回についてはこの改正によりますと下水道条例、それから農集の条例もあります。それをやるよりも、よりわかりやすく「ディスポーザー設置条例」と1個にまとめたほうが良いということで、今回1つに出させてもらいました。

本当にまだ不十分なところもあるかと思いますが、随時また改正なり見直しなりをしていきたいと思っています。

〔「議長」と叫ぶ者あり〕

○議 長 まだ答弁が終わっていません。

○下水道課長 あと水質のほうですけども、今、県のほうと打ち合わせをしているのが103項目あります。この103項目につきましては、私どものほうで今でも随時している部分もありますので、その中で対応できるだろうと思っています。ただ、していないものもありますので、その部分についてはまた別のほうでいきたいと思っています。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は黙っているつもりでありましたが、これはどうしても。我々委員会としましても、先進地を見ながら、また地元を調査しながらどういうふうにしたら市民のためにできるかという観点でずっとやってきました。今の話を聞くと、どうも全然市民を、というよりも、お百姓さんの感覚でしか物事を考えていない。そういう気持ちはわからないでもないですけども、当たり前といえば当たり前かもしれないが、そういうふうに感じます。

それで私どももずっと調査をしてきましたけれども、今言ったように水質調査には全く問題がない。ですから、これからやろうということはそれはいいと思います。ですけども、これをやって、ではどのくらいの人たちがこの実証実験に参加すると考えておられるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 企業部長。

○企業部長 今回の実証実験といいますか、先行実施でありますけれども、普及率については最大で年1%程度だろうと見込んでおります。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 それで実際に実証実験になるかどうかというのは、私は専門的なことはわかりません。今までご承知のとおり実証実験をしていないわけですから、これから、どういうふうにしたらいいかという次の段階になると思いますけれども、今現在やっているところは補助金を出して、本当にどういうふうにしたらいいかと本気で考えているのであります。私はこの条例を見ると、言葉は悪いけれども、ただ条例をつくったにすぎない。何を目的としているのだろうか。ごみを削減しようとしているのか、それとも高齢者のために本当にやろうとしている条例なのか、そこが見えないのです。もう一度お願いしたいと思います。

○議 長 企業部長。

○企業部長 ディスポーザーを検討する際に、先ほども申し上げましたが、ごみ処理の減量化だとかそういったことも含めて話し合いをしてきました。昨年だったと思いますが、費用対効果ということもしてきました。その中で、費用対効果では最終的にディスポーザーを導入しても、ごみ処理の費用軽減よりも、ディスポーザーを設置することによって流域の負担金だとか、維持管理の費用だとか、そういったものが余計になってくるという結果になりました。そういったことを含めると今の段階で、ディスポーザーの設置条例をつくるわけですから、できれば普及してもらいたいというのは私どもの思いではあります。けれども、その費用対効果でマイナスになったものについて、今の段階でまた補助金を設置してまで無理やり普及を進めていこうという話にはならないという判断をいたしました。

そういったことで、今回こういったことでディスポーザーの設置条例を制定するわけですけども、制定をしても補助金を出してきちんとディスポーザーの普及をどんどん進めていこうという積極姿勢にまでは至らなかったというところでもあります。

先ほど申し上げましたように、福祉目的というか、高齢者のごみ処理の負担軽減といえますか、そういったことも当然のことながら頭にはあります。そういったことも含めて、ごみ

処理方法の選択肢の幅を広げるという意味合いで、条例を制定したという意味合いもございません。

○議 長 審議の途中ですが、本日の会議時間は日程第 24 までとしたいと思いますので、あらかじめ延長いたします。ご異議ございませんでしょうか。そのようにお願いします。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 ディスポーザーという名前も私はあれだったのですけれども、この利用は大都会の集合住宅で生ごみ処理に困ったのが始まりのように感じます。それが、私は確かに大和町だけでその最後の最終処理場というか水の処理をしているというので、そこに焦点を当ててしようというのはわからなくはないですけれども、今までの話を聞いていますと、1%程度の普及で、効果というかデータのものはかれるかどうかというのも疑問を感じました。私自身は生ごみは土地にかえしています。そういう普及もあるので、必ずしも機械化にばかり頼るといえるのはいかがなものかというのは、私の中にあります。

それと高齢者が運ぶことの軽減につながると、確かに機械化はそのとおりであります。けれども、こういうことを言っていていいかわかりませんが、私はディスポーザーの機種を売りたいがための何かいろいろなところへのアプローチの中に乗ったのかというのも、ちょっと見え隠れしているような気がしますけれども……（「言葉に気をつけてください」と叫ぶ者あり）はい。ちょっと言葉が過ぎましたけれども、とにかく、これの設置条例をつくってまで普及しなければならないのかという疑義がありますが、そこをお聞かせください。

○議 長 企業部長。

○企業部長 普及率が1%程度というお話を申し上げました。その普及率が1%程度で、水質の状況が本当にきちんと見えるのかどうかというお話であります。これにつきましては新潟県の下水道課のほうと、きっと普及率については最大でも1%程度だということと、それから先行実施をする場所が市の中の全域ではないということを含めて、水質のデータがきちんとしたデータとなるかどうかという話は、新潟県の下水道課のほうにしております。

そうした中で新潟県の下水道課としては、その普及率も含めて、水質の状況がどうだというものを知りたいので、ぜひとも市のほうで先行実施をしたデータをいただきたいというお話でしたので、こういったことで進めさせていただいているということでもあります。

それと、ディスポーザーの販売云々という話がありましたが、決して私どもはそういう話ではありませんし、今までの議会の中でもディスポーザーの設置について、早くしろと、できれば早くやってもらいたいというお話がありましたので、そういったものを受けてできるだけ早くということと、新潟県の下水道課のほうと話を進めてきました。その中で一定の方向が出ましたので、ディスポーザーの設置条例というのを上程したという流れになっております。了解をお願いしたいと思います。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 点お願いします。事が県を相手のことですから、本当に慎重にという意見がいろいろ出ました。私も 2 点お願いするわけではありますが、1 点は 3 条。一般家庭用、

これは当然のターゲットとしたわけでありましょうし、市長が認めた場合ということがありますが、何十人も椅子があるようなそういう業務用ではないということでしょうね。それをひとつ確認させていただきたいということと、あとは第4条です。

この4つのライン以外に、例えば流域あたりで、まだまだ条例がない前に設置していた場合、これはどうするのか。事は県を相手のことですから、この辺のことをただの4つのラインの中での、正しくなかったことについて、過料5万円以内で済むことではないと私は思っています。撤去も含めたそういうことを考えておられるのか、それをひとつ聞かせてください。

あともう1点ですが、私は産建の委員なものですから先般、文書がきました。県が合併浄化槽についての懸念を持っているのは、合併浄化槽の機能というのが、入ってくる汚水がBODで200ppm以下、これを合併浄化槽を通じて20ppm以下に落として放流する。こういう機能の中で、入ってくる汚水がディスポーザーを使った場合、200ppm以下に収まるはずがないではないかと、これが県が懸念している主な理由だと思うのです。この辺について、これから県と折衝に入るとのことだけれども、それか過去6年間、7年間の実証実験の中でどのように市は対応してきたのか、どのようにデータを積んできたのか、ここで確認をさせてください。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 一般家庭の部分ですけれども、例えば営業所とか何か事務所があったりして、そこで本当の家庭用のような形を出しているというのは認めていくつもりであります。

それから、4条のほうですけれども、これは今のところ大和だけを限定しています。あとの部分が今は禁止されていますので、それがほかのところで見つかれば当然罰則の規定にはなると思います。

それから合併浄化槽の関係ですけれども、合併浄化槽の上出浦でやっています。年1回の水質検査等いろいろやっているわけですが、そういうのを踏まえた中でいいますと、ところによっては20ppmを出る年もありますけれども、出ていないという部分で私どものほうは大丈夫だろうという結論を持ってしようとしたということです。県のほうは合併浄化槽の規格として20ppmで入って、10%で20ppmで出すというような性能基準としてはある。けれども放流水の基準としては、性能基準が目標値ですよということです。私どものほうとしては市の管理している部分でやっています。当然それが20ppmを超えるということになれば、市のほうで管理をまたしていくという形ですたいと思っています。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 最初の質疑ですが、ほかのラインで見つかった場合、撤去も含めなければ、これは変ものだと思いますよ。ただ、ここで5万円以下のあれを払えばそれでいいものだろうか。県が相手ですから。メンツが大事な県が相手ですから。

それから合併浄化槽のこと、これについては市のほうで合併浄化槽に入る前の処理をきち

んとやるということを考えて、200 p p m以下に調整をしてやるのであれば、具体化についてもこれから時間をかけてじっくりと、県が納得するような方向を進めていただきたい、これだけは注文しておきます。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1%の普及とか、最終的には3%ぐらいという話がありますけれども、100%の普及というのを考えると合併槽ですよね。合併槽は1軒1つですから。それでどうい問題があるのか、全然ないのか、その辺をひとつお聞きしておきます。

それから、国交省、要するに下水道は国交省の管轄ですが、こういった事例は多分ないと思うのですけれども、どういった指導を受けているのか。「いや、別に問題ありませんよ」と「地域がよければそれでいいですよ」という話なのか、その点もお聞きします。それで1%の普及で県が判断するということでもありますけれども、私はこれで何が判断できるのかと思いますが、その確証をひとつお聞きします。

それから市長がお話しているように、この推進、推奨、補助はしないといいながら、ダイレクトメールでやると、要するに勧誘するわけです。そういうところがちょっと整合性が欠けていると思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 合併浄化槽につきましてはもう上出浦でやっていますので、例えば水質が悪くなれば、汚泥を引き抜いたり、それからひどい時になれば多分ブローアをもうちょっとあげていくという形になると思います。

あと、国の指導については先ほどいったように、直接導入型の判断基準というのが国のほうから出ています。国から下水道協会になりましたけれども、下水道協会のほうから直接投入型の判断基準というものが出ていますので、そのものでいきたいと思っています。

あと、1%の普及率で判断できるかどうかというのは、県の判断です。県はその普及率も含めた中のデータを欲しいということですので、その辺は県のほうの判断というふうに思っています。

それから、ダイレクトメールの件ですけれども、これについてはディスプレイが使えるよというメール、お知らせですので、促進だとかそういうのは考えておりません。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 汚泥をくみ上げればいいのか、要するにそうすると汚泥の量の問題とか。ブローアだって空気量ですよ、酸素供給量ですよ。そういう問題で懸念があるという今の話なのか、ひとつそこを確認します。

それから、国交省の判断基準があるといいますが、し尿の下水道であって、残飯、野菜くず、そういった形の使用のための施設ではないと私は考えますが、そういった指導というのがありますか、ありませんか。目的外使用ではないかと私は思います。

それから、下水道に1%や2%で、例えば1%普及したとして総量に比べれば本当にわずかなものです。それで県が判断できるといったら、これはいい加減な話ではないかと思いま

す。ですから、1年ではどうだかという、今、合併槽でやっているように下水に負荷がかかるのかどうか。さっき費用対効果は答弁がありましたけれども、下水道について負荷があるということは確認をしているのかどうか。その辺をひとつお聞きします。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 合併浄化槽では上出浦でやっているわけですがけれども、汚泥は平均をしております。増える時もあるし、個々の家によっても違うという形です。

あと、当然私どものほうで年1回の水質検査の中で異常があればその時に、またどういう原因かというのでつきとめて対応をしていくという形です。

あと、国の指導の中で目的外使用だという話がありますけれども、当然先ほど言った判断基準がありますので、目的外使用ではないと思っています。

それから県の判断、1%で判断できるかどうかという話ですがけれども、これは判断するのは県のほうですので、私どもがどうこうということではないと思っています。以上です。

(「下水道に対して負荷がかかるか」と叫ぶ者あり)

当然、費用対効果の中でも負荷がかかるということで、費用対効果を算定しておりますので、当然普及率が上がってくれば負荷がかかっていくという形です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 本案に反対の立場で討論に参加させていただきます。私はかねてから申し上げておまして、し尿の下水道であって、こういったところまでの設計がなされた下水道ではないのではないかという立場でお話を聞いてまいりました。

それからもう1点は、1%の普及で、自分たちで8年間も実証実験をしていながら、1%で判断する、しないは県の問題だということについては、余りにも無責任であります。それは国県が補助でやったかもしれませんが、下水道管に負荷がかかると、そしてまた処理にも負荷がかかるということを知っていながら、県の判断で流域にも投入をさせていただきたいと、こういった趣旨の条例かと思えます。

私はこういうことでこの条例は発車すべきではないと思います。実証実験を大和の市営の処理場でやること自体、後戻りができない。要するにそれで実証実験、あるいは県が認めなかったら、あるいはいろいろな不具合が出たらという時になると、これは後戻りができない条例であります。既に設置するわけでありますから。

もっともっとこれは慎重にやるべきでありまして、今、この問題でこれほどまで議論をしながら進める問題ではないということを私は強く訴えます。今少し時代が変わり、あるいはえらく都市化をしてごみのやり場もないという時を想定して、個別に処理槽を持って、そしてそう負荷のかからない形で投入をするという、弾力的な運用をこれから考えていかないと、

私はいかなるものかと思えます。以上で私の討論にかえます。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 41 号議案 南魚沼市ディスポージャー設置条例の制定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議 長 起立多数。よって第 41 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 42 号議案 平成 25 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 42 号議案につきまして提案理由を申し上げます。歳入歳出予算総額にそれぞれ 2 億 6,043 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 311 億 6,343 万円としたいものであります。今回の補正につきましては、当初予算編成後の補助事業採択の決定等、当初予算策定後、必要が生じた項目につきまして行うものであります。所信表明でも申し上げましたように、新エネルギー等促進事業として新規に創設した住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度につきましては、募集開始から数日間で予定件数の申請をいただき、予想以上の関心が見られたため、新エネルギーへのさらなる普及啓発の継続を図るため、当初と同じ件数分を追加で計上いたしました。15 件であります。

グルメイベント推進事業では、「南魚沼きりざい DE 愛隊」がご当地グルメで、まちおこし団体連絡協議会、愛 B リーグであります、この本部加盟団体となったことからイベント効果を強化し、全国に少しでもピーアールできるように広告宣伝費を増額いたしました。

介護基盤緊急整備事業では、県の臨時特例交付金を受けまして、小規模多機能施設、及び小規模特養の施設整備と開設準備のための補助金として 4,953 万円を計上いたしました。

その他の補正項目といたしまして、懸案でありました浦佐認定こども園の通路に隣接しております大型スクールバスの車庫の移設について、移設先の調整がつきましましたので、今回工事費として 1,425 万円を計上いたしました。

市内若者の発案で平成 24 年度に取り組んだ「美女旅」が、春夏編、及び冬編も大好評であったことから、地域情報の発信として今後の展開が期待されるため、地元の勢いと首都圏への反響が薄れないうちに春編と秋編の追加発行分を計上いたしました。また、この流れの一環として要望のありました市民及び職員の自由参加によります「何でもいいあう会」仮称がありますが、この開催経費を計上いたしました。

新市立病院整備事業につきまして、新潟県から委託を受けて整備する仮設駐車場の費用

2,500万円を工事費に計上するとともに、調剤薬局の公共移転に伴う補償費2,925万円を工事費から組みかえをいたしました。

農業振興費では、老朽化いたしましたJA魚沼みなみのスイカ選果機のシステム再編整備と、一定基準を満たした認定農業者に対しての機械購入費の一部を補助する経営体育成支援事業補助金を県の補助を受けて新規に計上いたしました。

流雪溝関係では、県の補償により十二沢川改修に伴います国道橋の流雪溝布設がえの実施設計業務委託料として890万円を計上いたしました。

歳入ではそれぞれ事業に伴う補助金等を計上するとともに、1月末に申請をしておりましたスポーツ振興宝くじ助成金2件のうちの1件が4月17日付で交付内定となり、大原運動公園のスポーツ施設整備事業の財源として1億円を計上いたしました。その見合いとして合併特例債を減額いたしております。

平成24年度会計につきましては会計を閉鎖し、整理作業を行っております。繰越金が生ずる見込みであります。額の確定を待って9月補正予算に計上することとし、今回は歳入歳出の不足額8,344万円のみを計上いたしました。詳細につきましては総務部長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは第42号議案の内容についてご説明申し上げます。10、11ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。11款分担金及び負担金でございます。1項2目土木費分担金は、樺野沢村中6号線道路改良事業に伴う地元分担金の追加でございます。13款国庫支出金、2項1目民生費国庫補助金63万円は、この8月実施予定でございます生活扶助基準各見直しに伴うシステム改修に係るものでございまして、国の制度改正によるものであることから、10分の10の補助金でございます。

14款県支出金、2項県補助金でございます。1目民生費は、市長が提案理由で申しあげました介護保険事業所の改修、新設等に係る10分の10のトンネル補助、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金でございまして、小規模多機能型が2か所、小規模特養で1か所、4,953万円でございます。その下でございます。身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴児の補聴器購入助成金でございまして13万円、先に合わせて4,967万円の計上でございます。

3目衛生費県補助金は、昨年度限りとしておりました新潟県地域自殺対策緊急強化事業を、平成25年度も継続することとなりましたことから、対象事業を実施するため41万円の補助金の受け入れでございます。

4目労働費県補助金につきましては、県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の二次募集がございまして、追加事業に係る補助金でございます。既に予備費を充用いたしまして1,200万円弱の事業費で着手しているものを含めまして、10分の10補助金2,337万円の受け入れでございます。

5目農林水産業費県補助金では、強い農業づくり県交付金といたしまして、JA魚沼みなのスイカ選果機の再編利用事業に4,107万円、浦佐第3地区の客土、八竜下地区の用水路工など、4地区における農山漁村活性化プロジェクト交付金事業補助金追加767万円でございます。それから予備費の充用によりまして対応いたしました平成24年の豪雪に係る緊急消雪対策事業補助金の受け入れ97万円でございます。その下、人・農地プラン、経営体育成支援事業といたしまして、先ほどの提案理由にもございました一定の基準を満たす認定農業者への機械購入補助新規計上で1,500万円の合計6,472万円の追加でございます。

6目商工費県補助金でございますが、消費者行政活性化基金による事業が平成25年度も継続することが決定したことによります補助金316万円の受け入れでございます。

8目教育費県補助金は、塩沢、五十沢、大巻の各中学校、及び総合支援学校で実施いたしますキャリア教育推進事業に係る補助金の計上でございます。3項委託金、6目教育費委託金は県からの委託を受けまして、この10月に六日町小学校で実施いたします道徳教育の総合支援事業に係る県委託金39万円でございます。

めくっていただきまして12、13ページをお願いいたします。16款、第1項寄付金でございますが、説明欄に記載の方々から一般寄附金で3万1,000円、指定寄附金で10万円、指定寄付につきましては、小学校教育振興へということでそれぞれご厚志を頂戴したものでございます。

18款繰越金でございますが、市長が提案理由で申し上げたとおり、前年度純繰越金につきまして、今回の補正の財源不足部分について8,344万円計上させていただくものでございます。

19款諸収入の5項雑入、1の総務雑入では、自治総合センターコミュニティ助成事業交付金の減でございます。これにつきましては塩沢3分区、上町二丁目区、後山区の申請事業が残念ながら不採択となりまして690万円の減額でございます。3の衛生雑入は、魚沼地域医療連携ネットワーク協会からの事務委託金495万円、それから先ほどもお話がございました六日町病院仮設駐車場整備工事委託金2,500万円でございます。合計2,995万円の計上でございます。7の土木雑入は十二沢川改修事業に伴う流雪溝移設補償に係るものでございまして、移設に係る実施設計業務の7割分、623万円の計上でございます。9の教育費雑入でございますが、これも市長が提案理由で申し上げました。大原運動公園野球場施設等整備事業のスポーツ振興くじ、いわゆる「TOTO」でございますが、助成金交付内定による1億円の計上でございます。

次に20款市債でございます。今ほど申し上げましたスポーツ振興くじ助成金の交付内定により、大原運動公園整備事業の特定財源が増となりましたことを主といたしまして、1目合併特例債のまちづくり建設事業債を1億1,220万円減額するものでございます。4目土木債、7目消防債につきましては、それぞれ充当事業の増額によりまして補正計上をさせていただくものでございます。以上が歳入の部分でございます。

14、15ページをお願いいたします。事項別明細書、3歳出についてでございます。2款総

務費、1項6目財産管理費、説明欄の丸、庁舎整備事業費 1,968 万円でございますが、大和庁舎の空調設備改修設計業務委託、それから先ほどの提案理由で申し上げたところでございます大型スクールバスの車庫の移設の設計委託料・工事費の計上でございます。

7目企画費の説明欄丸印、企画一般経費 177 万円でございますが、これも提案理由にございました観光パンフレット「美女旅」の制作、「なんでもいいあう」機会の創設、「若者まちづくり会議」の試行開催に係る委託料でございます。次の丸、集落振興事業費は歳入で申し上げました塩沢三分区ほか2地区のコミュニティ事業不採択による減額 690 万円、それと下は奥地区などの集落集会所施設整備事業の追加によります 248 万円の増額でございます。

8目の公会堂費は大崎地区センターに配備いたします小型除雪機の購入費でございます。

9目バス運行対策費の説明欄の丸、保育園等送迎バス運行費 91 万円でございますが、これまで直営で送迎しておりましたあおば保育園児の送迎バス運行について、運転員が減となりまして臨時職員対応を考えておったのですが、なかなか適当な臨時職員の雇用がかないませんので、シルバー委託とするものでございます。次の丸、公共交通確保維持改善調査事業費 186 万円でございますが、地域公共交通協議会で平成 24 年度に策定いたしました生活交通ネットワーク計画の具体的施策について、事業化を推進するための委託に係るものでございます。

3款民生費、1款2目心身障がい福祉費、説明欄の丸、心身障がい者助成事業費 27 万円は歳入で申し上げました軽・中等度の難聴児の補聴器購入の補助、これは3台分でございます。

3目老人福祉費、説明欄丸、介護基盤緊急整備等事業費 4,953 万円は、これも歳入で申し上げたところの介護保険事業所の改修、新設等に係る 10分の10トンネル補助でございまして、スプリンクラー設備整備に係るものが畔地の小規模多機能型居宅介護施設に、次の施設整備補助分 3,240 万円が本年 12 月に宮地区に開設予定の小規模多機能型居宅介護施設、次の開設準備分 1,480 万円が今ほどの宮地区の施設、及び石打地区に予定されております小規模特養に係るものでございます。

16 ページ、17 ページをお願いいたします。3款民生費、1項7目は平成 23 年度に設置いたしました塩沢老人福祉センターの消雪井戸の電気料でございます。このたび、指定管理者との負担区分が決定いたしましたので計上するものでございます。8目の丸印、魚沼荘改築事業費は、建築確認、開発行為・解体工事設計費などの計上でございます。3項1目生活保護総務費でございますが、歳入で申し上げました生活扶助基準額見直しに伴うシステム改修に係る委託料でございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生対策費の説明欄丸、自殺予防対策事業費は、これも歳入で申し上げました今年度も継続実施することとなりました県の緊急強化事業 10分の10の補助金を受けて、自殺予防対策に係る主に人材養成事業を実施するものでございます。

3目予防費の説明欄丸印、予防対策事業費 801 万円は、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌接種事業の平成 24 年度実績による県補助金の清算でございます。収入金額 3,230 万円ほどに対しまして、実績額 2,440 万円ほどでございまして、その差額に係る返

還金でございます。これにつきましては例年でございますと、6月に実績報告、年度末に補助金の清算ということでございましたが、今回所信表明でもございました本年度から当該補助事業が一般財源化されたことによりまして、6月の実績報告をもって補助金も一緒に清算するということから、今回補正させていただくものでございます。

1目の丸、母子保健事業費の返還金につきましても同様でございます。4目医療対策費でございます。次の18、19ページにわたっておりますが、市長の提案理由それから歳入のほうでもご説明申し上げました新市立病院整備事業、それから地域医療連携支援事業に係るものでございまして、県の委託事業、合計2,995万円の計上でございます。

18、19ページでございます。4款2項1目環境衛生費の説明欄丸、新エネルギー等普及促進事業費でございます。これも所信表明、それから提案理由にございました太陽光発電システムの設置費補助金に係るものでございまして、当初と同じ15件分、450万円の追加でございます。

次の丸、有害鳥獣対策事業費でございますが、県の平成25年度の新規事業、有害鳥獣捕獲従事者緊急確保事業補助を受けまして、銃の狩猟免許取得経費の支援を行うものでございます。このたびは上限5万3,000円、8人分ということで計上させていただいているものでございます。

3項清掃費3目の不燃ごみ処理施設運営費84万円は、施設付近にございます排水路の洪水対策として水中ポンプを設置するわけでございますが、その設置箇所にごみよけのスクリーン、金網の設置工事費でございます。

20、21ページをお願いいたします。5款1項労働諸費、2目雇用創出事業費1,145万円でございます。緊急雇用創出事業臨時特例基金事業県補助金を受けて実施いたします、歳入でも申しました追加の事業に係るものでございます。国際大学と連携した市内企業の海外進出、新規市場開拓、南魚沼の特産品を使用した商品の販路拡大などの事業実施に係るものでございまして、新規雇用者としては3名を予定しているものでございます。

6款1項2目の農業振興対策補助事業費6,082万円は、歳入で申し上げました強い農業づくり県交付金に係る推進事業の補助金、経営体育成支援事業の補助金のほかに、サル、クマ用のはこなわ購入に係る鳥獣被害防止対策協議会補助金でございます。次の丸は大杉山のふるさと農園の入り口、手すり、案内看板の修繕でございます。3目の畜産振興費は有機センターに係るものでございます。4目土地改良事業費も歳入で申し上げました浦佐第3地区、八竜下地区などの4地区に係る交付金でございます。

7款1項1目商工業振興費の丸、商工施設管理運営費120万円は、十二沢川改修に係る補償移転関連でございまして、駅前中央駐車場の用地測量費委託でございます。次の丸、商工業振興補助事業費250万円は、国際大学と協働で地域企業の育成と活性化を図るプログラムにつきまして、産・官・学連携事業の展開支援といたしまして、企業のコンサルティング費用の一部を補助するものでございます。その下の丸、消費者行政活性化事業費261万円は歳入で申し上げたとおり、県の基金事業が平成25年度も継続されるということで、啓発強化事

業といたしまして、パンフレットの購入、それと全戸配布を行うものでございます。

続きまして22、23ページをお願いいたします。7款1項3目の説明欄の丸、観光振興事業費339万円は、女子力観光プロモーションチームによります「極上の南魚沼ホームページ夏～冬編」の作成などに係る委託料99万円、それから市長が提案理由で申し上げました「南魚沼きりざいDE愛隊」の愛Bリーグ本部加盟による支援を含め、広告宣伝費に係る補助金増額240万円でございます。

その下の丸、観光施設維持管理費113万円は、五日町スキー場の公衆トイレ屋根等の修繕、それから八海山里宮トイレに係る下水道受益者負担金の計上でございます。次の丸、観光交流拠点施設管理事業費は、指定管理委託料の不足分の計上でございます。

8款2項2目、4目は共に市道樺野沢村中6号線に係るものでございまして、改良済み部分につきましての地元施工による消雪用削井工事補助金400万円、それから改良予定部分の測量設計等委託100万円でございます。同款4項3目の丸、浦佐駅前広場管理費では、照明灯ポールの腐食が進んでおりましてその防止、それから2番目の丸、流雪溝管理運営費890万円は、歳入で申し上げました十二沢川改修に伴う流雪溝移転補償に係る実施設計委託料でございます。4目塩沢交流広場管理費は、広場乗り入れ口の側溝及び舗装の修繕でございます。

24、25ページをお願いいたします。8款5項1目の市営住宅管理費340万円は、市営上野団地の消雪用井戸ポンプ入れかえでございます。

10款1項1目丸、特別支援教育事業費155万円は、特別支援学級から普通学級に異動した児童がございまして、それに係る非常勤講師の配置でございます。次の丸教育振興対策事業費100万円は、六日町高校が90周年、塩沢商工高校が50周年の記念事業の補助金、それぞれ50万円でございます。次の丸、教育総合支援事業費87万円は、歳入で申し上げました県の補助決定を受けて、塩沢、五十沢、大巻中学校及び総合支援学校で実施するキャリア教育推進事業、もう一つは六日町小学校で県の委託で実施いたします道徳教育の推進事業実施に係る経費の計上でございます。キャリア教育のほうでは、起業家などによる講演会の講師謝礼、道徳ではそれに係る指導講師の謝礼、あと必要用品やリーフレットの作成、大巻中では大学訪問も予定しておりますし、六日町小では妙高市での体験活動というのも予定しております、それにおけますバス借り上げ料などの計上でございます。

2項1目の丸、小学校管理一般経費350万円は、自家用電機工作物を点検いたしまして、市内小学校7校におきまして部品等の交換等が必要になりました。それに伴う修繕工事費を追加させていただくものでございます。その下の丸印、小学校教育振興費10万円は、歳入で申し上げました指定寄附をいただきまして、同額を大和地域の6小学校について図書を購入させていただくものでございます。

26、27ページをお願いいたします。3項1目の中学校費でございますが400万円、これは先ほど小学校の部分で申し上げました自家用電気工作物の点検結果によります部品等の交換工事でございます。大和中学校でございます。それと市長が提案理由で申し上げた大型スク

ールバス車庫の移設に伴う解体工事費の補正計上でございます。2目統合中学校建設事業費は、統合中学校のグラウンド予定地とされるところの不動産鑑定を実施させていただくものでございます。

4項1目特別支援学校運営費は、開校式、入学式等でコピー機の使用が大変多くなりまして追加させていただくものでございます。

6項社会教育費3目696万円は、購入図書に添付するICタグの購入84万円、それから既存図書に添付しますICタグの購入と添付作業委託及び引っ越しに係る資料の梱包等、引越作業の委託、合わせて612万円の計上でございます。なお、購入当初のICタグにつきましては、購入先業者が添付することとなっております、ここではタグの購入のみを計上してございます。4目坂戸城跡整備事業費は、保存整備委員会委員の方の転居による旅費の追加でございます。

28、29ページをお願いいたします。7項1目は大原運動公園野球場のこけら落としに開催を予定しております東京六大学野球オールスター戦の打合せに係る職員旅費の計上でございます。それとあわせてグラウンドゴルフ大会実施の補助金についての追加でございます。2目の丸、体育施設整備事業費230万円は、浦佐グラウンドの防球ネット設置に係るもの、それから二日町体育館の天井照明、切れているところの交換でございます。浦佐グラウンドの防球ネットにつきましては、隣接して病児病後児保育児実施に係ります萌気園診療所が完成することから設置させていただくものでございます。

その下の丸、大原運動公園整備事業費では、野球場のバックネット支柱、それから人工芝の工場検査に係る職員旅費の計上でございまして、バックネット支柱につきましては名古屋市、人口芝につきましては堺市のほうの工場での検査に係る旅費でございます。

3目は大和の学校給食センターの排水処理施設、給湯ボイラの部品等、交換工事150万円、それと調理用備品でございます、フライヤーといいます連続揚げもの調理器の入札差額228万円の減額の補正でございます。

11款災害復旧費、2項1目公共土木施設災害復旧費は、石打地内、雲洞地内ともに塩沢地域でございますが、道路債の単独債の工事費の計上でございます。3項2目の豪雨災害農林施設復旧費は大変件数が多ございまして、完了に伴う事務処理についても大変多くなりますので、臨時職員1名を雇用させていただくものでございます。以上が歳出の部分でございます。

6ページに戻っていただきまして、第2表、地方債の補正でございます。歳入、20款、市債の補正でご説明申し上げました内容によりまして、起債の限度額を9,520万円減額いたしまして、40億2,790万円とさせていただきたいものでございます。

1ページに戻っていただきまして第1条では、歳入歳出予算の補正、第2条では今ほど申し上げました地方債の変更をお願いしたいものでございます。

なお、今定例会に上程しております第43号議案、一般職・特別職の給料等減額措置に係ります削減額については、この補正には計上してございません。と申しますのは、市長も申し

上げましたとおり、この削減については交付税が相対となっている部分がございます。その交付税が8月に算定決定される見込みでございますので、その後この削減措置に係るものを財源といたしましては、交付税を見た上でそれとともに補正予算ということで計上させていただくのが合理的かということで、9月定例会以降の補正予算に計上させていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。走りばしりの説明になりましたが、以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。なお、発言者はページ数を指摘して発言をお願いいたします。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2点ほどお願いします。まず21ページの雇用創出事業、新規雇用3名ということでありました。これに関連してですけれども、日本電産コパルさんが郡山から130人クラスの工場をこちらに移転ということで、新規雇用を非常に期待しているのですけれども、そちらのほうは今現在どのようになっているのかということをお聞きをします。

もう1点は23ページの観光交流拠点今泉の部分でありますけれども、冬場の道路消雪に関してですが、水不足ということもあって駐車場が半分ぐらいしか消えていなかった。ことしは井戸を掘って、さらに全体を消したいということでありましたけれども、実は下流の水路のほうで水田に、この3月にかなり水がのってきたという部分もありました。そういうところも若干影響が出ているのかという思いもありますので、今後もう1本井戸を掘るなりして駐車場全域を使えるようにした場合についての水量と、その後下流にある水路への影響についての調査についてのお考えをお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず1点目のコパルさんの雇用の関係でございます。当初の計画では130名程度という形であったわけですがけれども、最近いわゆるいろいろな中国問題、あるいはほかの問題があって、なかなか業績が思うように一時期ほど上がっていないという話もございまして、今のところ具体的に何名という形での話はございません。

それから、今泉の道の駅のところでございますけれども、その下流の水路のこの話も聞いております。少し掘るにしても、あるいは駐車場全体の消雪のことを考えた時に、下流域の水路のところの水量、その辺の調査もした上でしないとだめかと思っておりますので、その辺はちょっと調べさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今泉のほうの分については了解しました。

日本電産コパルの部分ですけれども、福島郡山工場が、完全に撤退をしてこちらに来るという話であったわけですがけれども、その辺の事情はどうなっていますか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 一応今のところはその話はそのまま継続しておりますけれども、具体的に新工場をこちらのほうに建てる云々という話については、今社内でもいろいろ検討されているということでございまして、今直ちにここで新社屋を建てるのかという形の話は今のと

ころ聞いておりません。以上です。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 完全に来ないというわけではないわけですよ。そのところが一番大事なところですよ。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 いわゆる来ないという話にはなっておりません。

○議 長 市長。

○市 長 日本電産コパルですけれども、もう福島のほうはほとんどやっていないわけでありまして、その福島にいらした皆さん方は、大半は南魚沼市内に住んで通っているということでもあります。先般その方が結婚をいたしまして、ご報告もありました。

それはそれとして、新しい社屋でありますけれども、これは永守会長が本来でありますと昨年建設しようということでしたが、さっき部長からちょっと話がありました中国進出の部分で、中国との関係悪化の中で非常にその部門が会社の体力を奪ったということでありました。しばらく、期間はまだ限定はしておりませんが、もういずれは回復すると思っておりますけれども、その間はちょっとその話は延期をさせていただきたい。

そして、グラウンドにその新しいという部分でしたけれども、あそこは遺跡もあつたりということの中で、でき得れば今のコパルの会社の東側に古いプレハブの建物があるわけですが、その辺も含めてそこに建てて、こっちのグラウンドのほうは遺跡調査のいらないように駐車場等という構想も今もって、また具体的に話を進めているところであります。来年になるか、ことしやるか。ことしはやらないと思っておりますけれども、そう遅くないうちにまたきちんとした話があるかと思っておりますが、今の状況としてはそういう状況であります。

○議 長 16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 1 点お願いします。19 ページ、有害鳥獣対策事業費で、担い手緊急確保事業補助金ということで、県の補助金と同額を市で負担して狩猟免許の取得経費の半額程度を助成するというので、今までにない画期的なことであると思っております。非常に猟友会のメンバーが減ってきておりまして、私の知っている方でもやめた方がかなりいます。年齢構成を見ると 60 代、70 代で 8 割方ということで、話に聞くと「次の更新の時で俺はやめるのだ」という方もかなりいると聞いております。

ここで、この半額程度の助成をして、狩猟免許を取ろうという方がどの程度見込めるのか。それから、以前旧塩沢町当時、職員の中で狩猟免許を持っておられた方もいたのですが、現在市の職員の中でそういうこと、例えばこの事業にのってぜひ狩猟免許を取って、有害鳥獣の対策にも協力したいという方がいるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 後継者問題につきましては、議員がおっしゃるとおりで高齢化していますし、不足をしているという認識を持っています。それで、猟友会のほうとも今後その辺の

ところも含めて協議をしていこうという段取りになっております。

それで、新しく狩猟免許を取られた方ということですのでけれども、昨年ですが、四、五人の方から取っていただいたということは聞いております。今回新しくこの制度ができて、どれほどの反響があるのかということについては、私どものほうで今のところ把握しておりませんので、様子を見てみたいと考えております。

それから、市の職員がということですのでけれども、これにつきましても今回の補助制度、それから今後の猟友会との話の中でまた詰めていきたいと思っておりますので、今のところはちょっと考えておりません。以上です。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 こういう制度で、ぜひ免許を取って協力したいという方が出ていただければありがたいと思うのですが、私がちょっと聞いた話では、新規に取得するのもそうだけでも、年間でかかる費用が非常に高いという話もありましたし、相当精神的にタフでないと、警察は基本的に余り持たせたくないようで、いろいろ隣近所まで含めて調査や何かをやるそうです。プライバシーの部分まで踏み込まれているというようなことを言っていた方もいらっしゃいます。

非常にタフでないと続けていられない部分だということもあります。その辺も踏まえて、今ほど猟友会と協議をしたいというお話がありましたが、現在も80数名だということだそうですので、個々の方の意見も聞いていただいて、そういうものを参考にして後継者を育てていっていただきたいと思っております。もう1回答弁お願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今ほどの意見を参考にさせていただきながら考えていきたいと思っております。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2点お聞きいたしますけれども、まず15ページ、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金というところですのでけれども、3台購入するということです。これについては全額補助なのか、一部か。助成だから助成なのでしょうけれども。それは1台どのくらいのものにどの程度助成するのか。それで、この該当者の把握ですよね。それは該当児童等が申請によってするのか、それとも検診とかそういうもので、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、引っかけたというか、そういう指導があった方に、こういう制度の助成の指導等もしていただけるのかということもあわせてお聞きしたいと思っております。

もう1点、これは私の多分聞き洩れだとも思うのですがけれども、21ページの下のほうに商工業振興事業補助金がありますけれども、これは国際大学と産・官・学の連携事業の補助というところは聞いたような感じですのでけれども、具体的にどういうことをしようとするのかということをお話していただきたいと思っております。

上のほうに商工業振興業務委託料というものがありますけれども、これは雇用創出で3名雇用するということですのでけれども、非常に名称が似ているといえますか、委託料と補助金ですがこれは関係があるのか。事業を委託して補助みたいにするのか。もし、全然関係なかつ

たらネーミングを変えていただくと、非常に私どもはわかりやすいという気がします。その辺の説明をお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 補聴器は一応金額的には13万7,000円みていまして、3分の2を市のほうで補助する予定です。3分の1が自己負担ということです。

市内の小中学校で事業該当者は約16名いるということで、現在相談がある方が1名ということです。今のところ3台分の予算計上をしていますが、当然またお話があれば補正等で対応していきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目の質問の21ページのところでしょうか。まず、商工業振興事業補助金ということでございますが、これにつきましては企業の皆さんが国際大学と連携してやるわけですけれども、国際大学に東南アジア各国から来ているわけです。例えば東南アジアのほうに現地に出向いて、地元の企業の方と現地のほうのいろいろなマーケティング調査をやって、いわゆる輸出等の事業化ができるのかどうかという部分を一緒になってやってみよう。いわゆるその企業の皆さんが国際大学のほうにコンサルティング契約を結ぶ。その費用について2分の1、25万円を限度に助成をしようと、コンサルティング契約を結ぶ企業の皆さんに補助をしようという事業でございます。

同じページの上のほうの雇用創出の中に、事業ということで商工業振興業務委託料ということがありますが、これは雇用創出事業ということです。これも国際大学のほうに1名雇用をしてもらって、そういったいわゆる企業へのプログラムを組んでもらったりする事業が、実際研究しているところがあるわけですけれども、そこにこの緊急雇用事業1名を緊急雇用ということでしていただいて、その事業を進めてもらうということです。下のほうのものは企業のほうの皆さんに助成をするということでございますし、上の緊急雇用創出事業のほうは、国際大学の研究所のほうに委託をして、1名雇用してもらって事業を進めるという内容になっております。以上です。

○議 長 10番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 難聴児の補聴器の購入の件で、16名該当がいるということです。必要があれば補正なりしていくということですが、必要性の把握というかそれは申請待ちですか。それとも保健関係の指導みたいな、そういうきっかけがないと多分13名の方々は取りついでいいかわからないと思うのですけども。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この制度が県のほうから補助対象になるということできたのがちょっと遅かったものですから、余り細かいところまできちんと詰めていないのですが、16名というのは中学校のほうの調べで、それぐらいが該当するのではないかと、あくまでもこれは推測数です。実際に相談にきている方が1名いるということです。当座としては3名のつたということで、今後は学校側とピーアールも含めてこれから進めていきたいと考えております。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 2点だけお願いします。最初は税込の問題についてです。市では軽自動車税を徴収しているわけですが、担当課に行ってお聞きしましたら、自動引き落としの場合は、5月31日までに納めなさいと。けれども、納めましたよという証明書がくるのが、うちできのうでした。そういう形でその間のブランクがあるわけです。

それで、長岡市では証明書を出すときに、証明書の有効期間を6月15日まで延ばして書いてあるのです。できたらそういう形で運用できないのかということであれしているのですけれども、検討はするということですが、あえて私がここで言ったのは、ぜひそういう方向で、長岡ではそれをやってそんなにない。それから、普通自動車の県が徴収している分では、もうそういう対応をしているということ。運用そのものは市でもしているのですけれども、やはり市に来てくださいということ。そこがやはりある意味では厄介だというのが情報提供者の声でしたので、できたら長岡方式にしてもらいたいというのが1つです。

それからもう1つは、21ページの商工業振興費です。夏祭りがじきに来ますけれども、実はうちの町内に露店商が出ます。その露店商の皆さんの約半分近くは食べ物を販売する人たちですが、水道水でやはり周りの人たちからのいろいろな声が入ってきています。それは商工観光課でも承知してしまっていて、いろいろ対策も立てているのですけれども、なかなか改善がみられない。それで、地域の人たちも協力ぐらいいはしたいとは思っても、だんだんしない家も増えてきたのか、うちの近所にそれが使える水道水がなければ使いやすいところに大きいタンクまで持ってきて、水道水を入れてくる業者がある。また、使い方が悪くて1日中水道水が出っぱなしであったということもあつたりした。許可を得て使ってくださいというのを出しているらしいのですけれども、なかなか徹底していない。そういう改善を、住民は協力しないと言っているわけではないし、うちなんかもそういうことをしているのです。けれども、やはりたびたび「ん」と思うようなことがないように検討をしていただきたい。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの軽自動車税の関係ですけれども、申し訳ありませんが私のほうで把握をしておりませんでした。実情を調査して、できるものなのか、何か問題があるのか、その辺を研究させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目の祭りのときの露天商の使用の仕方といいますか、モラルといいますかそのことについてです。市民の皆さんも沿道の皆さんも祭りに対して協力していただいているという部分です。気持ちよく祭りを盛り上げてもらうという意味で、露天商の代表の方にもその話は当然させていただくつもりでおりますし、実行委員会のほうにもまたそのあたりの話をさせていただきます。けれども、露店のほうの実態を聞いてみますと、なかなか末端のほうまで指示が行き届いていないという実態もあるというやに聞いております。その辺は気長にといいいますか、お願いをしていくしかない。本当に気持ちよく祭りが成功される

ようにしていただくということで、また地域の皆さんも今まで以上に協力をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 最初の税収の問題ですが、部長は認識していなかったという……。担当の課長にはお願いしてきたのですが、ぜひ、長岡方式になるように検討していただきたいということをお願いしておきます。

それと今のことですけれども、お祭りの委員会でもみんな知っているのです。そのことが問題になっていることも知っているけれども、なかなか解決ができない。そして親方に言えればいいのではないかなんて言ったけれども、なかなか今どきは末端では親方の権威も少なくなって、でないということです。くじ引きをする時あたりにもう少し大きな声で、そこら辺も徹底してもらったり、どこかいい案がないかということもちょっと調べてもらえると——私も調査もいたしますけれども、そういうことも含めてお願いしたいと思います。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 その辺は実情も聞いておりますので、何かいい方法があるのか。またその辺はいろいろな皆さんの知恵を借りたいと思っております。以上です。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 私が聞き漏らしたのかちょっとわかりませんので、確認したいと思うのですが、市長の所信表明の中にも、緊急対策として風疹の予防接種の促進というものがございました。ここをみますと17ページの予防事業というところに、私が聞き漏らしたのか、それとも計上をしていないのか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 風疹予防については時期的にちょっと遅かったものですから、予算のほうは間に合わなかったということで、歳出については予備費を当面充当して動こうかということで今やっております。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 了解いたしました。確認しましたので執行部のことですからやると思いますが、今、正直いって、時期的とおっしゃいましたけれども、かなり危機感を感じて早く自分自身の予防接種をしている方がいます。やはり執行に関しては4月1日ぐらいに戻って、多分還付という形になると思いますのでそこまで配慮しながら、正直者がばかをみないような、そういう形で進めていただきたいと思います。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 一応年度内に行った方は、遡及で救う方向で検討しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 42 号議案 平成 25 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 1 号) は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって第 42 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は 6 月 17 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでございました。

[午後 6 時 06 分]